

第一章 専利出願及び専利関連事項の申請手続き

1. 必要書類.....	2
1.1 書類.....	2
1.2 書類の署名捺印.....	3
1.2.1 自然人による出願.....	3
1.2.2 法人による出願.....	3
1.2.3 電子出願による署名.....	4
1.2.4 署名捺印の審査.....	4
1.2.5 署名捺印の不一致の場合の処理原則.....	6
2. 送付方法.....	6
2.1 窓口持参.....	6
2.2 郵便送付.....	7
2.3 電子送付.....	7
3.出願番号.....	7
4.受理.....	8
4.1 一般規定.....	8
4.2 関連意匠についての特殊規定.....	9
5.出願の取り下げ.....	9
6.放棄.....	11

第一章 専利出願及び専利関連事項の申請手続き

わが国の専利法（特許法、実用新案法、意匠法に相当）では、その類型について特許、実用新案及び意匠の三種類に分類している。専利制度は先創作主義を採用していないため、創作者は専利権の保護を受けようとする場合、その創作内容により適切な専利の種類を選択して専利主務官庁に出願しなければならず、査定の後、規定に符合して初めて専利権を取得することができる。

専利出願及びその他専利に関連する事項、例えば、分割出願、出願変更、専利権の譲渡、無効審判請求等は一定の手続き要件をみたしていれば受理することができる。本章で規範される内容には必要書類、送付方法、受理、取り下げ、放棄等の方式審査作業が含まれ、専利主務官庁の業務処理はこれに準拠するものとする。

1. 必要書類

1.1 書類

専利出願及びその他専利に関連する事項に必要な書類には、願書、明細書、専利請求の範囲、図面、要約、指定された代表図、委任証明書、新規性優遇期間証明書、国際優先権証明書、微生物材料寄託証明書、無効審判請求理由及び証拠、専利権異動の証明書などが含まれる。各項目の申請に準備すべき書類及び記載方法については、各関連章節の規定を参照のこと。

専利出願及びその他専利に関連する書類は中国語で記載しなければならない。証明書類が外国語の場合は、専利主務官庁が必要と考えるとき、中国語の翻訳版或いは部分翻訳を添付するよう通知することができる。

専利法とその施行細則に定められた添付すべき証明書類は、原本か正本とする。原本又は正本の代わりにコピーを送付する場合、当事者は原本又はコピーと同一であることを釈明しなければならない。但し、優先権証明書は正本でなければならない。出願人が法定期間内に優先権証明書の最初のページのコピーのみを送付した場合、専利主務官庁は期限内にコピーと同一である正本を提出する補正を通知し、期限内に補正しなかった、または補正後も依然として不備である場合は優先権を主張しないものと見なす。しかし、すでに専利主務官庁にすでに優先権証明書の正本が提出済みである場合は、正本に付記された案件番号を明記してコピーの代わりとすることができる。

証明と釈明は、どちらも当事者が提出した証明で、専利主務官庁に心証を生じさせる行為である。いわゆる釈明とは、即時調査に提供でき、専利主務官庁に大よそ信用させることができる証拠を提出することを指し、叙述又は説明と解釈してはならない。しかし、実務上では宣誓書をこの代わりとして受理することが多く、例えば誓約書でコピーが原本又は正本と同一であることを保証する。

証明とは、専利主務官庁にその事実が確実にそのものであると確信させる事実証拠を提出することを指す。例えば、書類のコピーが公証法の規定に従い公証或いは認証を受けたものである時、当事者による釈明又は証明の結果、専利主務官庁に相当の心証を生じさせることができない場合には、依然として当事者へチェックのために証明書類の原本或いは正本の補正送付を通知することができる。

1.2 書類の署名捺印

出願書類の署名捺印は、出願人が書類に署名又は捺印（以下、署名捺印と称する）することで信用するものとする。専利出願及び専利に関する事項については、出願人が願書に署名捺印を行うべきで、代理人に委任している場合は、代理人の署名捺印だけでよいとする。代理受取人は出願人の代わりに専利に関する書類の受け取りの権限しか有しないため、願書にはやはり出願人が署名捺印をしなければならない。願書に署名捺印をしなかった場合、期限内に補正するよう出願人に通知し、期限が過ぎても補正しなかった場合は、専利出願又は専利事項の申請手続きは不受理とする。

1.2.1 自然人による出願

民法の規定により、自然人は行為能力を有する者、行為能力を制限されている者、行為能力のない者に区別される。民法の規定により、行為能力のある自然人であれば行政手続の行為能力を有する。行政手続を行う能力のない場合は、替わりにその法定代理人が行政手続行為を行わなければならない。それゆえ、出願人が行為能力を有する者である場合、出願人本人が願書に署名捺印しなければならない。行為能力を有しない者である場合、または行為能力を制限されている場合、願書にはその法定代理人を加え並びに署名捺印しなければならない。出願人が代理人に委任して専利出願する場合は、同じくその委任状に署名捺印する。

出願人の印鑑は、例えば「〇〇会社董事長印」といった役職印を使用してはならない。役職印は、某自然人の会社又は部署内における職務又は肩書きのみを代表するものであり、業務執行時の身分識別に用いられるものであることから、専利出願書類に印鑑として用いると、出願人の人格・属性を確認することができないからである。

1.2.2 法人による出願

出願人が法人である場合、法人は署名捺印行為をすることができないことから、台湾法人はその代表者又は署名捺印する権限を持つ者がこれを行い、加

えて会社印を押印しなければならない。外国法人の場合は、その代表者又は署名捺印の権利を有する者がこれを行うことができる。署名捺印の権利を有する者がこれを行う時、法人代表が当該署名捺印をする行為の権限を有すると示す、法人の授権証明書類又はそれが職務執行に属するものであると示す声明を提出しなければならない。いわゆる署名捺印の権利を有する者とは、例えば、マネージャーが会社規程又は契約規定の授権範囲内において、会社のために管理事務及び署名する権利である。権利を有すると声明する者には、署名捺印する本人、出願人の代表者又は出願人の代理人が含まれる。

出願人が政府機関である場合、政府機関の公印を押印すると共に、機関の長が署名捺印しなければならない。例えば、「〇〇部〇〇局」による専利出願の場合は、申請人の欄に「〇〇部〇〇局」と記載して公印を押印し、代表者の欄には局長の姓名「〇〇〇」を記載すると共に署名又は局長の私印、職印、役職印を押印しなければならない。出願人が学校又は財団法人の場合、その代表人の署名捺印は政府機関の場合と同じとする。

出願人が会社組織であり、その代表者が他の会社組織である時、例えば、甲会社の代表者が乙会社である場合、専利出願の願書の代表者欄には乙会社と明記した上、乙会社の印鑑を押す必要がある。

原則上、法人が専利出願する際の、願書上の署名捺印は上述したとおり会社の正式名称と一致する会社印でなければならないが、「〇〇会社専利専用印」、「〇〇会社知的財産権専用印」等は、専利出願の用途と一致するため、専利出願に用いることができる。その他の印鑑、例えば「〇〇会社契約専用印」、「〇〇会社輸出入専用印」、「〇〇会社通関申告専用印」等は全てある特殊な用途においてのみ使用できるもので、どれも専利出願に用いる印鑑としてはならない。

1.2.3 電子出願による署名

電子出願については、出願人による電子認証を使用した電子署名としなければならない。出願人が二人以上いる場合、全ての出願人は皆電子署名としなければならない。代理人に委任している場合、代理者による電子署名のみとすることができ、代理人が二人以上いる場合には、そのうちの一人による電子署名でよい。

1.2.4 署名捺印の審査

出願人は願書送付から専利権消滅までの期間、各種専利に関する申請を提出するが、その際には、原則として出願人による願書類又は各種証明書上の署名捺印が当該出願包袋の署名捺印と一致しているかどうかを審査する必要はなく、

出願人又は代理人の署名捺印さえあれば、出願人の意思によって申請されたものと認める。出願人が後願で先願への国内優先権の主張、変更、分割又は関連意匠出願する場合でも、当該後願、変更出願、分割出願及び関連意匠出願の願書には出願人又は代理人による署名捺印でよいものとし、これらの署名捺印が先願又は原出願の署名捺印と一致するか否かを審査する必要はない。

しかし、出願人の権益に重大な影響を及ぼす可能性がある以下の事項の例の場合は、出願人の権益を保護するため、願書又は証明書類上の出願人の署名捺印が当該出願包袋の署名捺印と一致するか否かを審査する必要がある。

- 〔1〕 専利出願権の譲渡と登録
- 〔2〕 専利権の譲渡と登録
- 〔3〕 専利権の信託の登録
- 〔4〕 特許出願の早期公開
- 〔5〕 専利出願の取り下げ又は放棄
- 〔6〕 当事者の閲覧に制限された案件書類の閲覧、抄録又は複製（制限範囲は専利閲覧作業要点規定に準ずる）

出願人による署名捺印が一致しているか否かの審査は、当該出願の最初の専利出願時の願書になされた出願人の署名捺印を対比基準とする。署名捺印に変更があり、変更登録をした場合にはその後の審査では変更後のものを対比基準とする。代理人に委任して出願する場合、且つ願書上に代理人の署名捺印のみしかない場合は、委任状にある出願人の署名捺印を基準とする。しかし、委任状の出願人の署名捺印が特定用途に限られる場合（例えば、「〇〇会社契約専用印」）は、その後最初に署名捺印の審査が必要な専利事項を処理する際に、当該特定用途に符合する証明書類（例えば譲渡契約書）には当該印鑑を使用できるが、その他の特定用途以外（例えば、出願取り下げ）の出願書類には、専利出願の用途とすることができる署名捺印を使用しなければならず、並びに出願人は当該出願書類の署名捺印がその署名捺印であることを叙述する宣誓書を提出しなければならない。その後、その他の署名捺印の審査が必要な専利事項を処理する際には、当該署名捺印を対比基準とする。

電子出願の場合、最初の専利出願時に添付した証明書類の映像ファイル（例えば「委任書」）上の出願人の署名捺印を基準とする。出願時に証明書類の映像ファイルを添付しなかった又は添付した証明書類の映像ファイル上に出願人の署名捺印がない場合は、その後最初に書面にて署名捺印の審査が必要な専利事項の手続きを行う際に、出願人は当該出願書類の署名捺印が确实のその署名捺印であることを明記した宣誓書を提出しなければならない。その後、書面にてその他の署名捺印の審査を必要とする専利事項の手続きを行う時は、その署名捺印を対比基準とする。

1.2.5 署名捺印の不一致の場合の処理原則

願書、証明書類上の出願人の署名捺印が審査の結果、包袋情報と不一致が生じた場合には、期限を定めて出願人に補正を通知する。出願人は以下による方法のうち一つを選んで補正するものとする。

- 〔1〕 包袋の署名捺印と同一のものに補正
- 〔2〕 署名捺印の変更を申請(詳細規定は本編第3章を参照)
- 〔3〕 願書又は証明書類上の署名捺印が確かに本人による署名捺印である又は有権者による署名捺印であると宣誓する

宣誓方法による補正をする出願人が自然人の場合、登録査定(又は処分)される前に宣誓書を添付すべきである。登録査定(又は処分)後の場合、宣誓書及びその身分証明書類を添付しなければならない。法人の場合は、宣誓書を添付しなければならない。宣誓による補正を選択し、署名捺印の変更を申請しない場合は、その回の出願事項にのみ個別案件の効力を発生するだけで、その後に各種出願手続きを行う時に署名捺印の審査が必要な時には、依然として包袋に残されている署名捺印を対比基準とする。

譲渡登録、信託登録等の申請は双方の権利義務に関するが、譲受人、受託人の一方による申請事項の提出とすることができ、原権利者のみが宣誓することができるが、譲受人、受託人が代替することはできない。

(2008年1月17日経済部経訴第09706100560号の決定を参照)

2. 送付方法

出願書類の送付方法には窓口、郵送、インターネットによる出願等の方法がある。簡易手続き事項以外は、上記以外の方式による出願、例えば、電子メール、ファックスなどによる出願は不受理とする。

簡易手続き事項とは、出願人の身分証明書番号及び統一番号の訂正、専利権者の代表者の変更、専利権者の住所変更、代理受取人の住所変更、代理人の住所変更、領収書再発行の申請、閲覧の申請、コピーの申請、補正期間延長の申請、面接の申請、検証及びサンプル検証返還の申請等を含み、これらの申請は電子メール、ファックスにより行うことができる。

2.1 窓口持参

窓口持参とは、書類と手数料を専利主務官庁又はその各地の事務所(新竹、台中、台南、高雄事務所)の専利受付窓口持参し、専利出願又は専利事項に関する事項を手続きすることである。

2.2 郵便送付

出願書類の送付を郵送形式で提出する場合、書留であるか否かを問わず、郵便物を渡した当日の消印に記載された日付に準ずる。郵送日の消印が不明瞭の場合は、当事者が消印不明の理由を証明しない限り、専利主務官庁に送達された日付を基準とする。

郵送方法とは、「中華郵政株式会社」を経て書類を専利主務官庁又はその各地の事務所(新竹、台中、台南、高雄事務所)に送達し、専利出願又は専利事項に関する事項を手続きすることを指す。

その他の民間の郵送会社からの送付された場合は、その書類が専利主務官庁に送達した日を基準とする。民間の郵送会社が中華郵政株式会社から委任を受けたものではない場合、法律の規定によりセールス目的で手紙、葉書又はその他通信の性質を有する書類を配送してはならず、その郵送時にたとえ郵送者に領収書を発行しても、当該書類は、郵政法の規定に明記された「郵便」ではないため、書類を民間の郵送会社に交付した日付を専利法施行細則第5条の「郵送地消印日付」とすることはできない。(最高行政法院 2011 年判字第 235 号判決、台北高等行政法院 2007 年度訴字第 01891 号判決を参照)

2.3 電子送付

電子送付の方法は、専利主務官庁のホームページより関連する申請書ファイルをダウンロードし、「智慧財産権 e 網通」のサイトで会員登録を済ませ、電子出願に同意する契約を確認し、電子署名を登録（電子認証を使用）することを指す。情報入力をした後、電子出願書類を専利主務官庁の情報システムに送信し、その受付日は専利主務官庁の情報システムが受信した日を基準とする。

3. 出願番号

専利の出願番号とは、専利出願書類を受付後、専利主務官庁がすべての専利出願に付与するコードで、審査過程において専利出願に対する管理の根拠とされる。

現行の出願番号は 9 桁のアラビア数字であり、左から 3 桁は特許出願の年を指し、4 桁目の数字は専利出願の類別を指し、1 は特許、2 は実用新案、3 は意匠を意味する。5 桁目から 9 桁目は出願のシリアルナンバーを示し、毎年 00001 から始まる。例えば、102123456 の場合は中華民国 102 年（2013 年）第 23456 件の特許出願であることを意味する。

関連意匠の出願番号の付与方法は、本意匠の願書にある番号の後に「D」と 2 桁の数字を加えたものとなり、01 から始まる。例えば、102303456D01 の場合は 102303456 号意匠出願の第 1 件目の関連意匠出願であることを意味し、

102303456D02 の場合は 102303456 号意匠出願の第 2 件目の関連意匠出願であることを意味する。

無効審判請求案件番号の場合は、無効審判が請求された案件番号の後ろに「N」と 2 桁の数字を加えたものとなり、01 から始まる。例えば、098123456N01 の場合は 098123456 号の専利権に対して提起された第一件目の無効審判請求案件であることを意味し、098123456N02 の場合は 098123456 号の専利権に対して提起された第二件目の無効審判請求案件であることを意味する。

4. 受理

4.1 一般規定

出願人が専利出願及び専利に関する事項を処理する際、法定の手続きに符合しないものでない限り、全て受理しなければならない。実務作業上、出願事項について受け付けた書類が法定手続きに符合しているか否かを直ちに窓口で審査することはできないため、窓口持参、郵送送付又は電子送付などの送付方法を問わず、一旦全て受理し、出願番号を付与し、書類スキャニング、書類資料の包袋作成後、審査へと入る。審査時に出願書類に法定の手続きに符合せず、補正できるものであると判定した場合は、出願人に期限を定めて(本篇第 16 章を参照)補正するよう通知、補正期限内に出願に準備すべき書類及び出願手数料を完備した場合は、出願又は出願事項を受理しなければならない。

出願人が法定期間(本篇第 16 章を参照)を超えた後に、出願事項又は権利の主張を提出した場合は、法定期間満了のため、処分を待たず法的効果が発生し、出願事項又は権利の主張は不受理とする。例えば、特許出願の出願日から 3 年以内に実体審査を請求しなかった場合、特許出願は撤回したものと見なされるため 3 年が過ぎてから実体審査を請求した場合は不受理としなければならない。発明又は実用新案の出願が 12 ヶ月の優先権主張の法定期間を過ぎた場合も、その優先権の主張については不受理とする等である(各関連章節を参照)。

出願人が指定期間内に専利に関する出願及びその他の手続きを提出しなかった場合は、原則として不受理とする。但し、処分前に補正した場合は受理する。

実体審査、再審査の請求等の法定期間内に提出すべき出願事項について、出願人が法定期間内に特定の出願番号を識別できる方式で手数料を納付してから、法定期間満了後に願書を補正した場合は、客観的に法定期間内に出願の意思を明確に表示したものとして、その出願事項を受理する。例えば、振込方式により実体審査手数料を納付し、振込用紙に出願番号を明記したが、出願人が特定の出願案号を識別できない方法で納付し、その後法定期間満了後に願書を補正した場合は、それに基づいて納付した番号が判断できず、客観的に法定期間内に出願の意思を表示したと認定し難いため、その出願事項は不受理とする。

4.2 関連意匠についての特殊規定

関連意匠の出願人は本意匠の出願人と同一人物でなければならない。同一人物でない場合は、出願人に期限を指定して補正するよう通知しなければならない。出願人は先の出願について出願権譲渡の手続きを行い、本意匠と関連意匠の出願人を同一にすることができ、補正期間内に補正しなかった場合は、関連意匠の出願は不受理としなければならない。

関連意匠の出願日は本意匠の出願日より早くてはならず、且つ本意匠の公告後であってもならない。関連意匠の出願日が、本意匠の出願日より早い場合、又は、本意匠の公告後に出願した場合は不受理とし、並びに出願手数料を返還。

関連意匠の出願について、本意匠の出願が取り下げ、処分により不受理となった又は拒絶査定確定後に提出した場合、すでに本意匠は存在しないため、関連意匠の出願も不受理とし、出願手数料を返還しなければならない。しかし、本意匠の出願が不受理処分である、又は拒絶査定となり行政救済手続きにある場合、その処理は以下を原則とする。

(1) 本意匠の出願が方式審査を経て不受理処分とされ、行政救済手続き中であり、関連意匠を出願した場合、出願人に「本意匠出願の行政救済が確定した後に、手続きを続行する」旨を通知しなければならない。もし、本意匠出願の不受理処分維持が確定された場合は、関連意匠の出願もまた不受理とし、出願手数料を返還しなければならない。もし、本意匠出願が訴願決定や法院の判決により不受理処分が撤回された場合は、関連意匠の出願を受理しなければならない。

(2) 本意匠出願が実体審査の結果拒絶査定となり、行政救済中に関連意匠を出願する場合、当該出願を受理しなければならない。本意匠出願の拒絶査定維持が確定した場合は、出願人に期限内に関連意匠出願を出願変更するか否か応答するよう通知、期限内に応答しなかった場合は、拒絶査定とする。もし、本意匠出願が訴願決定または法院の判決により原査定の撤回が確定された場合は、関連意匠の査定を続行する。

5.出願の取り下げ

専利出願の取り下げは、他の規定がない限り、原則上、出願人の自由に属し、出願人は専利出願の査定又は処分の前であればいつでもその出願を取り下げることができる。専利出願の取り下げは、出願人が書面にて出願提出しなければならない。出願人が二人以上いる場合、出願人全体で出願の取り下げを申請しなければならない。

専利出願の査定又は処分後には、すなわち取り下げの問題は無くなる。従

って、出願人による出願の取り下げは、出願人の真意を探求すると、後の手数料納付により専利権を取得できる権利を放棄することに属するものである。

無効審判請求人は査定前に無効審判請求を取り下げることができるが、専利権者がすでに答弁を提出している場合は、専利権者の同意を得た上で、専利主務官庁から無効審判請求の取り下げの事実を権利者に通知しなければならない。通知が送達されてから 10 日以内に、専利権者が反対を表明しなかった場合は、無効審判請求の取り下げに同意したものと見なす。しかし、無効審判の審決後は、取り下げの問題は無くなる。

第三者による審査請求の繰り返しを避けるため及び審査の経済的考慮から、実体審査請求の申し込みは、取り下げることができない。従って、出願と同時の実体審査請求、或いは後からの実体審査請求に関わらず、請求後の取り下げはできない。但し、出願人が専利出願を取り下げれば、実体審査請求の依拠がなくなるため、当然実体審査請求の取り下げと同様の効力が発生する。この他、実用新案技術評価書の申請も取り下げはできない。

専利出願についてその他の類別の専利へ出願を変更する時、変更後に原案はもう存在しないゆえ、変更した出願を取り下げ、元の出願に回復させることはできない。例えば、特許から実用新案への変更後に、変更出願を取り下げ、元の特許出願に戻すことはできない。

分割出願後に取り下げを申請する場合、元の出願の対象はもうすでに二つの出願に分かれているため、分割を取り下げて元の出願を分割前に回復させることはできない。

上記の専利出願又はその他申請事項の取り下げ以外、出願人が一部の出願書類の取り下げを申請する可能性もあるが、原則的に、専利出願の査定又は処分の前であれば、出願人はいつでもその出願書類を取り下げることができる。但し、出願人は取り下げによる該書類の不備により生じた不利益を負う必要がある。例えば、出願人が全部又は一部の明細書、権利請求の範囲、図面、又は優先権証明書類を取り下げる時は取り下げを許可する。但し、書類の不完備により出願が受理されない、出願日に影響する、特許要件に影響する、又は優先権を主張していないと見なされる可能性がある。

出願を取り下げる際、出願人は書面で専利主務官庁に意思表示をすることで取り下げの効力が発生する。出願人がその後書簡にて取り下げの意思の変更を送付してきても、取り下げの効力はすでに生じているため、その意思変更は受理することはできない。しかし、その取り下げの変更を意思表示する書面が、その出願取り下げが専利主務官庁に送達されると同時に又は送達より前であればこの限りではない。

6.放棄

出願人がその専利出願権を放棄したい時は理論上、その意思表示が成立した時点で効力が発生するが、出願人は専利主務官庁に書面にてその放棄の意思表示をして始めて査定手続きを終止することができる。

専利出願権が共有の場合は、共有者全体の同意を得て初めて共有の専利出願権を放棄することができる。専利出願権の共有者全員が出願権を放棄する場合、出願の手続きは続行されない。共有者のうちの一人がその有すべき出願権の一部を放棄する場合は、出願権はその他の出願人が出願権を所有することができる。

専利権者が専利権を放棄する場合は、書面にて専利主務官庁に放棄の意思表示をした日から権利消滅となる。

専利権が共有の場合は、共有者全員の同意を得て初めて共有専利権を放棄することができる。共有者のうちの一人がその有すべき部分の専利権を放棄する場合は、専利権はその他の共有者により所有されることになる。

専利権が許諾済み或いは他人に質権を設定した場合は、専利権者は被許諾者或いは質権者の同意を得てから、専利権を放棄することができる。

特許、実用新案又は意匠が専利出願権者でない者又は出願権の一部共有者により出願され、当該専利の公告日から 2 年以内に専利出願権者又は出願権者の共有者より無効審判が請求され、無効審判にて無効確定後 2 ヶ月以内に専利出願した場合には、専利出願権者でない者による出願日をその出願日とする。上記の事由により無効審判を請求する無効審判請求人が将来取得する専利権の権益を保障するため、被請求人はその専利権を放棄する場合、無効審判の審理が確定されるのを待ってから、審決結果により手続きを続行しなければならない。無効審判請求が成立（無効審決）した場合、元の専利権の放棄を表明した者は真正の専利権者ではない或いは専利権の共有人のうちのみであることから、その放棄の意思表示の効力は発生しない。無効審判請求が不成立（維持審決）の場合には、その放棄の登録を受理する。

第二章 専利願書

1.発明の名称.....	2
2.出願人.....	2
3.発明者.....	3
4.代理人.....	3
5.住所.....	3
6.声明事項.....	4
7. その他の説明事項.....	4
7.1 明細書、図面のページ数及び請求項の項目数.....	5
7.2 外国語書面の種類.....	5
7.3 送付書類.....	5
7.4 個人情報保護の注意事項.....	5

第二章 専利願書

願書は出願人が専利権の付与を求める書面による意思表示であり、専利出願及び出願日の取得のために必要な書類の一つである。

専利を出願する時には、専利主務官庁が規定する願書を使用し、中国語の繁体字で下記の事項を明記すべきである。もし、声明事項があれば合わせて願書に明記すること。

- (1) 発明の名称（実用新案の場合は実用新案の名称；意匠の場合は意匠の名称、以下同じ）。
- (2) 発明者（実用新案の場合は実用新案考案者；意匠の場合は創作者、以下同じ）の氏名、国籍。
- (3) 出願人の氏名又は名称、国籍、住居所又は営業所；代表者を有する場合は、代表人の氏名も明記すること。
- (4) 代理人に委任した場合は、その氏名、証書番号、事務所。
- (5) 声明事項。
- (6) その他の説明事項。

1. 発明の名称

発明の名称は専利出願の内容を簡潔に記入すべきである。意匠の名称は、それを施す物品を明確に指定しなければならない。

発明の名称に関係のない文字を冠してはならず、且つ要点を明確にしなければならない。願書及び要約書と同時にその英語の翻訳文を添付して手数料が軽減される場合は、併せて英語の発明の名称を記入すること。

願書に記載された発明の名称に不備又は専利明細書の最初のページに記載されている発明の名称と不一致の場合は、本篇第6章の規定を参照して手続きを行うこと。

2. 出願人

専利出願人とは氏名を記載して専利出願をした専利出願権を有する者のことを指す。願書には出願人の氏名又は名称、身分証番号又は統一番号(出願人が外国国籍の場合は専利主務官庁により統一的に与えられた番号)、住居所又は営業所、国籍を記入すること。法人、機関、学校による出願の場合は、代表者の氏名を明記しなければならない。願書及び要約書と同時にその英語の翻訳文を添付することで手数料が軽減される場合は、併せて出願人の英語の氏名又は名

称を記入すること。

出願人の資格の認定及び記載した内容が規定に反する場合の処理方法は、本篇第 3、5 章の規定を参照のこと。

3.発明者

発明者は自然人でなければならず、もし複数いる場合は願書に全部記載すること(詳細規定は本篇第 3 章を参照)。

発明者の氏名欄には中国語で氏名を記入すること。願書及び要約書と共にその英語の翻訳文を添付することで手数料が軽減される場合は、併せて発明者の英語の氏名を記入すること。

4.代理人

出願人が専利出願及びその他専利に関連する事項の手続きを行う時、自ら処理をするか、代理人に委任することができる。但し、台湾内に住所又は営業所を持たない者は、代理人に委任しなければならない(詳細規定は本篇第 4 章を参照)。

代理人に委任した者は、代理人の氏名、証書番号、住所等の資料を明記し、並びに署名、捺印をしなければならない。

代理人は行政手続法第 83 条の規定により、代理受取人を指定することができる。

5.住所

出願書の住所欄には出願人、代理人が書簡を受け取ることのできる住居所、事務所、営業所又は就業場所を詳しく記載しなければならない。私書箱のみを記載してはならない。記載した代理人の住所が専利主務官庁に登録した住所と不一致の場合は、専利主務官庁に登録した住所を基準とする。

出願人又は代理人が行政手続法第 83 条の規定により代理受取人を指定した場合には、願書に代理受取人の氏名、住所を明記すればよしとし、別途委任状を添付する必要はない。代理受取人の送達先も、私書箱であってはならない。

願書に住所を記載しなかった場合は、公示により期限内に補正するよう通知し、期限内に補正しなかった場合、出願は不受理とする。願書に私書箱のみを記載した場合は、当該私書箱を経由して期限内に補正するよう通知し、期限内に補正をしなかった場合は、再度公示により補正するよう通知し、それでも期限内に補正をしなかった場合は、出願は不受理とする。

6. 声明事項

優先権を主張する場合は、声明事項の欄にチェックし、関連する規定に従って必要事項を明記すること（詳細については本篇第7章を参照）。

- (1) 国際優先権を主張する場合は、当該出願が受理された出願日、国家と出願番号を明記する。
- (2) 国内優先権を主張する場合は、先の出願の出願日と出願番号を明記する。

声明事項は願書の声明事項の欄に記載することを原則とする。願書に必要事項を記載しなかったが、出願と同時に添付したその他の書類に記載済みである場合も同様に合法とする。例えば、明細書にすでに第一回目の出願が受理された国、日付（出願番号）が記載されている、又は出願と同時に優先権の証明書類を添付した場合である。

専利出願がグレースピリオドに関連する規定に符合する場合、出願時の声明を手続要件としない。出願人がその専利出願がグレースピリオドの関連規定に符合すると考える場合、審査作業に寄与するよう、その出願時に専利出願願書の声明事項の欄「本出願はグレースピリオド関連規定に符合する」にチェックし、公開事由、事実発生日、公開に関連する証明書類を添付することもできる。専利出願がグレースピリオドに関連する規定に符合するか否かは、実体審査でこれを判断し、関連する審査基準は本基準第二篇第3章4.「新規性又は進歩性喪失の例外」を参照できる。

微生物材料寄託証明書については出願日を取得する要件に属さず、願書提出後に書類を補正できるため、出願時に法の規定により声明しなければならない事項に微生物材料寄託は含まれず優先権のみが含まれる。しかし、出願人が願書において微生物材料を寄託する必要があると声明したが寄託証明書類を添付しなかった場合、法定期間内に微生物材料寄託証明書を追完するよう通知する。声明しなかった場合、方式審査の時点では微生物材料寄託証明書が必要かどうか判断できないため、補正の通知はせず、出願人は自ら法定期間内に証明書類を提出しなければならない。

同一人が同一の創作について同日にそれぞれ特許及び実用新案を出願する際、権利を接続させる利益を主張する場合、出願時にそれぞれ特許及び実用新案の願書の声明事項において二重出願の事実の箇所を選択しなければならない。二つの出願のいずれもが出願時に声明をしなかった、又はそのうちの一つの出願が出願時に声明をしなかった場合、いずれもその後には声明してはならない。

7. その他の説明事項

7.1 明細書、図面のページ数及び請求項の項目数

願書には明細書、図面のページ数及び專利請求の範囲の請求項の項目数を明記しなければならない。明記しなかった又は明記したページ数、項目数が添付した資料と一致しない場合、專利主務官庁が実際に受け取った資料を基準とする。もし、不備の事情があった場合には、本篇第 5 章の規定に従って処理する。

7.2 外国語書面の種類

出願人が外国語の書面により出願する場合、願書上にて使用言語の種類をチェックすること。外国語の種類は日本語、英語、ドイツ語、韓国語、フランス語、ロシア語、ポルトガル語、スペイン語及びアラビア語の 9 つの言語に限る。

7.3 送付書類

出願人は実際に添付した書類に基づいて送付書類をチェックするべきである。例えば：明細書 1 部、專利請求の範囲 1 部、図面 1 部、委任書 1 部、外国語明細書 1 部、図面計 () 図.....等。

もし、その他説明事項がある場合は添付書類と併せて説明することができる。例えば：発明特許又は実用新案が国防機密或いはその他国家安全の機密に係る場合、願書の添付書類の一欄に上記の事実を明記すべきである。

チェックした添付書類と添付されてきた書類が一致しない場合、專利主務官庁が実際に受け取った資料を基準とする。不備がある場合は、各関連章節の規定により処理する。

7.4 個人情報保護の注意事項

出願人が願書を記入する際には、出願の手引きに記載された個人情報保護の注意事項を詳読し、出願の添付書類（願書、委任状以外）に秘密保護にすべき個人情報が含まれていないことを事前に確認するべきである。

第三章 専利出願人

1. 専利出願権.....	2
2. 専利出願人.....	2
2.1 台湾人.....	3
2.2 外国人.....	3
3. 発明者.....	4
3.1 発明者の異動.....	4
3.2 発明者の氏名非公開請求.....	4
4. 変更事項.....	5
4.1 出願人の氏名又は名称の変更.....	5
4.2 出願人の署名の変更.....	6
4.3 出願人の住居所の変更.....	6
4.4 法人の代表者の変更.....	6
4.5 発明者の氏名の変更.....	6
4.6 国籍の変更.....	7

第三章 専利出願人

専利出願人とは専利出願権を有し、署名して専利出願をした者を指し、自然人又は法人である。発明者(実用新案は考案者、意匠は創作者、以下同じ)とは、実際に特許(実用新案、意匠)を発明(考案、創作)した者のことを指し、自然人でなければならない。

専利出願人と発明者の双方とも専利願書に必要な明記事項であり、専利出願人の適格、発明者の認定、発明者の氏名非公開請求及び出願人変更の申請、発明者の基本資料の処理に関する作業を本章規範の重点とする。

1. 専利出願権

専利出願権とは、専利法に基づいて専利出願できる権利のことを指す。専利出願権は譲渡や継承することができるが、質権の対象にしてはならない。

専利出願権を取得してから、専利出願する権利を有する者となることができる。専利出願する権利を有する者には、以下の態様が含まれる：

(1)発明者：

専利法が別途規定する又は契約に別途約定がある場合を除き、発明者は即ち専利出願の権利を有する者である。

(2)発明者の譲受人

発明者は専利出願権を他人に譲渡することができ、譲渡により専利出願権を譲り受けた者は、署名して専利出願をすることができる。

(3)発明者の継承人

発明者が死亡後、民法第 1148 条の規定に基づき専利出願権を継承した者。

(4)雇用者

被雇用者が雇用関係にある就業所において完成させた特許、実用新案又は意匠について、専利出願権は雇用者に属する。

(5)出資者

一方が出資して他人を招聘し研究開発に従事した場合、専利出願権は出資者が所有すると約定することができる。

2. 専利出願人

専利出願人とは専利出願権を有し、且つ専利出願を提出した者であり、専利出願権が二人以上により共有される場合は、共有者全員で専利出願しなければならない。台湾人、外国人いずれも専利出願人となることができる。専利主務

官庁は必要に応じて、出願人に対して身分証明又は法人証明書類の添付を通知することができる。

2.1 台湾人

出願人は自然人で、且つ民法に基づき行為能力を有する者は、自ら専利出願することができる。その行為能力を制限されている者又は行為能力の無い者は、その法定代理人が代理として専利出願をしなければならない(署名規定は本篇第一章を参照)。

出願人が法人であり、公法により設立された公法人及び民法或いはその他の法律規定により設立された私法人もまた出願人となることができる。公法人とは、例えば：中華民国、各級地方自治団体(直轄市、縣市、郷鎮市「市町村」)、農田水利会、各種行政法人(例えば国立中正文化センター)で、私法人とは、例えば社団法人、財団法人、会社、商業団体、工業団体、農会(農協)、魚会(漁協)、工会(労働組合)、教育会等である。

公立学校、政府機関又は公営造物等の独立予算を有する公法上の組織(例えば、聯合後勤司令部 402 工場又は各地農業改良場…等)は、実務上出願人として認めることができるが、出願人の適格性に疑義を有する場合はその添付された組織規程につき審査することを通知することができる。

支社による名義で出願した場合、支社は本社の支店機関として管轄されるため、本社と支社の法人格は単一であり分割することはできず、権利義務の主体とすることはできない(經濟部 1968 年 1 月 10 日付け商 00945 号書簡参照)故、適格ではない出願人は、本社を出願人とするよう通知しなければならない。

非法人団体とは、法人格を有しない団体のことを指し、例えば法人登録の手続きをしていない寺院、同郷会、倶楽部…等のことである。共同とは、二人以上の者が互いに出資し事業を共同経営する契約のことであり、例えば〇〇弁護士事務所、〇〇会計師事務所、〇〇建築事務所…等のことである。独資商号は、例えば個人の出資で開設された商、行、社、本屋、工場等のことである。非法人の団体、共同又は独資商号等の私法組織は、実態法上の権利能力を有していないため、全て不適格な出願人となり、非法人団体の代表者、事務所の共同者、独資出資の自然人…等を出願人とするよう通知しなければならない。

2.2 外国人

外国人の出願者には、自然人及び外国の法律組織により登録し設立された法人を含む。但し、外国人の所属国が台湾と専利保護の国際条約に共同参加していない、又はお互いに専利保護の条約、協定を結んでいない又は団体、機関が主管機関の許可を経て互いに専利保護の協議を定めていない、又は台湾国民からの専利出願を受理していない場合は、その専利出願については不受理とする

ことができる。

外国の会社は専利出願人として台湾で専利出願を提出することができ、台湾の承認を得る必要はない。しかし、台湾の支社において独立した法人格を有していない外国の会社は、やはり当該外国の本社名義で出願人としなければならない。「外国の会社」が設立した本社以外のその他の国にて設立した支社（海外支社と略称）については、その設立地の国内法の規定を基準とし、当該海外支社が独立した法人格を有する場合は、専利出願人とすることができる。このため、海外支社を専利出願人とする場合は、期限を設けて補正を通知し、出願人はその外国本社の名義を出願人として改めることができ、又は当該海外支社が設立地にて独立した法人格を有することを証明できる書類を添付することができる。期限内に補正しなかった又は補正した書類では依然として証明できない場合は、当該外国本社を名義として出願人としなければならない（經濟部智慧財産局 2011 年 6 月 8 日付け智法字第 10018600350 号書簡参照）。

3.発明者

出願人は願書上に発明者の氏名を記載しなければならず、願書に記載した発明者が真正の発明者であるか否かは、専利出願の出願人が関連する法律責任を負わなければならない、専利主務機関は実質的な認定を行なわない。

3.1 発明者の異動

発明者は出願時に提出した願書の発明者の欄に記載のある者を基準とする。専利出願を提出した後に、発明者の追加を申請する場合は、願書及び追加後の発明者全員が追加に同意して署名した証明書類を添付しなければならない。発明者の削除の申請をする場合は、願書及び削除された発明者が確実に本案の発明者ではないことを声明して署名した証明書類を添付しなければならない。誤記により発明者を訂正する場合は、願書に誤記の原因を説明し(例えば、代理人が間違えて他の出願の発明者を入力した)、並びに関連する証明書類(例えば、出願人が最初に委託した資料、出願権証明書類、雇用契約等)を添付すること。

発明者が病気、死亡又は連絡が取れない等の事実上の問題により、発明者の署名した上述の証明書類を取得できない場合は、出願人は誓約書を添付してこれの替わりとすることができる。誓約書には発明の名称、発明者全員の氏名、証明書類を提出できない理由を説明しなければならず、全ての法律責任を負う意向があることを声明しなければならない。

3.2 発明者の氏名非公開請求

発明者は専利出願に氏名が開示される権利を有し、出願人が発明者の氏名非

公開を請求する場合は、出願の提出時であれば、発明者が署名した声明書面を添付し、並びに願書に発明者の氏名を記載し、その後に氏名非公開を加えて註記しなければならない。出願の提出後であれば、発明者が署名した声明書面を添付しなければならない。しかし、遅くとも専利主務官庁が公開を完成した又は公告の準備作業前までにこれを行わなければならない。公開完成又は公告準備作業後になって発明者の氏名非公開が請求された場合は、依然としてこれを公開、公告する。

発明者の氏名非公開請求が審査を経て規定に符合した場合、包袋内の発明者を識別できる資料に閲覧制限をし、出願が公開、公告される時には、その請求により発明者の氏名を開示しない。公開完了、公告の準備作業の後には、発明者の氏名非公開請求の撤回又は氏名の再度公開、公告の請求をしてはならない。

4. 変更事項

4.1 出願人の氏名又は名称の変更

出願人の氏名又は名称の変更とは、主体の同一性を変更せず改名、誤記又は翻訳ミス等の原因により、出願人の氏名又は名称の変更を申請することを指す(中国語及び英語の氏名又は名称、中国語の当て字を含む)。

出願人の氏名又は名称を変更する際には、新しい氏名又は新しい名称を記載しなければならない。

出願人が自然人の場合は、改名した証明書類を添付するべきであり、例えば身分証のコピー、戸籍謄本のコピー或いはパスポートのコピー等が必要で代わりに誓約書を使用してはならない。

台湾法人による出願の場合、且つその法人名称の変更データが主管機関のホームページより照会できる場合は、証明書類を添付する必要はなく、もし疑義が生じた際には、関連する証明書類を送付するよう補正を通知することができる。

外国人法人による出願の場合、登記国の主管機関が発行した関連する証明書類を添付しなければならない。もし、証明書類を送付できない場合は、誓約書をこれの代わりとすることができる。誓約書には改名の事実、証明書類を送付できない理由についての説明を明記しなければならない、一切の法的責任を負うことを声明しなければならない。

出願人の外国語の氏名又は名称に変更がなく、中国語の当て字のみ変更する場合は、証明書類を送付する必要はない。

出願人の氏名又は名称に誤記(例えばスペルミスや字のタイプミス)がある時は、関連する証明書類を送付しなければならないが、出願と同時に送付した書

類と対比して主体の同一性を認定できない場合は、出願人が確立した日を出願日(第5章第1.1節)とし、或いは譲渡登録(第11章第1節)の方式により処理しなければならない。

4.2 出願人の署名の変更

出願人が印章や署名の様式を変更する時は、新しい印章、古い印章を押印又は新しい署名、古い署名様式により変更を申請する。例えば古い印章が遺失した又は新しい署名様式のみ署名し、それが自然人である場合は、専利の登録査定(或いは処分)前に誓約書を送付しなければならない。専利の登録査定(或いは処分)後においては、誓約書及びその身分証明書類を送付しなければならない。それが法人の場合は、誓約書を送付しなければならない。出願人が法人の場合、その代表者の署名捺印の変更を申請する時も同じとする。

4.3 出願人の住居の変更

出願人の住所の変更は、新しい住所を明記して変更手続きを行わなければならない。出願人が指定した代理受取人の住所に変更がある場合は、代理人は書類を代理受取する権限しか有しないため、出願人の意思表示を代理することはできず、出願人が変更手続きを行わなければならない。

4.4 法人の代表者の変更

法人の代表者の変更は、新しい代表者の氏名を明記して変更手続きを行わなければならない。すでに代理人に委任している場合は、法人主体に変更はないため、新しい代表者が署名捺印した委任状を再度送付する必要はない。

4.5 発明者の氏名の変更

発明者の氏名の変更は、主体の同一性を変更せず、改名、誤記や翻訳ミス等の原因により、発明者の氏名の変更を申請することを指す(中国語及び英語の氏名、中国語の当て字を含む)。

発明者の氏名の変更を申請する時は、新しい氏名を明記して変更手続きを行い、改名証明書類を添付しなければならない。例えば、身分証明書のコピー、戸籍謄本のコピー或いはパスポートのコピー等、が必要であり、誓約書を代わりに使用してはならない。もし、発明者の外国語の氏名に変更がなく、その中国語の当て字のみ変更がある場合は、証明書類を添付する必要はない。

発明者の氏名に誤記(例えばスペルミスやタイプミス)がある時は、関連する証明書類を添付しなければならないが、出願と同時に添付した書類と対比して主体の同一性を認定できない時は、第3.1節の「発明者の異動」の方式により処理

しなければならない。

4.6 国籍の変更

出願人(自然人に限る)又は発明者の国籍の変更は、新しい国籍を明記して変更手続きを行わなければならない。出願人が法人の場合は、国籍変更の問題は生じず、譲渡登録の方式により変更しなければならない。

第四章 代理人

1. 代理人の委任.....	2
2. 代理人の資格.....	2
3. 委任状.....	2
4. 代理人の人数.....	3
5. 代理人の変更.....	4
6. 代理人の住所の変更.....	5
7. 代理人の解任.....	5
8. 代理人の死亡.....	6

第四章 代理人

専利出願及び専利に関連する事項の手続きは、代理人に委任して行うことができる。民法第 103 条第 1 項の規定に基づき：「代理人が代理権限内において、本人名義で行う意思表示は、直接本人に対して効力を発生する。」故、代理人が代理行為する時は、「本人名義で」行なわなければならない、且つ本人による代理の意思を表明しなければならない。

代理人の委任、代理人の資格、委任状の提出、代理人の人数、代理人の変更、解任及び死亡に関する処理作業が本章の規範の重点である。

1. 代理人の委任

専利出願及び専利に関連する事項の手続きは、自ら処理又は代理人に委任して処理することができる。しかし、台湾域内において住所又は営業所を有しない者は、専利出願及び専利に関連する事項の処理については、代理人に委任しなければならない。

台湾域内において住所又は営業所を有する者と台湾域内において住所又は営業所を有しない者が共同で専利出願する場合、その台湾域内において住所又は営業所を有さない者は、依然として代理人に委任して専利出願及び専利に関連する事項の処理を行わなければならない。しかし、台湾域内において住所又は営業所を有さない者は、行政手続法第 27 条の規定に基づき、台湾域内において住所又は営業所を有する専利出願人を、専利出願及び専利に関連する事項の処理の全体における出願人として選定でき、並びに書面にて専利主務官庁に通知する。この場合には代理人への委任は必要ない。

外国の会社が台湾において代表者及び事務所を有する、又は外国の会社が台湾支社において本社の名義により専利出願を提出し、その台湾の事務所又は支社の住所を出願人の住所とした場合は、代理人に委任しなくてもよい。

代理人に委任すべきだが、委任しなかった場合、期限を設けて補正を通知し、期限が過ぎても補正しなかった場合、出願は不受理とする。

2. 代理人の資格

代理人の資格を有する者は、専利師（弁理士に相当）、弁護士及び専利師法公布施行前に専利代理人の証書を受領した者に限る。

3. 委任状

出願人が代理人に委任する場合、代理権限及び送達住所を明記した委任状

を添付しなければならない。委任状は出願人及び代理人が署名捺印しなければならない。委任状に委任者(出願人)による署名捺印しかないが、代理人がすでに願書上に署名捺印した場合は、双方の意思が一致していると認めることができ、この時委任状には委任者による署名捺印のみでもよいこととする。

代理権限の範囲については、本人が自由に決定し、単一の特定事項の代理、即ちある特定行為の代理だけとすることができ、また、全ての代理行為が概括授權されている概括代理とすることもできる。概括代理を採用する時、代理人は受任した専利出願における全ての手続き行為を行うことができる。但し、代理人の選任又は解任、専利出願の取下げ、分割案の取下げ、出願変更の取下げ、再審査請求の取下げ、訂正請求の取下げ、無効審判請求の取下げ又は専利権の放棄については、特別委任を受けていない限り、これを行わせることはできない。特定委任事項は委任状に併せて記入することができ、単独で提出する必要はない。もし、元の委任状に記入されておらず、後に特定委任が必要な事項(例えば、取下げ)の処理を行う場合は、特別委任権限が記載された委任状を提出しなければならない。

出願人が法人の場合、法人と受任者(代理人)との間に委任の契約関係が存在するため、委任契約の当事者間において元の契約関係の変更事例はないが、法人代表人が変更する場合、元の委任契約の効力に影響を及ぼさないことから、再度署名捺印及び委任状を添付する必要はない。

出願人が署名捺印した委任状が外国語による場合は、中国語の訳文を添付しなければならない。代理人の代理権限は委任状の原文のものを基準とし、委任状の中国語の訳文に署名捺印する必要はない。

出願人が台湾内において住所又は営業所を有し、代理人に委任しているが委任状を添付しなかった場合、期限を設けて委任状の補正を通知し、期限が過ぎても補正しなかった場合は、当該出願は代理人に委任していないものと見なす。出願人が台湾内において住所又は営業所を有さず、代理人に委任しているが委任状を添付しなかった場合、期限を設けて補正を通知し、期限が過ぎても補正しなかった場合、当該出願は不受理とする。

4.代理人の人数

専利出願及びその他手続きに関する処理を代理人に委任して処理する場合、その代理人は3人を超えてはならない。2人以上の代理人に委任する場合は、いずれも単独代理とすることができる。いわゆる「専利出願及びその他手続きに関する」とは、一つ一つの専利出願番号を基準とし、いわゆる「代理人は3人を超えてはならない」とは、願書に記載された代理人を基準とし、出願人の同意を経て復代理人に委任した場合も、そのうちの一人として計算される。

出願人がすでに 3 人の代理人に委任しているが、別途その他の代理人に譲渡登録の申請、閲覧の申請、実用新案技術報告書の申請、(連合)面接の申請、年金の納入等の単一事項の処理を特別委任する場合は、当該申請事項の処理が終了した時点で委任関係が終了するため、本来委任した代理人と合併して計算する必要はないが、当該特別委任の代理人も 3 人を超えてはならない。

専利願書上に記載されている代理人が 3 人を超えた場合は、期限を設けて補正を通知し、期限が過ぎても補正しなかった場合、その委任は法律の強制規定に違反していることから、専利主務官庁の効力を拘束しないものとする(法務部(90)法律字第 002213 号書簡参照)。出願人が台湾内において住所又は営業所を有する場合、委任していないものと見なし、後に当該出願に関連する事項においては直接出願人と連絡することとする。出願人が台湾内において住所又は営業所を有さない場合、専利出願は不受理とする。

5.代理人の変更

契約自由の原則により、出願人は随時代理人を変更することができる。しかし、代理人を変更する時は、専利主務官庁に書面にて通知しないかぎり、専利主務官庁に対する効力は生じない。

専利出願の代理人は願書に記載されている者を基準とし、後で変更する場合は、新任代理人の委任状を添付して変更の申請をしなければならない。しかし、変更後の代理人が既に元の委任状に記載されている者である場合は、再度添付する必要はない。例えば：元の委任状に ABCDE の 5 人に授権されており、願書には AB が記載され、その後 AC 又は CDE に変更する場合は、再度委任状を添付する必要はない。

願書上に本来記載されていない代理人を追加申請する場合は、変更手数料を納入しなければならない。以下に例を挙げて説明する。

- (1)代理人 A に委任したことがあり、解任後、代理人 B に委任。
- (2)もとは代理人 A に委任し、その後代理人 B に変更。
- (3)もとは代理人 A に委任し、その後代理人 A,B に変更。
- (4)もとは代理人 A に委任し、その後 A が B を復代理人として委任。

しかし、以下の状況の一つに該当する場合は、変更手数料を納入する必要はない。

- (1)出願人が出願と同時に又は出願後初めて代理人を委任する場合は、代理人の変更とは無関係とする。
- (2)譲受人が譲渡登録の処理と同時に又は登録後初めて代理人を委任する場合は、出願人は既に譲受人に変更されているため、譲受人としては、代理人の変更とは無関係とする。

- (3)受託者が信託登録の処理と同時に又は登録後初めて代理人に委任する場合は、出願人はすでに受託者に変更されているため、受託者としては、代理人の変更とは無関係とする。
- (4)単一の専利事項の特別委任において、当該代理人は受任した案件のみにおいて代理権を有しており、代理人の変更とは無関係とする。しかし、特別委任の代理人を新たに追加申請する時は、依然として変更の手数料を納入しなければならない。
- (5)代理人の解任(出願人による解任及び代理人自らによる解任)は、委任契約終止であり、代理人の変更とは無関係とする。
- (6)代理人の死亡、破産又は行為能力の喪失の法定事由により委任の関係が消滅した場合は、代理人の変更とは無関係とする。
- (7)専利代理人の死亡により委託関係が消滅し、出願人が新しい代理人に委託した場合、代理人変更登録には属さず、変更登録手数料を納入する必要はない(本局 2016 年 8 月 19 日智法字第 10518600820 号書簡参照)。

6.代理人の住所の変更

代理人の送達住所を変更する場合は、新しい住所を明記して変更の申請をしなければならない。代理人の住所の変更は通案方式(一括方式)による処理に限られ、特定の専利番号を特定して明記する必要はなく、変更が許可された場合は、当該代理人が受任する専利案件においてその効力が生じる。

代理人は第三者を送達受取人として指定することができる。代理人が指定する送達受取人の住所に変更がある場合は、代理受取人は書類の代理受取の権限のみを有するため、代理人が専利主務官庁に変更の手続きを行わなければならない。

7.代理人の解任

民法第 108 条第 1 項:「代理権の消滅は、それが授与された法律関係によりこれを定める。」及び民法第 549 条第 1 項:「当事者のどちらか一方は、随時委任契約を終止することができる。」と規定されているため、出願人は授与した代理権の法律関係に基づき代理人を解任することができ、代理人もまた委任関係を終止することができる。しかし、行政手続法第 24 条第 5 項に:「代理権授与の取下げは、行政機関に通知して始めて行政機関に対する効力が生じる。」と規定されているため、出願人が代理人を解任する場合は、出願人が書面にて専利主務官庁に通知しなければならない。代理人が委任関係を終止したことによりその代理権が消滅した場合は、代理人はその代理の解任を書面にて専利主務官庁に表示すると同時に、すでに出願人との委任契約が終止したことを表明しな

ればならず、その元の代理権が委任関係の終止により消滅したことで初めてその解任申請を受理することができる。

同一の専利出願において、出願人が 2 人以上の代理人に委任している場合、どちらかの代理人は元の委任状の権限に「本人を代理して本件の権益を保証するための全ての行為」、又はその他類似する概括用語が記載されているからといって、出願人を代理してその他の代理人を解任する権限を有することができる と直接解釈してはならない。代理権の授与及び委任契約等は出願人と代理人の間における法律関係によって成り立っていることから、その他の同案件の代理人が携えることはできない。言い換えると、代理人の解任は、出願人本人又は出願人より特別に授権された代理人によって行なわなければならない。出願人が 2 人以上の代理人に委任しており、且つ双方とも代理人を解任できる特別授権を有し、そのうちの 1 人の代理人が出願人を代理して同案におけるもう 1 人の代理人を解任した場合は、その手続き許可と共に解任された代理人に通知する。事後に解任された代理人が異議を申し立てた際には、再び出願人の真意を探求することとする。

8.代理人の死亡

代理人の死亡は、事実上すでに出願人として意思表示ができず、出願人との代理関係が既に消滅しているため、出願人は自ら専利主務官庁に対し書面にて通知し、別途代理人を委任する又は自ら処理しなければならない。

第五章 出願日

1.出願日の取得	2
1.1 願書	2
1.2 明細書	3
1.2.1 特許及び実用新案	3
1.2.2 意匠	4
1.3 専利請求の範囲	4
1.4 図面4	
1.4.1 特許	5
1.4.2 実用新案	5
1.4.3 意匠	6
2.外国語書面による出願日の取得.....	7
2.1 外国語書面.....	7
2.2 中国語書面の補正.....	8
2.3 外国語書面欠落における処理原則	9
3.簡体字を用いた出願日の取得	9

第五章 出願日

専利出願日は専利要件の審査の基準となる時点に関係し、専利出願人の権益に大きく影響することから、方式審査における中心事項となっている。

専利法の規定に基づき、特許出願は願書、明細書、特許請求の範囲及び必要な図面が完備した日を出願日とする。実用新案出願は願書、明細書、専利請求の範囲及び図面が完備した日を出願日とする。意匠出願は願書、明細書及び図面が完備した日を出願日とする。

出願日を取得するための要件が完備している場合は、完備した日を出願日とする。出願日を取得するための要件が完備していない場合は、補正により完備した日を出願日とする。

1.出願日の取得

1.1 願書

出願人が専利出願をする時、専利出願の意思表示として願書を提出する必要がある、願書は出願日を取得するための必要書類である。

出願人が願書を送付しなかった又は願書に出願人の氏名又は名称を記載していない場合は、出願人自らの補正又は期限を設けて補正の通知を経て、補正された日を出願日とする。期限が過ぎても補正しなかった場合は、出願は不受理とするが、処分される前に補正した場合は、補正された日を出願日とする。

願書に出願人の氏名又は名称が記載されていないが、出願と同時に送付された書類に基づき、出願主体であると判断するに足る場合は、出願日の取得には影響しない。ただし、指定期間内に完全に記載された願書に補正する必要がある。例えば：願書に外国語の氏名又は名称のみが記載されており中国語の訳名が不足している、又は名称が不完全だが出願人を識別するに足る、又は出願と同時に添付した関連証明書類上にすでに出願人の氏名又は名称が記載されている場合である。

出願人は最初に提出した願書に記載されているものを基準とし、専利出願権が共有である場合は、共有者全員の氏名又は名称を記載しなければならない。出願後に出願人を変更する場合、出願権の譲渡証明書類を添付して譲渡登録の手続きを行わなければならない。

願書に記載されている出願人に誤りがあり、出願後に正確な出願権者に訂正する場合は、出願人が確定した日を出願日とする。例えば：出願時に記載された出願人は A であり、後から正確な出願人は B であると主張した場合、出願日

は B が出願人として確定した日を基準とする。

願書中の出願人の氏名又は名称以外の事項の欠落は補正事項に属し、出願日の取得には影響しない。

1.2 明細書

1.2.1 特許及び実用新案

明細書は特許及び実用新案の出願における出願日の取得に必要な書類の一つであり、明細書を備えなかった場合は、出願日を取得することができず、出願人自ら補正又は通知により指定期間内に補正した場合は、補正された日を出願日とする。期限内に補正しなかった場合は、出願は不受理とする。しかし、処分される前に補正した場合は、補正された日を出願日とする。

方式審査時において、形式上の審査から明細書のページ番号の不連続を発見した場合は、期限を設けて補正を通知し、出願人により補正された場合は、補正された日を出願日とする。出願人が自ら明細書の部分的欠落を発見し、補正した場合も同じとする。

しかし出願人が出願時において不注意で明細書の一部を欠落し、その欠落した部分が既に優先権を主張する基となる基礎出願に見られる場合には、補正された明細書はすでに優先権を主張する基となる基礎出願に見られると主張することができ、元の出願を提出した日を出願日とすることができる。このとき出願人は補正された部分に対応する優先権基礎出願の出願番号、ページ数及び行数を具体的に明示しなければならず、専利主務官庁が必要と認めた場合は、優先権基礎出願の対応する内容の中国語翻訳文（例えば外国語書面が韓国語、ドイツ語等の状況）を添付するよう出願人に通知することができる。注意しなければならないのは、欠落の部分が優先権基礎出願に見られると主張する場合は、元の出願の明細書に部分的欠落があることを前提としており、例えば説明書が既に完成している、明細書に開示されている内容と相当する図面にも欠落がない場合は、優先権基礎出願に見られるとの主張のみを理由に、新しい専利出願対象を追加してはならない。例えば出願人が優先権基礎出願に発明 A 及び発明 B が含まれていると主張したが、台湾での出願には発明 A しか記載されておらず、且つその明細書及び図面は完全に発明 A の技術内容を開示しており欠落がないと言える場合では、優先権基礎出願に見られることを理由に、発明 B を台湾での出願に追加してはならない。

出願人が出願の明細書に部分的欠落があるとの通知を経て、欠落した部分と専利出願の実質的な技術内容の開示は無関係で補正を必要としないと答弁した場合は、元の出願を提出した日を出願日とし、現有する資料で審査を継続する。

もし期限内に補正も答弁もしなかった場合は、出願は不受理とする。

欠落した部分の補正により出願日が遅延する場合は、当該処分が確定する前に出願人に原出願日への回復の機会を付与するため、出願人は出願日確認の処分書送達後 30 日以内に補正内容を取下げ、元の出願を提出した日を出願日とすることができる。

出願人が出願の明細書に部分的欠落があるとの通知を受けた後、答弁により補正を必要としない又は補正後に再び全ての補正内容を取下げの場合は、その元の出願書類の部分的欠落が実質的な技術内容の開示により専利の付与に影響するか否かは、実体審査の段階において審査する。

1.2.2 意匠

明細書は意匠出願における出願日の取得に必要な書類の一つであり、明細書を備えていない場合は、出願日を取得することができず、出願人が自ら補正又は通知により指定期間内に補正した場合は、補正された日を出願日とする。期限内に補正しなかった場合は、出願は不受理とする。しかし、処分前に補正した場合は、補正された日を出願日とする。

意匠の明細書に部分的欠落がある場合は、特許明細書の部分的欠落の処理原則を参考にして処理する。専利主務官庁が出願人が送付した明細書に部分的欠落があるか否かをチェックする原則については、明細書のページ番号が連続しているか否か形式的に審査する。

1.3 専利請求の範囲

専利請求の範囲は特許出願及び実用新案出願における出願日の取得に必要な書類の一つであり、専利請求の範囲を備えていない場合は出願日を取得することができない。出願人が自ら補正又は通知により指定期間内に補正した場合は、補正された日を出願日とする。期限内に補正しなかった場合は、出願は不受理とする。しかし、処分前に補正した場合は、補正された日を出願日とする。

特許出願又は実用新案出願における専利請求の範囲は出願時に少なくとも一項の請求項を記載しなければならず、もし方式審査時に請求項の番号又はページ番号の不連続を発見した場合は修正を通知し、出願日には影響せず、期限が過ぎても修正していな場合でも、手続きを継続する。

1.4 図面

特許又は実用新案の出願において、図面により明細書の文字不足の部分を補充することができ、専利請求の範囲の解釈時には、図面を参酌することができる。意匠出願においては、その権利範囲の特定は、図面を基準とする。

図面は、専利出願が十分に開示され実施可能要件に符合するか否かを判断する際の基礎の一つとなるため、出願日を判断する要件とする。

1.4.1 特許

特許出願において、完全な技術内容の開示を目的として、出願人が図面を用意するか否かを決定することができる。そのため、特許出願において図面は必ずしも必要な書類ではない。もし図面を備えている場合は、当該図面は必要図面に属する。

方式審査において、形式上、図面に図の番号の不連続、図面の簡単な説明と図面の数の不一致(例えば5つの図面を添付したが、8つの図面の説明がある)、又は明細書に図面ありと掲載しているが、図面を添付しなかった場合は、期限を設けて補正を通知し、出願人により補正された場合は、補正された日を出願日とする。出願人自らが図面の欠落を発見し補正した場合も同じとする。

しかし出願人が出願時において不注意で全て又は一部の図面を欠落した場合は、その欠落した図面が優先権基礎出願に見られ、且つ新しい専利出願対象の追加ではないことを前提として、第1.2.1節の説明に基づき、補正された図面はすでに優先権基礎出願に見られると主張でき、元の出願を提出した日を出願日とすることができる。この時、出願人は補正部分に対応する優先権基礎出願の出願番号と図の番号を具体的に明記しなければならない。

出願人が出願の図面の全て又は一部に欠落があるとの通知を経て、欠落した図面と専利出願の実質的な技術内容の開示とは無関係で補正を必要としないと答弁した場合は、元の出願を提出した日を出願日とし、現有する資料で審査を継続する。もし、期限内に補正も答弁もしなかった場合は、出願は不受理とする。

出願人が欠落した図面を補正したことにより出願日が遅延する場合は、当該処分が確定される前に出願人は依然として元の出願日に回復する機会を与えるため、出願人は出願日確認の処分書送達後30日以内に補正内容の取下げ、元の出願を提出した日を出願日とすることができる。

出願人が図面の全て又は一部に欠落があるとの通知を受けた後、補正する必要がないと答弁した又は補正後再び全ての補正内容を取下げた場合は、その元の出願書類の欠落が実質的な技術内容の開示により専利付与に影響するか否かについては、実体審査時において審査する。

1.4.2 実用新案

図面は実用新案出願における出願日の取得に必要な書類の一つである。もし図面を備えていない場合は出願日を取得することができず、出願人が自ら補正

又は通知により指定期間内に補正した場合は、補正された日を出願日とする。期限内に補正しなかった場合は、出願は不受理とする。しかし、処分前に補正した場合は、補正された日を出願日とする。

実用新案の図面の全て又は一部に欠落がある場合は、特許図面欠落の処理原則を参考にして手続きを行う。しかし、実用新案の出願において図面は必須書類であることから、図面全てが欠落し補正しなかった場合は、出願は不受理とし、出願に係る専利の実質的な技術内容の開示とは無関係であることから補正しないと答弁してはならない。同じように、出願の図面全ての欠落により補正した場合も、全ての図面を取上げて元の出願を提出した日を出願日としてはならない。

以下に例を挙げて説明する：

- (1) 実用新案出願の図面は全部で 10 個の図であり、その 10 個の図は出願時において全て欠落し、且つ優先権を主張しておらず、10 個の図の補正後、補正された日を出願日としなければならない。もし出願人が専利主務官庁による出願日確認の処分書送達後 30 日以内に、補正した 10 個の図を取下げたい場合でも、実用新案においては図面なしとしてはならないため、出願人は一部の図面のみ取下げることができ、10 個の図全てを取下げてはならない。しかし、この時たとえ 9 つの図を取下げた場合でも、図面が補正された日を出願日とする。
- (2) 実用新案出願の図面は全部で 10 個の図であり、且つ優先権を主張しておらず、欠落した 5 つの図が補正され、専利主務官庁による出願日確認の処分書送達後 30 日以内に補正した 5 つの図を取下げた場合、元の出願を提出した日を出願日とすることができる。しかし、3 つの図のみを取下げた場合は、依然として補正された日を出願日とする。

1.4.3 意匠

図面は意匠出願における出願日の取得に必要な書類の一つである。もし、図面を備えていない場合は、出願日を取得することはできず、出願人自ら補正又は通知を経て指定された期間内に補正した場合は、補正された日を出願日とする。期限内に補正しなかった場合は、出願は不受理とする。しかし、処分される前に補正した場合は、補正された日を出願日とする。

意匠出願は意匠の外観を十分に開示するに足る図説を備えなければならない、図説が十分か否かは、実体審査の判断事項であり、意匠出願においては図説を備えたことにより出願日が付与される。出願時において添付した図説が意匠の外観を開示するのに充分であるか否かについては、実体審査時において審査する。

意匠の図面は意匠の内容の開示及びその意匠権の範囲を認定する中心的書類であり、その図面が全て欠落している場合は、補正された日を出願日としなければならない。優先権を主張した先願見られると主張して、元の出願を提出した日を出願日とすることはできない。しかし、意匠の図面の一部に欠落がある場合は、特許図面の部分的欠落の処理原則を参考にして手続きを行うことができる。

2.外国語書面による出願日の取得

出願人が出願時において中国語の明細書、専利請求の範囲及び図面を提出できない場合は、外国語書面を提出することができ、指定された期間内に中国語訳を補正した場合は、外国語書面を提出した日を出願日とする。

2.1 外国語書面

外国語書面の言語の種類はアラビア語、英語、フランス語、ドイツ語、日本語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語又はスペイン語に限る。言語の種類が規定と一致しない場合は、期限を設けて補正を通知し、補正された日を外国語書面の提出日とする。

外国語書面は単一言語の使用を原則とし、異なる外国語を混在して使用してはならず、技術用語のみにおいて必要時には他の外国語の原文名を付注することができる。

出願人が前後して 2 つ以上の外国語書面を提出した場合は、最初に提出された外国語書面を基準とする。しかし、出願人が後者を提出した日を出願日とすると声明した場合は、後に提出した外国語書面を基準とする。もし、出願人が同じ日に 2 つ以上の外国語書面を提出した場合は、期限を設けてどちらかを選択させ、期限内に選択しなかった場合は、その出願は不受理とする。

特許の外国語書面は明細書、少なくとも 1 項の請求項及び必要な図面を備えなければならない、実用新案の外国語書面は明細書、少なくとも 1 項の請求項及び図面を備えなければならない、意匠の外国語書面は意匠名称及び図面を明記しなければならない、もし必要書類のうちの 1 つでも不足している場合は、補正された日をもって外国語書面を提出した日とする。

外国語書面の目的は、出願日を取得した技術の開示範囲を確認することであり、その書式が台湾の規定と一致しているか否かを確認するものではない。且つ外国語書面は提出後補正することができないため、専利法施行細則に規定されている標題・順序に基づいて記入していない外国語書面は、規定に従って記入された中国語の訳文のみを補正し、その内容は出願時における外国語書面に開示された範囲を超えていないと説明すればよい。

優先権証明書類あるいは外国の専利公報を外国語書面の代替とする場合、専利は依然として外国語書面による出願実施弁法第4条の規定に符合しなければならず、それでようやく外国語書面の提出日を出願日とすることができる。例えば、米国における仮出願の優先権証明書類を外国語書面として代替する場合、外国語書面の出願日取得に関連する規定に符合するか否か注意しなければならない。

2.2 中国語書面の補正

本章のいわゆる中国語書面とは、出願人が先に出願した外国語の明細書、専利請求の範囲及び図面を指定期間内に補正した中国語訳文のことである。

専利法は外国語書面による先行出願を許可しているが、指定期間内に中国語訳文を補正して、ようやく外国語書面で出願した日を当該出願の出願日として受理することができる。指定された期間内に中国語訳文を補正しなかった場合は、その出願は不受理とする。しかし、処分される前に補正した場合は、補正された日を出願日とする。

出願人が前後して2つ以上の中国語訳文を補正した際に後者を基準とすると声明し、指定期間内に2つ目の中国語訳文を補正した場合は、外国語書面を提出した日を出願日とし、指定期間が過ぎた後に2つ目の中国語書面を補正した場合は、補正された日を出願日とする。

出願人が指定期間内に中国語訳文を補正し、方式審査時において、明細書、専利請求の範囲、図面等の必要書類の形式的不備を発見、又は明細書のページ数の不連続、図の簡単な説明と図面のページ数が一致しない場合は、中国語訳文が完備していないことから、出願時の外国語書面に開示されている内容を超えない範囲で出願人に対して期限を設けて補正を通知し、出願人により補正された場合は、外国語書面で提出された日を出願日とする。しかし、外国語書面の欠落により中国語訳文も欠落している場合は、出願人は第2.3節「外国語書面欠落の処理原則」に基づいて処理しなければならない、直接中国語訳を補正し、外国語書面の提出日を出願日としてはいけない。その他に、中国語の明細書のページの不連続、図の簡単な説明と図面のページ数の不一致などの状況についても、出願人は外国語書面に基づいた翻訳であり、当該欠落部分と専利出願における実質的な技術内容とは無関係であることから補正する必要はないと答弁することができる。期限内に補正も答弁もしない場合は、その出願は不受理とする。しかし、処分される前に補正した場合は、補正された日を出願日とする。

補正された中国語訳文は専利主務官庁における審査の基準となる書面となるため、出願時の外国語書面に基づいて正確に完全に翻訳しなければならない。方式審査時において、補正された中国語訳文が形式的チェックを経て出願時に

提出した外国語書面と明らかに不一致であることが発見された場合、例えば：外国語書面の図面に開示されている対象は「飛行機」であるが、中国語の図面に開示されている対象は「自転車」である；図面のページ数の不一致；請求項の数の不一致は、別途期間を指定して出願人に確認させ、出願人が指定期間内に中国語訳文を補正した場合は、最初に提出した中国語訳文は未提出とみなし、出願日には影響しない。また出願時の外国語書面に開示されている範囲を超えていないと答弁することにより補正しないこともできる。期限内に補正も答弁もしなかった場合は、依然として最初に提出した中国語訳文に基づいて手続きを継続し、出願日には影響しない。最初に提出した中国語訳文が出願時の外国語書面に開示されている範囲を超えているか否かにより、専利付与しない又は専利権の取消しに至るかについては、実体審査或いは無効審判請求の段階において審査する。

2.3 外国語書面欠落における処理原則

外国語書面による出願は、明細書及び図面に提出しようとする専利の技術又は技巧内容を完全に開示しなければならない。方式審査時において、形式的チェックにより外国語の明細書のページ数又は図面の図の番号の不連続を発見した場合は、期限を設けて補正を通知し、その法的効果は中国語の明細書又は図面の欠落の原則に従って処理する。

外国語書面の欠落を通知により期限内に補正した又は出願人自らが発見して補正した場合は、出願人がすでに中国語訳文を補正している場合、完全な中国語訳文を補正するよう別途期間を指定して通知しなければならない。指定期間内に中国語訳文を補正しなかった場合は、出願は不受理とする。しかし、処分される前に補正した場合は、補正された日を出願日とする。

3.簡体字を用いた出願日の取得

簡体字による出願は、特許出願においては明細書、少なくとも1項の請求項及び必要図面を備えなければならない、実用新案出願においては明細書、少なくとも1項の請求項及び図面を備えなければならない、意匠出願においては意匠名称及び図面を明記しなければならない、必要書類のうち1つでも欠落した場合は、補正により完備した日を出願日とする。

簡体字を用いて専利出願の明細書、専利請求の範囲及び図面を出願し、その後指定期間内に繁体字訳を補正した場合は、簡体字で提出された日を出願日とする。指定期間内に繁体字訳を補正しなかった場合は、出願は不受理とする。しかし、処分される前に補正した場合は、補正された日を出願日とする。

簡体字を用いて出願した場合は、その明細書及び図面に提出しようとする専

利の技術又は技巧内容を完全に開示しなければならない。簡体字の明細書又は図面が出願時において欠落していた場合は、繁体字の明細書又は図面の欠落の原則に基づいて処理する。

第6章 明細書、專利請求の範囲、図面及び要約書

1.1 特許及び実用新案.....	2
1.1.1 特許又は実用新案の名称.....	2
1.1.2 技術分野、先行技術、発明又は考案の内容、図面の簡単な説明、実施方法及び符号の説明.....	3
1.1.3 生物材料の寄託事項及び配列表.....	3
1.2 意匠.....	3
1.2.1 意匠の名称.....	4
1.2.2 物品の用途、意匠の説明.....	4
3.1 特許.....	5
3.2 実用新案.....	6
3.3 意匠.....	6
4. 要約書.....	7
5. 指定された代表図.....	7

第6章 明細書、専利請求の範囲、図面及び要約書

特許を出願する場合、願書、明細書、特許請求の範囲、要約書及び必要な図面を備えなければならない。実用新案出願は、願書、明細書、専利請求の範囲、要約書及び図面を備えなければならない。意匠出願は、願書、明細書及び図面を備えなければならない。

明細書、専利請求の範囲及び要約書はタイプ印書又は印刷しなければならず、タイプ印書又は印刷していない場合は、出願は不受理とする。しかし、出願書類のタイプ印書又は印刷していない状況が個人及び中小企業に多く見られ、且つ数量が少ないことを考慮し、彼らの出願日取得の権益のため、先ず期限を設けて補正を通知し、期限が過ぎても補正しなかった場合、始めて不受理とする。

明細書、専利請求の範囲、要約書及び図面の開示方法は、専利法及びその施行細則の規定に従って処理しなければならない。明細書、専利請求の範囲、図面及び要約書の方式審査事項及び規定に従って記入又は製図していないものに関する処理作業を、本章規範の重点とする。

1.明細書

1.1 特許及び実用新案

明細書は特許又は実用新案における出願日の取得に必要な書類の一つであり、出願人が専利出願する際は、その属する技術分野において通常の知識を有する者がその内容を理解し、且つそれに基づいて実現することができるよう、専利出願する技術内容を明確且つ十分に明細書に開示しなければならない。

1.1.1 特許又は実用新案の名称

明細書には発明又は考案の名称を記載しなければならず、且つ記載した名称は願書と一致しなければならない。もし未記載又は2つの書類に記載されている名称が一致しない場合は、期限を設けて補正を通知する。期限が過ぎても補正されず、2つの書類とも名称が記載されている場合は、明細書の最初のページに記載されているものを基準とする。2つの書類のうち1つの書類のみ名称が記載されている場合は、記載されているものを基準とする。2つの書類とも名称が記載されていない場合は、出願は不受理とする。

出願人が出願後、公告される前に発明又は考案の名称を変更する場合は、明細書最初のページの内容変更に関わることから、変更事項を記載した明細書の最初のページを別途添付しなければならない。注意しなければならないのは、

査定(処分)前に専利明細書上の発明又は考案の名称を変更する場合は修正に属し、査定(処分)確定後、発明又は考案の名称を変更する場合は訂正の規定に従って処理しなければならないことである。

1.1.2 技術分野、先行技術、発明又は考案の内容、図面の簡単な説明、実施方法及び符号の説明

明細書には発明又は考案の名称の他に、技術分野、先行技術、発明又は考案の内容、図面の簡単な説明、実施例及び符号の説明を記載しなければならない。明細書は、前述した順序及び方式に基づいて記入し、見出しを付け加えなければならない。図面がない場合は、その「図面の簡単な説明」及び「符号の説明」の2項目の欄に「なし」と記入することができ、それにより記入漏れでないことを確認する。明細書は各段落を明確に識別できるよう、各段落の前にすみ付き括弧内に記入した4文字のアラビア数字の番号順に配列する。例えば【0001】、【0002】、【0003】・・・等。

発明又は考案の性質がその他の方法によって表現される方が比較的明瞭である場合は、前述した順序、方式及び見出しの追加に基づいて記入しなくてもよいものとする。且つ明細書が明確且つ十分に創作内容を開示しているか否かについては、方式審査において判断するものではないことから、明細書が前述した順序、方式及び見出しの追加に基づいて記入されていなくても、明細書の内容を備えていれば、依然として手続きを継続する。

1.1.3 生物材料の寄託事項及び配列表

生物材料寄託の目的は、当該発明が属する技術分野において通常の知識を有する者が、その内容を理解して実施できるようにすることである故、既に生物材料を寄託している場合は、明細書の生物材料寄託欄に寄託機関、寄託期日及び寄託番号を記載しなければならない。出願前に既に外国の寄託機関に寄託している場合は、外国の寄託機関、寄託期日及び寄託番号を記載しなければならない。明細書に前述した寄託情報を記載していないが、寄託証明書類を添付している場合は、期限を設けて明細書上の生物材料寄託欄に寄託情報を記載するよう通知する。

発明において単一又は複数のヌクレオチド又はアミノ酸の配列を含む場合は、明細書内に専利主務官庁が定めた様式に沿って単独でその配列表を記載しなければならない。実体審査時に審査できるよう、これと一致した電子データを添付することができる。

1.2 意匠

明細書は意匠出願における出願日の取得に必要な書類であり、意匠の名称、物品の用途及び意匠の説明を記載しなければならない。出願人は前述した順序及び方式に従って記入し、見出しを付け加えなければならない。

1.2.1 意匠の名称

意匠の名称は、意匠が応用される「物品」を定義づける主な根拠であり、意匠が施される物品を明確に指定しなければならない。無関係な文字を冠してはならない。関連意匠の「意匠の名称」は本意匠の「意匠の名称」と同一又は異なるものでもよい。

明細書には意匠の名称を必ず記載しなければならない。意匠の名称を記載せず且つ同時に物品の用途及び意匠の説明も記載していない場合は、明細書の未提出と見なし、期限を設けて補正を通知し、補正された日を出願日とする。期限が過ぎても補正しなかった場合は、出願は不受理とする。明細書に既に物品の用途又は意匠の説明が記載されているが、意匠の名称のみが欠けている場合は、期限を設けて補正を通知し、出願日には影響しない。

明細書に記載されている意匠の名称は願書と一致しなければならない。一致しない場合は、期限を設けて補正を通知し、期限が過ぎても補正せず、2つの書類とも名称を記載している場合は、明細書の最初のページに記載されているものを基準とする。

出願人が出願後、公告前に意匠の名称を変更する場合は、明細書の最初のページの内容変更に関わることから、変更事項を記載した明細書の最初のページを別途添付しなければならない。注意しなければならないのは、査定前に意匠明細書上の意匠名称を変更する場合は補正に属し、登録査定後、意匠名称を変更する場合は、訂正の規定に従って処理しなければならないことである。

1.2.2 物品の用途、意匠の説明

意匠明細書の物品の用途は、意匠が施された物品の使用、機能の補助的説明に用いられる。意匠の説明は、意匠の形状、模様、色彩又はその結合の補助的説明に用いられる。

専利出願に係る意匠が以下の状況のいずれかの場合は、意匠の説明に記載しなければならない：

- (1) 図面の開示内容に意匠を主張しない部分が含まれている。
- (2) 物品に応用される画像及びグラフィカル・ユーザー・インターフェース (GUI) 意匠が連続的に動態変化する場合は、変化の順序を記載しなければならない。
- (3) 各図面間に同一、対称又はその他事由により省略されている場合。

以下の状況のいずれかの場合は、必要に応じて意匠の説明に下記事項を簡潔に記載しなければならない：

- (1) 材料の性質、機能調整又は使用状況の変化により、意匠の外観に変化が生じる場合。
- (2) 補助図又は参考図を有する場合。
- (3) 組物意匠として出願した場合は、その各構成物品の名称。

物品の用途又は意匠の説明が既に意匠の名称又は図面により明晰に表現され、且つ記載する必要がない場合は、明細書に物品の用途及び意匠の説明を記載しなくてもよく、当該 2 項目の欄には「なし」と記入、空白、又は 2 項目の欄を省略することができる。物品の用途又は意匠の説明が既に意匠の名称又は図面により明晰に表現されているか否か、及び意匠の説明の記載事項に欠落があるか否かについては、方式審査の段階において判断できないことから、実体審査の段階で審査する。

2. 専利請求の範囲

特許出願又は実用新案出願において、その専利請求の範囲は少なくとも 1 つの請求項を記載しなければならない。2 つ以上ある場合は、アラビア数字の番号順に配列しなければならない。

もし請求項が番号付けされていない又はアラビア数字の番号順に配列されていない場合は、期限を設けて補正を通知し、期限が過ぎても補正しなかった場合は、元の専利請求の範囲に基づいて手続きを継続する。

3. 図面

3.1 特許

出願人が図面を作成する際は、それぞれの図面が 3 分の 2 までに縮小した場合でも図面中の各構成要素を鮮明に区別できるよう、工業製図方法を参照して黒線で明瞭に描かなければならない。

特許出願の図面が工業製図の方法により作成できない場合は、直接再現でき、並びに図面に適用される規定に符合していれば、写真を代わりとすることができる。写真を代わりとする際、カラー写真がより鮮明に発明内容全体を表現できる場合は、カラー写真をこれとすることができる。例えば：金属組織図、電気泳動図、コンピュータ X 線影像図、細胞組織染色図、動物実験効果比較図等である。

図面は図の番号及び符号を明記しなければならない。且つ図の番号順に従って配列し、必要な注釈以外は、その他の説明の文字を記載してはならない。図面

上に文字を注釈している場合、必要な注釈であるか否かについては、実体審査時において審査する。

特許出願の図面は工業製図の方法を参照にしなければならないが参照していない、図の番号及び符号を明記していない又は明確でない場合は、期限を設けて補正を通知し、期限が過ぎても補正しなかった場合は、元の図面に基づいて手続きを継続する。出願人が補正を提出した場合、その補正内容が出願時の明細書、専利請求の範囲又は図面に開示されている範囲を超えているか否かについては、実体審査の段階で審査する。

特許出願は、完全に技術内容を開示する目的を達成するため、出願人自らがその出願に図面を備える必要があるか否かを定めることができる。特許出願の明細書に図面の簡単な説明を有すると記載されているが、図面の全て又は一部が欠落している場合は、本篇第 5 章の図面欠落の処理原則を参照して処理する。特許出願にすでに図面を添えているが、図面の簡単な説明が漏れている場合、期限を設けて図面の簡単な説明を補正するよう通知し、期限が過ぎても補正しなかった場合は、元の明細書に基づいて手続きを続行する。

3.2 実用新案

実用新案出願の図面の作成方法は特許の規定を参照するが、実用新案出願では図面の提出は必須であり、且つ図面は写真又はフローチャートのみであってはならない。

実用新案出願の図面が工業製図の方法を参照して作成されていない、図の番号及び符号を明記していない、又は明瞭でない場合は、期限を設けて補正を通知し、期限が過ぎても補正しない場合は、元の図面に基づいて手続きを継続する。但し、図面が写真又はフローチャートのみであり、期限を設けて補正を通知したが期限が過ぎても補正しなかった場合は、出願は不受理とする。

実用新案の出願は、完全に技術内容を開示する目的を達成するため、その考案の物品内容を開示する図面を備えることは必須である。実用新案出願の図面の全て又は一部が欠落している場合は、本篇第 5 章の図面欠落の処理原則を参照して処理する。実用新案出願にすでに図面を添えているが、図面の簡単な説明が漏れている場合、期限を設けて図面の簡単な説明を補正するよう通知し、期限が過ぎても補正しなかった場合は、元の明細書に基づいて手続きを続行する。

3.3 意匠

意匠出願の図面は、主張する意匠の外観を充分に開示できるに足る図説を備えなければならない。立体による意匠の場合は、立体図を含めなければならない。

い。意匠が連続的平面的なものである場合は、ユニット図を含まなければならない。いわゆる図面は、立体図、正面図、背面図、左側面図、右側面図、俯瞰図、仰瞰図、平面図、ユニット図又はその他補助投影図とすることができる。

図面は工業製図の方法を参照し、それぞれの図面が3分の2までに縮小した場合でも図面中の各構成要素を鮮明に区別できるよう、黒線で描いた図、コンピュータ・グラフィックス、又は写真で表現しなければならない。意匠の色彩を主張する場合は、図面にその色彩を表現しなければならない。図面に主張された意匠部分と主張されていない意匠部分は、明確に区分できる表示方法により表現しなければならない。

意匠の図面は、各図の名称を表示しなければならない。図面の表示が規定に基づいていない、表示されていない、又は明瞭でない場合は、期限を設けて補正を通知し、期限が過ぎても補正しなかった場合は、元の図面に基づいて手続きを継続する。

意匠出願において、完全に創作内容を開示する目的を達成するため、その意匠の物品内容を開示した図面を備えることは必須である。意匠出願の図面に一部欠落がある場合は、本篇第5章の図面欠落の処理原則を参照して処理する。

4. 要約書

特許出願又は実用新案出願は、要約書を備えなければならない。要約書には、発明又は考案に開示されている内容の概要を平易な文章で簡潔に記載しなければならない。並びにその解決しようとする課題、課題を解決するための技術手段及び主な用途に限られる。その文字数は、原則として250字を超えないものとする。化学式を有する場合は、発明の特徴を最も示すことのできるものを掲げなければならない。要約書は、商業的宣伝文句を記載してはならない。

出願時に要約書を送付していない場合は、期限を設けて補正を通知し、期限が過ぎても補正していない場合は、出願は不受理とする。

英文の要約書を添付する場合は、中国語の要約書に基づいて翻訳しなければならない。

5. 指定された代表図

代表図の目的は専利資料検索の効率を高め、使用者に迅速に特許、実用新案の技術又は意匠の創作内容の概要を理解させることである。出願人は出願する技術又は創作を最も理解していることから、専利出願において創作の特徴を代表するに最も相応しい図面がある場合は、出願人自らがそれを指定しなければならない。

図面を添付している特許出願又は実用新案出願において、出願人は当該発明

又は考案の技術的特徴を最も代表することのできる図面を代表図に指定し、その主な符号を配列して簡潔に説明を加えなければならない。指定された代表図に符号がない場合は、記載する必要はない。例えば：フローチャート、座標図、実験結果分析図等である。

代表図の指定は 1 つを原則とする。もし図面の中に代表図として適切なものがない場合は、指定代表図の欄に「なし」と記入しなければならない。もって記入漏れでないことを確認する。出願人が代表図を指定していない、又は代表図を指定したが代表図の主な符号を配列し簡潔に説明しなかった場合は、方式審査時に期限を設けて補正を通知し、期限が過ぎても補正しなかった場合でも、手続きを継続する。

意匠出願において、出願人は立体図又は当該意匠を最も代表できる図を代表図にしなければならない。出願人が代表図を指定していない場合は、方式審査時に期限を設けて補正を通知し、期限が過ぎても補正しなかった場合でも、手続きを継続する。

第七章 優先権とグレースピリオド

1. 国際優先権	2
1.1 出願人	3
1.2 国際優先権の基礎出願	3
1.3 国際優先権を主張できる期間	4
1.4 国際優先権主張の声明事項	4
1.5 国際優先権の証明書類及び書類送付期間	5
1.6 国際優先権主張の声明事項の訂正	8
1.7 国際優先権の権利回復	8
1.8 国際優先権の取下げ	9
2. 国内優先権	9
2.1 出願人	9
2.2 国内優先権の先願	9
2.3 国内優先権を主張できる期間	11
2.4 国内優先権主張の声明事項	11
2.5 国内優先権の取下げ	11
3. グレースピリオド	11

第七章 優先権とグレースピリオド

優先権は国際優先権及び国内優先権の 2 種類に分けることができる。台湾以外の国家又は世界貿易機関(以下、「WTO」と略称)加盟国で提出した出願を基礎として優先権を主張する場合は、国際優先権と称し、台湾で提出した出願を先願として優先権を主張する場合は、国内優先権と称す。国際優先権又は国内優先権に関わらず、後願は皆その基礎出願又は先願の出願日を優先日とすることができる。優先権を主張する場合、その専利要件の審査は、優先日を基準とする。

専利出願の創作が出願前において、出願人の本意により、又は本意によらず公開された事実の発生から 12 ヶ月以内（意匠は 6 ヶ月）に出願した場合、当該公開の事実が専利法第 22 条第 1 項及び第 2 項（実用新案は同条同項を準用し、意匠は同法第 122 条第 1 項及び第 2 項を適用する）の特許を取得できない事情に属さず、その新規性又は進歩性（創作性）の喪失には至らない。ただし、専利出願が台湾又は外国において法により公報上でなされた公開が出願人の本意である場合、適用されない。前述した 12 ヶ月（意匠は 6 ヶ月）の期間を、グレースピリオドと言う。

優先権主張、グレースピリオドに関する規定に符合する適格主体、法定期間、声明すべき事項、添付すべき証明書類、優先権主張の回復及び取下げ等に関する方式審査要点及び処理作業を、本章規範の重点とする。

1. 国際優先権

国際優先権はパリ条約の基本原則の一つであり、いわゆる国際優先権とは、専利出願人が一つの国で第 1 回目の出願をした後、法定期間内に同一の発明を他の国で出願した際に、当該専利要件の判断について、第 1 国出願時の出願日に遡及することを主張できることを指す。

出願人が同一の発明において、台湾と相互に優先権を承認する国家(以下、「互恵国」と称す)、WTO 加盟国で法により第 1 回目の専利出願をし、当該専利出願の発明を基礎として、法定期間内に台湾で同一発明の専利出願をする場合、当該国家での専利出願(以下、「優先権基礎出願」と称す)の出願日を優先日として主張ことができ、当該優先日は台湾での専利出願の出願日より遅くてはならず、これに準拠し、優先日と台湾での専利出願日が同日の場合も、主張することができる。且つ同一出願は 2 以上の外国での専利出願をその優先権基礎

出願として主張することができる。

1.1 出願人

出願人が台湾国民、又は WTO 加盟国の国民、WTO 特別加盟領域（例えば：イギリス領ケイマン諸島、オランダ領アンティル諸島）、互惠国の国民、又は WTO 加盟国、WTO 特別加盟領域、互惠国の領土内において住所又は営業所を有する者(準国民)である場合は、国際優先権を主張することができる。出願人が複数である場合は、それぞれの出願人はいずれも前述した身分条件に符合しなければならない。

前述した優先権主張の身分条件の認定に関しては、台湾で専利出願する際、その願書上に記載された出願人を判断の基準とし、出願時に既に優先権主張の身分条件に符合している場合は、後で国籍、住所、営業所の変更、又は出願権者の名義を変更しても、その優先権主張の適法性には影響しない。

出願人が準国民の身分により優先権を主張する場合は、願書に WTO 加盟国、WTO 特別加盟領域又は互惠国の領土内の住所又は営業所を記載し、関連する証明書類を添付しなければならない。例えば：居留証、工作証、支社又は事務所設立登記証明書等である。しかし、本社とその出資した子会社は異なる法人格に属することから、本社は子会社の営業所をその営業所として主張できず、逆もまた同様である。

パリ条約第 4 条第 A 項第 1 号の規定によると、優先権を主張できる者は、優先権基礎出願の出願人又はその権益の承継人でなければならない。もし出願人と優先権基礎出願の出願人が一致しない場合は、実務上、出願人の権益承継人でない者が優先権証明書類の正本を取得することは困難であることから、優先権主張の合法的地位を有すると推定し、別途優先権譲渡証明書類の補充を要求する必要はなく、後でもし論争がある場合は、出願人が自ら法的責任を負う。

1.2 国際優先権の基礎出願

国際優先権を主張する基礎出願は以下の条件のどれか一つに符合しなければならない：

- (1) WTO 加盟国、WTO 特別加盟領域、互惠国の領土内で同一技術(創作)について最初の専利出願をし、且つその最初の出願日は WTO 加盟国、WTO 特別加盟領域が WTO に加盟した日又は互惠協定の発効日より早いものであってはならない。
- (2) 知的財産権の取得と維持により締結された多国間又は区域性的条約、公約又は協定の規定に基づいて最初の専利出願を提出し、並びに WTO 加盟国、WTO 特別加盟領域、互惠国を指定国とし、且つその指定国の国内法令によ

り合法的な国内出願と見なされた場合。例えば：特許協力条約(PCT)又は欧州特許条約(EPC)に基づいて出願した場合。

優先権基礎出願は受理国家又は国際組織において合法的に出願日を取得したものであれば、優先権主張の基礎とすることができる。たとえ当該優先権基礎出願が取下げ、放棄、不受理又は拒絶されても、後願の優先権主張には影響しない。

米国又はオーストラリアの仮出願は、正式な専利出願でないが、依然として後願の優先権主張の基礎とすることができる。

1.3 国際優先権を主張できる期間

国際優先権を主張できる期間（優先期間）は、優先権基礎出願の出願日の翌日から起算し、台湾で出願して出願日を取得するまでの期間を指す。特許又は実用新案出願は 12 カ月であり、意匠出願は 6 カ月である。2 以上の優先権基礎出願を有する場合、当該期間は最も早い優先権基礎出願の出願日の翌日から起算する。

国際優先権を主張できる期間は、優先権基礎出願及び後願の種類を同時に考慮する必要がある：

- (1) もし優先権基礎出願及び後願がいずれも特許出願又は実用新案出願である場合は、その期間は 12 カ月である。もし後願と優先権基礎出願のうちいずれかが意匠である場合、その期間は 6 ヶ月である。
- (2) 出願時における優先権基礎出願及び後願がいずれも特許出願又は実用新案出願であり、後願が出願過程において特許出願又は実用新案出願から意匠出願に変更された場合、その期間は 6 ヶ月である。

専利出願の出願日がもし補正された日を出願日としたことで、その国際優先権の主張が国際優先権を主張できる期間を過ぎた場合は、当該優先権の主張は不受理としなければならない(台北高等行政裁判所 2006 年度訴字第 03127 号の判決参照)。

1.4 国際優先権主張の声明事項

国際優先権を主張する場合は、専利出願と同時に以下の事項を声明しなければならない：

- (1) 最初の出願の出願日。
- (2) 当該出願を受理した国家又は WTO 加盟国。
- (3) 最初の出願の出願番号。

出願時に最初の出願の出願日及び当該出願を受理した国家又は WTO 加盟国について声明しなかった場合は、優先権を主張しないものと見なす。

前述した声明事項は願書の声明事項の欄に記載することを原則とするが、出願と同時に送付した書類の中にすでに最初の出願日及び当該出願を受理した国家又は WTO 加盟国が明記されている場合も、合法とする。例えば：明細書に既に最初の出願の受理国家、期日(出願番号)が記載されている、又は出願と同時に優先権証明書類を送付している場合である。

出願人が複数の優先権を主張する場合は、各優先権基礎出願について全てそれぞれ声明しなければならない。もし複数の優先権の出願日及び当該出願を受理した国家又は WTO 加盟国がいずれも同一である場合も、依然として主張しようとする基礎出願の資料についてそれぞれ記載する必要があり、さもなければ、その記載された項目数に基づいて幾つの項目の優先権を主張したかを認定する。

出願人が前述した規定に基づいて出願時に国際優先権の主張を声明せず、後で声明事項を補充又は優先権主張の声明事項を追加したい場合は、本章第 1.7 節の権利回復の規定に基づいて処理しなければならない。

1.5 国際優先権の証明書類及び書類送付期間

出願人は法定期間内(特許出願又は実用新案出願は最も早い優先日から 16 ヶ月；意匠出願は最も早い優先日から 10 ヶ月)に優先権を主張した国家又は WTO 加盟国が発行した優先権証明書類の正本を送付しなければならない。期限内に送付しなかった場合は、優先権を主張しないものと見なす。国際優先権の証明書類の送付期限は法定の不変期間であり、出願を延長することはできない(最高行政裁判所 2006 年判字第 680 号の判決参照)。

出願人が複数の優先権を主張する場合、その全ての優先権証明書類の送付期間はいずれも最も早い優先日から起算し、いわゆる「最も早い優先日」とは複数の優先権主張のうち最も早い優先日のことであり、もし前述した最も早い優先日から 16 ヶ月(意匠出願は最も早い優先日から 10 ヶ月)以内に最も早い優先権主張を取下げた場合、その次に早い優先権主張の優先日を最も早い優先日とする。もし出願人が最も早い優先日より 16 ヶ月(意匠出願は最も早い優先日より 10 ヶ月)以内に最も早い優先権主張を取下げず、且つ最も早い優先日より 16 ヶ月(意匠出願は最も早い優先日より 10 ヶ月)以内に優先権証明書類を完全に補正しなかった場合、補正されなかった優先権は優先権を主張しないものと見なす効果が発生する。例えば出願人が A、B、C の計 3 項目の優先権を主張し、その優先日が a 日、b 日、c 日の順序に基づいており、出願人が最も早い優先日(a 日)から 16 ヶ月(意匠出願は最も早い優先日より 10 ヶ月)以内に、B の優先権証明書類のみ補正した場合、当該出願は B の優先権のみ主張することができ、A 及び C の優先権は主張しないものと見なす。

専利法第 29 条第 2 項で述べられている「前項の国又は WTO 加盟国が受理を証明した出願書類」、つまり優先権証明書類は、外国又は WTO 加盟国の特許主務官庁が署名し発行した正本でなければならない。当該書類は特許出願人が優先権を主張する際に必須の法定出願書類で、専利主務官庁が当該出願は「同一の発明又は創作」であるか否か、さらには優先権享有の根拠にできるか否かを判断するためのものである。各国が発行する優先権証明書類は、いずれも出願が当該国の出願日取得の要件を満たしていることを確認した後、発行する証明書類に発行日、出願の出願日及び出願番号、並びに出願日に開示された技術内容（つまり特許明細書と図面）を併せて記載したもので、当該外観は通常の様式を有し、多くは各国の専利主務官庁が公式認証情報ページ(公式のサイン、スタンプ、マーク又はその他の識別図を含む)に出願日取得の専利出願書類（明細書、図面及び基本資料を含む）を添付後、封印したもので、出願人がその他の専利主務官庁に優先権の基礎となる出願の出願日及び出願日に開示された技術内容を証明する根拠とすることができる。そこで、外国又は WTO 加盟国の専利主務官庁が発行した出願の領収書、電子領収書、受理通知、専利証書、登録証明書類、専利公報又は全コピー証明等は優先権証明書類には属さず、裁判所又はその他機関が公証又は認証した優先権証明書類のコピーをこれの代わりとすることもできない。出願人が最も早い優先日より 16 ヶ月(意匠出願は最も早い優先日より 10 ヶ月)以内に既に優先権証明書類のコピーを送付している場合は、期限を設けてコピーと同一書類である正本の補正を通知し、期限が過ぎても補正しなかった又は補正後もなお不備がある場合は、優先権を主張しないものと見なす。実務上、優先権証明書類のコピーと正本が同一書類であるか否かを比較するには、優先権証明書類の最初のページを基準とすることから、出願人は法定期間内に優先権証明書類の最初のページのコピーのみを送付し、優先権証明書類のコピー一式を送付する必要はない。その他、同一の出願人が 2 以上の出願において同一の外国での基礎出願の優先権を主張する場合、そのうちの一つの出願の優先権証明書類の正本を提出しているのであれば、その他の出願は証明書類一式のコピーをこれの代わりとすることができるが、正本がどの出願に提出されたかを明記する必要がある。

優先権証明書類が専利主務官庁を経て当該国家又は WTO 加盟国の特許主務官庁と電子的交換している場合は、出願人は既に提出したものと見なす。

光ディスクによる優先権証明書類である場合は、外国又は WTO 加盟国の特許主務官庁が交付し、且つその外観に政府機関の公的マークが印刷されているものでなければならず、専利主務官庁の認可を経て始めて優先権証明書類の正本と見なす。

優先権証明書類を外国又は WTO 加盟国の専利主務官庁のウェブサイトより

ダウンロードする場合、当該専利受理官庁が認証する電子データ(その上政府機関が認証したページを添えなければならない)でなければならない、当該専利主務官庁のウェブサイトよりダウンロードしたことを声明し、専利主務官庁の認可を経て始めて優先権証明書類の正本と見なし、その電子データに基づいて印刷した紙本書類一式を送付しなければならない。

出願人が本局の規定する電子ファイルで優先権証明書類を添付し、並びに正本と一致する旨を声明した場合、優先権証明書類の正本を送付する必要はない。

(1) 本局が認可する優先権証明書類の電子ファイルの出所は以下のとおり：

A.外国の専利主務官庁が発行した優先権証明書類の光ディスク (DVD) の電子ファイル。

B.外国の専利主務官庁がネットワークにより発行した優先権証明書類の電子ファイル。

C.外国の専利主務官庁が発行した紙書類の優先権証明書類を、自らスキャンして作成した電子ファイル。紙書類をスキャンする時は、画像形式はJPG、TIF、GIF 又は BMP ファイルとし、解像度は 300x300dpi 以上、また A4 縦印刷形式、読取可能、且つパスワード設定をかけていない PDF ファイルでなければならない。原則的に優先権証明書類ごとに 1 ファイルとすること。

(2) 優先権証明書類の電子ファイルの送付方法は以下のとおり：

A.紙書類による願書に優先権証明書類の電子ファイルの【読み込み専門】DVD を添付する場合、当該光ディスクが外国の専利主務官庁が発行した優先権証明書類の DVD 光ディスクである、又はそのコピーである、或いは前述(1)の B、C の電子ファイルを焼いた DVD 光ディスクであり、複数の優先権案件を主張するものである場合、当該光ディスクに焼きこむ時に、2 つ以上の優先権証明書類の電子ファイルを同一の光ディスクに焼き、且つ光ディスク上には全ての優先権基礎出願番号を明記しなければならない。出願人は本局の規定する優先権証明書類の電子ファイルをもって正本と一致する旨を声明し、優先権証明書類の正本として代替する場合、願書の添付書類の優先権証明書類の電子ファイル(光ディスク) 枚(本願書に添付した PDF 電子ファイルは正本と同じである)にチェックを入れなければならない。

B.電子送付：電子リストにより優先権証明書類の電子ファイルを送付する。

法定期間を過ぎても優先権証明書類を送付せず、その遅延が天災又は自己の責めに帰すことのできない事由による場合は、原因が消滅した後 30 日以内に書

面をもって理由を説明すると共に優先権証明書類を送付する、及び自己の責めに帰すことのできない事由の証明書類を提出することにより原状の回復を請求することができる。しかし、法定期間に遅れて1年が経過した場合は、原状の回復を請求することができない。いわゆる、自己の責めに帰すことのできない事由の証明書類とは、外国の専利主務官庁が発行した証明書類以外に、その他遅延事由を引き起こした証拠資料等が含まれ、全て主張の根拠とすることができ、出願人の自己の責めに帰すことのできない事由に属するか否かは、具体的な個別案件により認定する。

1.6 国際優先権主張の声明事項の訂正

国際優先権主張の効果は第三者の権益に重大な影響を及ぼすことから、声明事項の記載についての変更は許可されない。しかし、以下の状況を有し、専利主務官庁がその誤記原因を正当であると認める場合は、訂正が許される：

- (1) 声明事項に記載されている最初の出願日、受理国家又は WTO 加盟国、基礎出願の出願番号が優先権証明書類に記載されているものと一致しておらず、訂正して声明事項と優先権証明書類を一致させる。しかし、最初の出願日及び受理国家又は WTO 加盟国の両者いずれの記載も誤りである場合、訂正を請求することはできない。
- (2) 外国又は WTO 加盟国の専利主務官庁が優先権証明書類を誤って発行したことにより声明事項の記載に誤りが生じ、後に当該専利主務官庁を経て新たに訂正後の優先権証明書類を交付した場合。

上述した(1)の状況を有する場合、出願人は優先権証明書類の補正と同時に、誤記の原因を記載して訂正を請求することができる。上述した(2)の状況を有する場合、誤記の原因を記載及び外国又は WTO 加盟国の専利主務官庁が発行した誤りのある証明書類を送付して訂正を請求しなければならない。

1.7 国際優先権の権利回復

出願人が故意によらず専利出願と同時に優先権を主張しなかった、又は出願時に最初の出願の出願日及び当該出願を受理した国家又は WTO 加盟国を声明せず、主張しないものと見なされた場合は、最も早い優先日より 16 ヶ月(意匠出願は最も早い優先日より 10 ヶ月)以内に優先権主張の回復を申請できると同時に以下の事項を処理する：

- (1) 優先権主張の回復の申請費用の納付。
- (2) 優先権基礎出願の出願日、当該出願を受理した国家又は WTO 加盟国、出願番号を声明。
- (3) 優先権証明書類の正本を送付。

特別に注意しなければならないのは、上述した事項は(申請費用の納付を含む)最も早い優先日より 16 ヶ月(意匠出願は最も早い優先日より 10 ヶ月)以内に完了していなければならない。期限が過ぎた場合はその権利回復の申請は受理しないものとする。しかし、申請費用を既に納付したが金額が不足している場合は、期限を設けて補正を通知し、期限が過ぎても補正しなかった場合、始めて不受理とする。

1.8 国際優先権の取下げ

国際優先権主張の取下げは、専利出願の査定前に書面をもってこれを行わなければならない。複数の優先権を主張した場合は、全て又は一部の優先権主張を取下げることができる。国際優先権主張の取下げにより、最も早い優先日が変更となり、優先日の翌日から起算するあらゆる期限について期限が満了していない場合は、その期限は変更後の最初の優先日または出願日の翌日より起算すべきである。

2. 国内優先権

国内優先権制度の主な目的は、出願人が専利出願を提出した後に、先願を基礎として、改良を加えて再度専利出願できるようにすることである。出願人が台湾で先願した特許又は実用新案を基に、再度専利出願する場合、先願の出願時の明細書、専利請求の範囲又は図面に記載されている発明又は考案について国内優先権を主張することができる。

2.1 出願人

国内優先権を主張できる出願(以下、「後願」と称す)の出願人は、先願の出願人と同一でなければならない。先願が複数の出願人である場合も、完全に一致していなければならない。一致しない場合は、補正を通知しなければならない。出願人は先願について出願権譲渡の手続きを行って、先願と後願の出願人を一致させることができる。

2.2 国内優先権の先願

国内優先権は特許及び実用新案のみに適用され、意匠には適用されないと規定されていることから、先願は台湾で出願され且つ出願日を取得した特許出願又は実用新案出願でなければならない。言い換えれば、意匠出願は国内優先権を主張できず、意匠出願を先願として国内優先権を主張する基礎とすることもできない。

二以上の先願は同一の後願により複数の優先権を主張する基礎とすることができる。

方式審査の注意すべき事項は以下のとおりである：

- (1)先願に記載されている発明又は考案が、専利法第 28 条又は第 30 条の規定に基づいて既に国際優先権又は国内優先権を主張している場合、他の後願により国内優先権を主張する基礎とされることはできない。さもなければ実質的に優先権期間が延長されることとなる。しかし、先願において優先権を主張していない部分については、この制限はない。後願に累積主張の虞がある場合は、出願人に答弁を通知し、出願人が累積主張していないと答弁した又は期限が過ぎても答弁しなかった場合は、依然として手続きを継続し、累積主張の状況があるか否かについては、実体審査の段階で審査する。
- (2)同一の先願が 2 以上の後願により国内優先権主張の基礎とされ、一つの発明で二つの出願の虞がある場合、出願人は一つの発明で二つの出願ではないと記載することができ、もし記載しなかった場合は、出願人に答弁を通知し、期限が過ぎても答弁しなかった場合、依然として手続きを継続し、一つの発明で二つの出願の状況があるか否かについては、実体審査の段階で審査する。
- (3)出願がもう一つの出願から分割された出願、又は出願変更された後の変更出願である場合は、当該分割出願、変更出願は既に元の出願の出願日を援用しているため、後願の国内優先権主張の基礎とすることはできない。
- (4)先願が発明であり既に公告された又は専利拒絶査定が確定している場合、先願が考案であり既に公告された又は専利拒絶査定が確定している場合は、後願の国内優先権主張の基礎とすることができない。
- (5)先願が既に取下げ、放棄又は不受理となった場合、当該出願は即ち存在しないため、後願の国内優先権主張の基礎としてはならない。国内優先権の主張が受理された後にその先願が取下げ、放棄又は不受理となった場合は、国内優先権の効果には影響しない。
- (6)国内優先権の主張の基礎とされる先願は、重複公開、重複審査を避けるため、先願の出願日より 15 ヶ月を満了した後に取下げと見なす。いわゆる取下げと見なすとは、即ち先願がその出願日より 15 ヶ月を満了した後に存在しないことである。この種の法定で見なされる取下げの状況には、書簡をもって通知又は処分する必要はなく、法定期間を過ぎると直ちに法的効果が発生する。
- (7) 国内優先権の主張の基礎とされる先願は出願日から 15 ヶ月後に取下げと見なされる前までは、専利主務官庁の管轄に係属しているが、実務上既に後願が代わりとなり、且つ再び審査手続きを継続しないが、先願の利益を保護するため、優先権の先願としての適法性に影響しないという前提の下、後願の査定前に分割出願又は代理人の変更、住所の変更等の変更事項を処理することができる(台北高等行政裁判所 2006 年訴字第 1539 号の判決参照)。
- (8)分割出願が元の出願の出願日を援用したことにより分割出願と元の出願の出願日が同一となり、つまり先願後願の区別がない場合、分割出願は元の出願を

先願の国内優先権の主張とする問題が生じないことから、もし主張した場合は、不受理としなければならない。

2.3 国内優先権を主張できる期間

国内優先権を主張できる期間は12ヶ月であり、先願の出願日の翌日より起算して後願の出願日当日までである。一つの出願の中に2個以上の先願の優先権を主張する場合は、その優先権期間の起算日は最も早い優先日の翌日とする。

2.4 国内優先権主張の声明事項

国内優先権を主張する場合は、専利出願と同時に先願の出願日及び出願番号を声明しなければならない。声明しなかった場合は、主張しないものと見なす。もし複数の優先権を主張する場合は、それぞれの先願を全て記載しなければならない。

前述した声明事項は願書の声明事項の欄に記入することを原則とするが、出願と同時に送付した書類の中に既に先願の出願日及び出願番号を記載している場合も、合法とする。例えば：明細書内に既に先願の出願日及び出願番号を記載した、又は出願と同時に先願のコピーを添付した場合である。

2.5 国内優先権の取下げ

出願人は国内優先権の主張を取下げることができるが、手続きの安定性を維持するため、先願の出願日から15ヶ月以内でなければならず、15ヶ月を過ぎて始めて国内優先権主張を取下げた場合は、受理しないものとする。後願において法定期間内に国内優先権の主張を取下げた場合は、取下げを許可しなければならない、先願は審査手続きを継続する。

後願を願の出願日から15ヶ月以内に取り下げた場合、国内優先権の主張を同時に取下げたものと見なし、先願は手続きを継続する。

3. グレースピリオド

産業上利用することができる発明及び考案において、出願前に既に刊行物に見られる、既に実施公開されている又は既に公衆に知られている場合は、新規性、進歩性を喪失する。しかし、出願人の本意により、又は本意によらず公開された事実の発生から12ヶ月以内に出願した場合、当該公開の事実が専利法第22条第1項及び第2項の特許を取得できない事情に属さず（実用新案はこれを準用する）、その新規性又は進歩性の喪失には至らない。

産業上利用することができる意匠において、出願前に同一又は類似する創作を有し、既に刊行物に見られる、既に公開実施されている又は出願前に既に公

衆に知られている場合は、新規性、進歩性を喪失する。しかし、出願人の本意により、又は本意によらず公開された事実の発生から 6 ヶ月以内に出願した場合、当該公開の事実が専利法第 122 条第 1 項及び第 2 項の意匠を取得できない事情に属さず、その新規性又は創作性の喪失には至らない。

公開公報又は専利公報により公開する目的は、他人が重複して研究開発経費を投資することを避け、又は公衆に専利権の範囲を明確に知悉させることにあり、グレースピリオドの主な趣旨は、出願人がその出願前に新規性及び進歩性（創作性）の喪失の例外となる公開行為により専利による保護を取得することができないことにならぬようにするものであり、規範行為及び制度目的のいずれも異なるものであることから、専利出願により台湾又は海外で法により公報でなされた公開が、出願人の本意によるものは、適用してはならない。

グレースピリオド事由の行為主体について、出願人以外に、承継、譲受、雇用又は出資関係により専利出願権を取得した者は、その被承継人、譲渡人、被雇用者、被招聘者が出願前に公開する行為についても、グレースピリオドに関する規定の適用がある。

専利出願のグレースピリオドを主張できる法定期間については、特許及び実用新案は 12 ヶ月とし、意匠は 6 ヶ月とし、その法定期間の計算は、公開された事実発生日の翌日から起算し出願日取得の当日までとする。

もしグレースピリオドに関する規定に符合する事実が多数発生した場合、その法定期間の計算方法は、最も早い事実発生日を基準とする。

専利出願がグレースピリオドに関する規定に合致する場合、出願時に声明することを手続用件とはしない。出願人はその専利出願がグレースピリオドに関する規定に合致すると思う場合、スムーズな審査業務のため、出願時に専利願書の声明事項の欄の 本出願はグレースピリオドに関する規定に合致する、にチェックを入れ、並びに公開事由、事実発生の期日、公開に関連する証明書類の添付を明記することができる。専利出願がグレースピリオドに関する規定に合致するか否かについては、実体審査にてこれを認定するものとし、関連審査基準については、本基準第二篇第 3 章 4. 「新規性又は進歩性喪失の例外」を参照のこと。

出願人は専利出願がグレースピリオドに関する規定に符合すると思う場合、証明書類を提出すること。提出する証明書類には、グレースピリオドの事実及びその発生した年月日を開示しなければならない。多数回グレースピリオドの事実がある場合、各事実の証明書類を提出しなければならない。

第八章 生物材料寄託

1. 生物材料寄託の法定期限	2
2. 生物材料寄託の寄託機関	2
3. 生物材料寄託情報の記載	2
4. 生物材料の寄託証明書類	3

第八章 生物材料寄託

生物材料又は生物材料の利用に係る特許を出願する際、当該生物材料を寄託しなければならないが、当該生物材料がその属する技術分野において通常の知識を有する者が容易に入手し易い場合は、寄託を必要としない。その属する技術分野において通常の知識を有する者が容易に入手することのできる生物材料であるか否かについては、実体審査時に法により審査する。

生物材料寄託の期限、寄託機関、寄託情報の記載、寄託証明書類の方式審査要点及び処理作業を本章規範の重点とする。

1. 生物材料寄託の法定期限

出願人は遅くとも出願日に当該生物材料を専利主務官庁が指定した台湾の寄託機関に寄託しなければならない。もし、出願前に既に専利主務官庁が認可した外国の寄託機関に寄託しており、並びに法定期間内に指定された台湾の寄託機関に寄託した場合は、遅くとも出願日に台湾で寄託するという制限を受けない。

出願人が出願前に台湾と寄託効力を相互承認する外国によって指定されたその国内の寄託機関に寄託しており、法定期間内に当該寄託機関が発行した証明書類を添付した場合は、国内で寄託しなければならないという制限を受けない。

2. 生物材料寄託の寄託機関

台湾の生物材料の寄託機関は専利主務官庁が公告し指定した機関でなければならない。台湾の生物材料寄託機関は財団法人食品工業発展研究所である。外国の生物材料の寄託機関はブダペスト条約により国際寄託機関(International Depositary Authorities)の資格を取得した生物材料寄託機関でなければならない(世界知的所有権機関公式サイト参照)。

3. 生物材料寄託情報の記載

生物材料寄託情報は、願書への記載を必要としない。もし願書に生物材料を寄託する必要があると声明されているが、寄託証明書類を添付しなかった場合は、法定期間内に寄託証明書類の追完を通知する。もし、声明しなかった場合、出願人は自ら法定期間内に証明書類を送付しなければならない。

生物材料を既に寄託している場合は、明細書の生物材料寄託の欄に寄託機関、寄託日及び寄託番号を記載し、出願前に既に外国の寄託機関に寄託している場

合は、外国の寄託機関、寄託日及び寄託番号を記載しなければならない。明細書に前述した寄託情報を記載しなかったが、寄託証明書類を添付している場合は、期限を設けて明細書の生物材料寄託の欄に寄託情報を記載するよう通知する。

4. 生物材料の寄託証明書類

出願人は出願日から4ヶ月以内(優先権を主張する場合は、最も早い優先日から16ヶ月以内)に寄託証明書類を送付し、並びに寄託機関、寄託日及び寄託番号を記載しなければならない。期限が過ぎても寄託証明書類を送付しなかった場合は、寄託しないものと見なす。

前述した寄託証明書類は、出願日より前に台湾の寄託機関で寄託した場合は、台湾の寄託機関が発行した寄託証明書類である。先に専利主務官庁が認可した外国の寄託機関に寄託してから台湾の寄託機関で寄託した場合は、外国の寄託機関が発行した寄託証明書類及び台湾の寄託機関が発行した寄託証明書類となる。もし台湾と寄託効力を相互承認する外国によって指定されたその国内の寄託機関に寄託した場合は、当該外国機関が発行した証明書類となる。

台湾と日本、英国は、それぞれ2015年6月18日及び2017年12月1日に日台、台英特許手続上の生物材料寄託における相互協力を正式に実施した。出願人が台湾へ特許出願し、当該生物材料を日本の経済産業省特許庁)又は英国知的財産権庁(以下「UKIPO」と略す)が指定するその国内寄託機関へ寄託し、法定期間内にそれらの機関が発行した寄託証明書類を送付する場合、国内寄託の制限を受けることはない。日本特許庁が指定する寄託機関は「独立行政法人製品評価技術基盤機構特許生物寄託センター(NITE-IPOD)」、「独立行政法人製品評価技術基盤機構特許微生物寄託センター(NPMD)」である。UKIPOが指定する寄託機関は、台英特許手続上の微生物材料寄託分野における相互協力作業要点の第2点第3項規定に符合した寄託機関を指す。

出願人と生物材料の寄託者が一致しない場合は、実務上、寄託者の合法的な被許諾者であって始めて寄託証明書類を取得できることから、既に寄託者の許諾を受けた者であると推定する。

第九章 出願公開及び実体審査請求

1. 出願公開	2
2. 実体審査請求	3

第九章 出願公開及び実体審査請求

出願公開制度とは、特許出願の出願後、審査を経て規定手続きに符合しないところがなく、且つ公開すべきではない事情がない場合、一定期間を経てその出願の技術内容を公開することで、企業活動の不安定及び研究開発の重複の浪費を避け、並びに技術公開により産業界が一早く新しい技術情報を入手し、産業科学技術の向上を促進するものである。

出願審査制度とは、特許出願の出願後、出願人が専利権を取得したい又はあらゆる第三者が審査結果を知りたい場合、法定期間内に実体審査を請求しなければならない、専利主務官庁が特許出願の専利要件について審査を行なうことである。

1. 出願公開

特許出願書類が審査を経て規定手続きに符合しないところがないと判断し、且つ公開すべきではない事情がない場合は、出願日から18ヶ月を経過した後に、当該出願を公開しなければならない。上述した期間は、優先権を主張する場合、その起算日は優先日の翌日である。2つ以上の優先権を主張する場合は、その起算日は最も早い優先日の翌日である。

特許出願が以下の事情のいずれかを有する場合、公開しない。:

- (1)出願日の後から15ヶ月以内に取下げられた場合。
- (2)国防機密又はその他国家安全の機密に関わる場合。
- (3)公序良俗を妨害する場合。

特許出願において、上述した第(2)、(3)項の公開すべきでない事情を有する場合は、期限を設けて答弁を通知し、期限が過ぎても答弁しなかった場合は、公開しないものとする。

企業界にできるだけ早く新しい情報を入手させ、研究開発の重複を避けることができるよう、出願人はその出願について早期公開を請求することができるが、遅延公開を請求することはできない。出願人がその出願について早期公開を請求する場合は、書面をもって提出しなければならない、当該出願の書類が完備し且つ公開すべきではない事情がない場合、公開作業を行なう。

出願人が記載した要約が専利法施行細則の規定に符合していない場合は、期限を設けて補正を通知、又は職権に基づいて補正後、出願人に通知することができる。

出願人の指定した代表図が、審査を経てその指定が不適切であると認められた場合、例えば：指定された代表図が習知の技術図である、指定された図面が

当該創作の技術的特徴を最も代表するものでない場合は、期限を設けて補正を通知、又は職権により指定又は削除した後、出願人に通知することができる。

特許出願を出願日(優先権を主張している場合、最も早い優先日とする)から15ヶ月以内に取下げた場合、当該出願は公開しないものとする。理論上、査定を経て專利付与された出願に、取下げの問題は生じない。言い換えれば、特許出願は、出願日の後から15ヶ月以内に査定を経て專利付与され、公告前までにおいても取下げの問題はないことから、出願人が15ヶ月以内に出願を取下げた場合、出願人の真意を探求すると、後の費用納付によって取得できる專利権の権利を放棄することに属するものである。この時、出願人の權益を考慮し、当該出願は公開しないものとする。

特許出願は出願日の後から3年以内に実体審査を請求することができる。分割出願又は変更出願して特許出願となり、前述した期間を過ぎた場合は、分割出願後の子出願又は変更出願後の特許出願は分割出願又は変更出願日の後から30日以内に実体審査を請求することができる。当該分割又は変更は、法定期間内に実体審査を請求しなかった場合は、法により取下げと見なすが、公開手続きには影響しない。

国内優先権を主張する場合は、その先願は出願日から満15ヶ月で、取下げと見なす。重複公開を避けるため、国内優先権を主張する際、その先願は公開しないものとする。

出願公開とは、出願日を取得した中国語版の内容に基づいて公開され、一般的に15ヶ月以内に補正を申請した出願については、公開公報に補正された事実を記載し、補正版を合わせて公開する。

複数の優先権を主張する場合は、全ての優先権主張、又は一部の優先権主張を取下げることができる。優先権主張の取下げことにより、出願の最も早い優先日に変更された又優先日がない場合は、変更後の最も早い優先日又は出願日の翌日から起算して18ヶ月後に公開しなければならない。例えば：公開の準備手続きが開始する前に優先権主張を取下げた場合、当該出願の出願公開は変更後の最も早い優先日又は出願日から18ヶ月を経過した後に延長しなければならない。しかし、出願日又は最も早い優先日の後から15ヶ月後に始めて優先権主張を取下げた場合、最も早い優先日の変更又は優先日の有無に拘わらず、その公開日は依然として最初に主張した最も早い優先日から18ヶ月後とする。

2.実体審査請求

特許、意匠は実体審査を採用しており、実用新案は形式審査を採用しているが、特許は請求により実体審査を行い、意匠は職権により実体審査を行なっている。

特許出願日の後から3年以内に、誰でも実体審査を請求することができる。しかし、当該期間を過ぎ、分割出願又は変更出願した場合は、分割出願又は変更出願後から30日以内に実体審査を請求することができる。

実体審査の請求は取下げることができない。前述した法定期間内に実体審査の請求をしなかった場合、当該特許出願は取下げたものと見なす。

実体審査の請求は願書を備え、以下の事項を記載する。:

(一)出願番号。

(二)発明の名称。

(三)実体審査請求人の氏名又は名称、国籍、住居所又は営業所。代表者がいる場合は、代表者の氏名を記載しなければならない。

(四)代理人に委任している場合、その氏名、事務所。

(五)専利出願人であるか否か。

出願人が特許出願時に合わせて実体審査の請求をする場合、特許出願の願書上に既に出願に関連する資料を備えていることから、特許の願書のみで実体審査請求を提出する旨を明記すればよく、さらに実体審査の請求書を添付する必要はない。

実務上、特許出願の願書に実体審査請求のマークを付けたが、実体審査請求費用を納付していない、又は実体審査請求をマークしていないが、実体審査請求費用を納付している場合は、期限を設けて説明を通知し、出願人の本当の意思を探求してから手続きを行う。

出願が既に実体審査請求済みであり、後で他人が再度実体審査請求する場合は、後で実体審査請求した者に対し、当該出願は既に実体審査請求済みである旨を通知し、納付した費用を払い戻す。上述した通知は、事実行為であり行政処分ではない。

第十章 補正

1. 補正で提出すべき書類	2
1.1 特許.....	2
1.1.1 補正申請書.....	2
1.1.2 補正部分に線を引いた明細書又は特許請求の範囲の補正ページ	3
1.1.3 補正後の線なし明細書、特許請求の範囲又は図面の差し替えページ	3
1.2 実用新案	4
1.3 意匠.....	4
2. 誤訳訂正で提出すべき書類.....	4
2.1 特許.....	5
2.1.1 誤訳訂正書.....	5
2.1.2 訂正部分に線を引いた明細書又は特許請求の範囲の訂正ページ	5
2.1.3 訂正後の線なし明細書、特許請求の範囲又は図面の差し替えページ	5
2.2 実用新案	6
2.3 意匠.....	6
3. 補正と誤訳の訂正を同時に申請する場合の提出すべき書類	6

第十章 補正

出願人は専利出願後、審査中において自発的に明細書、専利請求の範囲又は図面の補正を申請することができる。ただし、審査意見通知書の発行又は最終通知を経た場合は、通知された期限内においてのみ補正することができる。もし、専門利主務官庁が審査中において明細書、専利請求の範囲又は図面を補正する必要があることを発見した場合も、職権により出願人に補正を通知することができる。

出願人が外国語書面によって出願し、それから補正により中国語版を提出した場合、中国語版のみについて補正を申請することができ、外国語版は補正できない。もし後で補正された中国語版に翻訳ミスがあるとの事情を発見した場合は、誤訳の訂正を申請することができる。

1. 補正で提出すべき書類

1.1 特許

特許出願において、補正の申請で添付すべき書類は以下の通りである。:

- (1)補正申請書 1 部。
- (2)補正部分に線を引いた明細書又は特許請求の範囲の補正ページ 1 部。
- (3)補正後の線なし明細書、特許請求の範囲又は図面の差し替えページ 1 部。

電子出願により出願した場合、補正申請書、補正部分に線を引いた明細書又は特許請求の範囲の補正ページの電子ファイル、補正後の線なしの全ての明細書、特許請求の範囲又は図面の電子ファイルを添付しなければならない。

前述した規定に基づいて補正申請書類を添付しなかった場合は、方式審査時に期限を設けて補正を通知する。

1.1.1 補正申請書

明細書の補正を申請する場合は、補正されたページ数、段落番号と行数及び補正理由を明記しなければならない。特許請求の範囲の補正を申請する場合は、補正された請求項及び補正理由を明記しなければならない。図面の補正を申請する場合は、補正された図面の番号及び補正理由を明記しなければならない。

もし明細書及び特許請求の範囲の、ある用語が書類の多数箇所に見られ、且つ全て補正する必要がある場合、願書に補正する前と補正した後の用語、所在ページ数、段落番号と行数、及び補正理由を記載することができ、線を引いた

補正ページを添付する必要はないが、線なしの差し替えページを添付する必要がある。

1.1.2 補正部分に線を引いた明細書又は特許請求の範囲の補正ページ

元の内容を削除する場合は、削除する文字上に取消線を引かなければならない。新たに内容を追加する場合、新たに追加された文字に下線を引かなければならない。ただし、一部の請求項を削除する場合は、削除する請求項番号の後に「削除」と注釈すればよく、削除する請求項の全ての文字に取消線を引く必要はない。

特許請求の範囲の補正において、一部の請求項が削除された場合、その他の請求項の項番号をアラビア数字番号の順に配列し直さなければならない。図面の補正において、一部の図面が削除された場合は、その他の図の番号は図の番号順に配列し直さなければならない。

数回補正している場合、各回の補正で線を引いて注釈すべき部分は、その回の補正で添付された差し替えページ(版)を範囲とし、その補正内容については、審査意見通知書の送達前までは、出願日を取得した明細書又は特許請求の範囲が線を引く対比の基礎となり、審査意見通知書の送達後は、一番最近の審査済みの明細書又は特許請求の範囲が線を引く対比の基礎となる。以前に誤訳の訂正を申請したことがある場合は、その訂正したページ(版)が線を引く対比の基礎となり、訂正が許可されなかった場合は、別途訂正申請する前の中国語版を線を引く対比の基礎として線引きページ(版)を補正するよう通知する。

1.1.3 補正後の線なし明細書、特許請求の範囲又は図面の差し替えページ

補正を申請するには補正後の線なし明細書、特許請求の範囲又は図面の差し替えページを添付しなければならない。補正により明細書、特許請求の範囲又は図面のページ数、項目番号又は図番号が連続しなくなった場合、補正後の全ての明細書、特許請求の範囲又は図面を添付しなければならない。

数回補正された場合は、ページを単位とし、各回の差し替えページ(版)に重複ページがあった場合は、後の差し替えページ(版)が前の差し替えページに取って代わる。例えば：

- (1)第1回目の補正で差し替えページ P.1~P.19 を添付し、第2回目の補正で差し替えページ P.21~P.50 を添付した場合、二回の補正の差し替えページは重複しておらず、合わせて審査する。
- (2)第1回目の補正で差し替え版を添付し、第2回目の補正で差し替え版を添付した場合、後の差し替え版が前の差し替え版に取って代わり、後の差し替え版が基準となる。

- (3)第1回目の補正で差し替えページ P.1~P.19 を添付し、第2回目の補正で差し替えページ P.19~P.50 を添付した場合、後の差し替えページ P.19 が前の差し替えページ P.19 に取って代わり、前の差し替えページ P.1~P.18、及び後の差し替えページ P.19~P.50 が基準となる。
- (4)第1回目の補正で差し替えページ P.1~P.19 を添付し、第2回目の補正で差し替え版を添付した場合、後の差し替え版が前の差し替えページ P.1~P.19 に取って代わり、後の差し替え版が基準となる。
- (5)第1回目の補正で差し替え版を添付し、第2回目の補正で差し替えページ P.1~P.19 を添付した場合、後の差し替えページ P.1~P.19 が前の差し替え版の P.1~P.19 に取って代わり、その他重複していないページは依然そのまま審査する。

1.2 実用新案

実用新案出願において、補正の申請で添付すべき書類は以下の通りである。:

- (1)補正申請書 1 部。
- (2)補正部分に線を引いた明細書又は專利請求の範囲の補正ページ 1 部。
- (3)補正後の線なし明細書、專利請求の範囲又は図面の差し替えページ 1 部。

前述した提出すべき書類は特許の規定を参照すること。電子出願により出願する場合は、特許の処理原則を参照すること。

規定に基づいて補正申請書類を添付しなかった場合は、方式審査時に期限を設けて補正を通知する。

1.3 意匠

意匠出願において、補正の申請で添付すべき書類は以下のとおりである。:

- (1)補正申請書 1 部 :
 - 明細書を補正する場合は、補正するページ数と行数及び補正理由を明記しなければならない。図面を補正する場合は、補正する図面の名称及び修正理由を明記しなければならない。
- (2)補正部分に線を引いた明細書の補正ページ 1 部 : 特許の処理原則を参照すること。
- (3)補正後の線なしの全ての明細書又は図面 1 部。

電子出願により出願する場合は、特許の処理原則を参照すること。

前述した規定に基づいて補正書類を添付しなかった場合は、方式審査時に期限を設けて補正を通知する。

2. 誤訳訂正で提出すべき書類

2.1 特許

特許において、誤訳により明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を申請する場合、添付すべき書類は以下の通りである。:

- (1)誤訳訂正書 1 部。
- (2)訂正部分に線を引いた明細書又は特許請求の範囲の訂正ページ 1 部。
- (3)訂正後の線なし明細書、特許請求の範囲又は図面の差し替えページ 1 部。

出願人がその訂正理由を証明するための証明資料を提出する必要がある場合、併せて提出しなければならない。例えば：公信力を有する中国語-外国語辞典等の訂正理由を説明する必要資料を有する場合である。

電子出願により出願する場合は、訂正申請書、訂正部分に線を引いた明細書又は特許請求の範囲の訂正ページの電子ファイル、訂正後の線なしの全ての明細書、特許請求の範囲又は図面の電子ファイルを添付しなければならない。

前述した規定に基づいて訂正書類を添付しなかった場合は、方式審査時に期限を設けて補正を通知する。

2.1.1 誤訳訂正書

明細書を訂正する場合は、訂正するページ数、段落番号と行数、訂正理由及び対応する外国語書面ページ数、段落番号と行数を明記しなければならない。特許請求の範囲を訂正する場合は、訂正する請求項、訂正理由及び対応する外国語書面の請求項番号を明記しなければならない。図面を訂正する場合は、訂正する図の番号及び訂正理由を明記しなければならない。

2.1.2 訂正部分に線を引いた明細書又は特許請求の範囲の訂正ページ

元の内容を削除する場合、削除する文字上に線を引かなければならない。新しく追加された内容である場合、新しく追加された文字に下線を引かなければならない。

数回訂正している場合、各回の訂正で線を引いて注釈すべき部分は、その回の訂正で添付された差し替えページ(版)を範囲とし、その訂正内容については、訂正を申請する前の中国語版が線を引く対比の基礎となる。以前に誤訳の訂正を許可されたことがある場合は、訂正許可された訂正版(ページ)が線を引く対比の基礎となる。

2.1.3 訂正後の線なし明細書、特許請求の範囲又は図面の差し替えページ

誤訳訂正の申請は訂正後の線なしの明細書、特許請求の範囲又は図面の差し替えページ又は差し替え版を添付しなければならない。数回訂正している場合は、ページを単位とし、各回の差し替えページ(版)にページの重複がある場合は、

後の差し替えページ(版)が前の差し替えページ(版)に取って代わる。

2.2 実用新案

実用新案において、誤訳により明細書、専利請求の範囲又は図面を訂正する場合、添付すべき書類は以下の通りである。:

- (1)誤訳訂正書 1 部。
- (2)訂正部分に線を引いた明細書又は専利請求の範囲の訂正ページ 1 部。
- (3)訂正後の線なし明細書、専利請求の範囲又は図面の差し替えページ 1 部。

前述した提出すべき書類は特許の規定を参照すること。電子出願により出願する場合は、特許の処理原則を参照すること。

前述した規定に基づいて訂正書類を添付しなかった場合は、方式審査時に出願人に指定期間内の補正を通知する。

2.3 意匠

意匠において、誤訳により明細書又は図面を訂正する場合、添付すべき書類は以下の通りである。:

- (1)訂正申請書 1 部 :
明細書を訂正する場合は、訂正するページ数と行数、訂正理由及び対応する外国語版のページ数と行数を明記しなければならない。図面を訂正する場合は、訂正する図面の名称、訂正理由及び対応する外国語版の図面の名称を明記しなければならない。
- (2)訂正部分に線を引いた明細書の訂正ページ 1 部。特許の処理原則を参照すること。
- (3)訂正後の線なしの全ての明細書又は図面 1 部。

出願人がその訂正理由を証明するための証明資料を提出する必要がある場合は、併せて提出しなければならない。例えば：公信力のある中国語-外国語辞典等である。

電子出願により出願する場合は、特許の処理原則を参照すること。

前述した規定に基づいて訂正書類を添付しなかった場合は、方式審査時に期限を設けて補正を通知する。

3. 補正と誤訳の訂正を同時に申請する場合の提出すべき書類

出願人が誤訳により訂正を申請し、審査を経て訂正が許可された場合、当該訂正版は出願時に外国語版に基づき翻訳された中国語版に取って代わり、後続の審査を行なう基礎となる。それゆえ、その出願において同時に訂正及び補正を申請する場合は、先に訂正を審査し、後続の補正申請の対比基礎とする必要

がある。

外国語書面により出願日を取得した出願において、出願人が前後して又は同時に誤訳の訂正と一般の補正を申請する可能性があるが、両者が備えなければならない願書、適用範囲、対比の基礎及び効果等には違いがある。一般の補正を申請する場合は補正申請書を備えなければならない、誤訳の訂正を申請する場合は、誤訳訂正書を備えなければならない。もし、両者を同時申請する場合は、二種類の申請書をそれぞれ提出する方法、誤訳訂正書に一般の補正の申請を付け加える方法もできるが、誤訳訂正書にそれぞれ訂正及び補正事項を指定しなければならない。

補正と誤訳による訂正を同時に申請する場合は、申請書の他に以下の書類をそれぞれ添付しなければならない(その数は特許、実用新案及び意匠のそれぞれ補正及び誤訳訂正した数と同じである。):

- (1)訂正部分に線を引いた明細書又は專利請求の範囲の訂正ページ:訂正する前の中国語版がその線を引く対比基礎となり、以前に誤訳の訂正を許可されたことがある場合は、訂正を許可された訂正ページ(版)が線を引く対比基礎となる。
- (2)補正部分に線を引いた明細書又は專利請求の範囲の補正ページ:その回の訂正ページ(版)が線を引く対比基礎となり、訂正を許可されなかった場合は、別途訂正を申請する前の中国語版を線を引く対比の基礎として線引きページ(版)を補正するよう通知する。
- (3)訂正及び補正後の線なしの明細書、專利請求の範囲又は図面の差し替えページ(版)。

第十一章 出願権の移動

1. 譲渡登録.....	2
1.1 譲渡登録の出願人	2
1.2 備えるべき申請書類及び記載すべき事項.....	3
2.承継登録	3
2.1 承継登録の出願人.....	3
2.2 備えるべき申請書類及び記載すべき事項	3
3. 移動登録の審査における注意事項.....	4
3.1 双方の代表	4
3.2 関連意匠.....	5
3.3 連合意匠.....	5

第十一章 出願権の移動

専利出願権は法により譲渡又は承継の対象とすることができる。専利出願後、専利出願権を譲渡又は承継する場合は、権利者の名義変更を申請しなければならない。専利出願が登録査定又は処分後から公告・証書発行までは、まだ専利権を取得していないことから、専利出願権の主体に変更があった場合も、専利出願権移動登録により処理しなければならない。出願人は証書を請求する時に、併せて権利移動登録手続きを行う場合、「専利出願権譲渡登録申請書」又は「専利出願権承継登録申請書」を提出しなければならない。

1. 譲渡登録

専利出願権者が法律行為によりその出願権を譲受人に移転する場合、権利主体に変更が生じる。出願権の譲渡は双方の当事者の意思表示が一致した日に即効力が生じるが、譲渡登録手続きを行って始めて第三者に対抗する効力が生じる。

会社が合併、分割等の原因で、法により消滅した会社又は分割された会社の専利出願権を受け継ぐ場合は、権利主体は既に変更されていることから、同様に譲渡登録手続きを行わなければならない。

専利出願権の帰属に争いがあり、調停、仲裁又は判決手続きにより専利出願権者を確認する場合、例えば出願の権利主体に変更が生じ、確認を経て専利出願権者は調停、仲裁又は判決書類を備えて、譲渡登録により権利者の名義変更を申請することができる。

専利出願権譲渡登録を処理する際、専利出願権が裁判所又は行政執行分署により差押えられていた場合、裁判所又は行政執行分署に書簡の取消又は当該登録差押の取消しを囑託して初めて受理することができる。

1.1 譲渡登録の出願人

専利出願権の譲渡登録は、譲渡人又は譲受人の一方が提出することができる。

専利出願権が一回以上連続して譲渡をされた場合、その間の権利の連続した譲渡の関連証明書類を添付し、権利譲渡の事実が存在することを証明しなければならない。審査を経た後、最後の譲受人の登録を許可する。その間の譲渡行為に至っては、各当事者の真意を尊重しなければならない、登録申請を提出しなかった場合、登録しないものとする。

専利出願権が共有であり、専利出願権の全てを譲渡する場合は、共有者全員の同意を得なければならない。それぞれの共有者がそのあるべき一部を他人に譲渡する場合は、その他の共有者の同意を得なければならない。ただし、いずれも共有者の一人が全体として譲渡登録申請を提出でき、共同で譲渡登録を申請する必要はない。

1.2 備えるべき申請書類及び記載すべき事項

専利出願権の譲渡登録手続きは、出願人が以下の申請書類を備えなければならない。：

- (1)専利出願権譲渡登録申請書：専利出願番号、出願人、譲受人、譲渡人の基本データを明記しなければならない。代理人を有する場合は、その代理人の基本データ。
- (2)専利出願権譲渡登録の証明書類、以下のうちのひとつとすることができる。：
 - A.譲渡契約書：契約書には譲渡人及び譲受人の意思表示並びに双方による連署が必須である。
 - B.買収の証明書類：主務官庁が発行した又は買収契約書でなければならない。
 - C.その他譲渡証明書類：譲渡人によって発行された証明書類、その他の法令により取得した調停、仲裁又は判決書類等。
- (3)共同の専利出願権者がそれぞれ出願権を他人に譲渡し、それぞれ違う書類に署名した場合、共有者の同意書を添付しなければならない。共同で同一書類に署名した場合、既に同意の意思を有すると認め、別途同意書を添付する必要はない。

2.承継登録

承継も権利主体の変更に属し、専利出願権者が専利出願期間内に死亡した場合、権利は法により承継人が承継することができる。

2.1 承継登録の出願人

専利出願権の承継登録は、承継人が申請しなければならない。

承継人が数名である場合、承継人全員で共同して、又は承継人の一人が承継者全員の名義で承継登録を申請することができ、承継人全員が共同で連署した場合、そのうちの1人を送達受取人として指定しなければならない。

2.2 備えるべき申請書類及び記載すべき事項

専利出願権承継登録の手続きは、出願人が以下の申請書類を備えなければならない。：

- (1) 専利出願権承継登録申請書に専利出願番号、被承継人及び全ての承継人の基本データを記入しなければならず、代理人を有する場合は併せて記入しなければならない。
- (2) 死亡証明書類。
- (3) 承継の系譜。
- (4) 証明書類は、以下のうちのひとつとすることができる。:
 - A. 全世帯の戸籍謄本。
 - B. 承継証明書類。
承継人が数名おり、その中の1人又は数人が承継する場合、上述した申請書類を添付する他に、別途以下の書類のうちの一つを添付しなければならない。:
 - (1) 裁判所発行の承継放棄の証明書類。
 - (2) 公証済みの遺言状。
 - (3) 承継人全員が共同署名した遺産分割協議書。

3. 移動登録の審査における注意事項

3.1 双方の代表

専利出願権譲渡登録の譲渡人又は譲受人の一方が台湾の会社であり、且つ双方の会社の代表人が同一である場合、そのうちの一方は別途会社を代表する人を指定しなければならない。台湾の会社が別途会社を代表する人を指定する場合、会社の性質に基づいて以下の方法により処理しなければならない。:

- (1) 有限会社：取締役（董事）が一名のみの場合、株主全員の同意により別途行為能力を有する株主を選定して会社の代表とし、株主全員による代表選出の同意書及び会社設立(変更)事項登記カードの正面、裏面のコピー一式を添付しなければならない。取締役が二名以上であり、且つ一名の取締役を代表取締役（董事長）に特定する場合は、その他の取締役が会社の代表となり、会社設立(変更)事項登記カードの正面、裏面のコピー一式を添付する(經濟部 2002 年 7 月 26 日商字第 09102156880 号解釈書簡を参照)。一名の有限会社である場合は、株主を増やした後、上述した方法により処理又は裁判所に会社を代表して契約する臨時管理人の選任を申請し、関連証明書類を添付しなければならない(2003 年 9 月 15 日商字第 09202193120 号解釈書簡を参照)。
- (2) 株式会社：監査役が会社を代表し、会社設立(変更)事項登記カードの正面、裏面のコピー一式を添付しなければならない。
台湾の会社とその会社の代表者の個人間の専利出願権譲渡登録を申請する場合、その譲渡契約書又は専利出願権譲渡証明書等の書類については、会社が署

名すべき部分及び備えるべき証明書類も、上述した処理原則に照らして処理しなければならない。但し、代表者がその所有する専利出願権を無償で会社に譲渡し、譲渡登録手続きを申請する場合、この時会社は単に法律上の利益を得るのみで、利害の衝突を引き起こすには至らず、会社法第 59 条に規定の自己代表の禁止の適用にはならないことから、登録手続きを許可する(法務部 2007 年 3 月 20 日法律決定字第 0960008616 号解釈書簡を参照)。言い換えれば、代表者が会社の専利出願権を自己に譲渡(無償と有償に拘わらず)、又は自己の専利出願権を有償で会社に譲渡した場合、いずれも上述した処理原則に照らして手続きを行わなければならない。

3.2 関連意匠

本意匠出願の移動登録手続きを行う場合、その係属する関連意匠出願は併せて移動登録手続きを行わなければならない。同じく、関連意匠の移動登録手続きを行う場合、その本意匠出願も併せて移動登録手続きを行わなければならない。それぞれ移動登録の申請書、証明書類及び納付費用を備え、専利主務官庁は本意匠及びそれが有する関連意匠の移動登録を併せて処理する。

3.3 連合意匠

専利法改正が施行される前に出願された意匠及びその連合意匠出願権の移動登録については、3.2 の規定を参照して処理するが、その中の 1 つの専利出願権移動の手数料のみを納付すればよい。

第十二章 再審査

1.再審査請求及び法定期間.....	2
2.再審査の請求人.....	2
3.再審査請求書類.....	2

第十二章 再審査

特許、意匠出願が実体審査を経て、初審の査定に対して不服がある場合は、まず再審査を請求する必要がある。再審査の査定に対して不服がある場合、始めて訴願を提起することができる。ただし、申請手続きの不適法又は出願人不適格により不受理又は却下された場合、法により直接、訴願、行政訴訟の手続きを提起することができる。

実用新案は方式審査を採用しており、特許、意匠の実体審査とは違い、実用新案を付与しない処分に対して不服がある場合は、訴願手続きに従わなければならない。並びに再審査手続きの適用はない。

1.再審査請求及び法定期間

再審査請求は、拒絶査定書の送達後 2 ヶ月以内に、申請書及び理由書を備えて申請を提出しなければならない。この期間は法定不変期間に属し、拒絶査定書が送達された翌日から、2 ヶ月が過ぎて始めて再審査請求をする場合、元の査定が既に確定されていることから、再審査請求は不受理としなければならない。

専利出願人が拒絶査定に対して、再審査請求の期間内に再審査手続きによらずに不服を表示した場合、当事者の真意を探求しなければならない。再審査請求の意思が確かであれば、再審査手続きにより処理しなければならない。

2.再審査の請求人

再審査の請求人は専利出願の出願人でなければならない。特許が第三者により実体審査請求された場合、初審の拒絶査定後、専利出願人のみに限り再審査を請求することができる。

3.再審査請求書類

再審査請求に備えるべき書類には再審査申請書及び理由書が含まれる。出願人が書簡でのみ再審査を請求した場合、出願人に 4 ヶ月以内に申請書及び理由書の補正を通知し、出願人が指定期間内に補正できなかった場合、指定期間が過ぎる前に、延長申請の理由を記載し、原則上 2 ヶ月の猶予期間内の補正を許可し、期限が過ぎても補正しなかった場合は、再審査請求は不受理としなければならない。ただし、当該不受理処分の送達前に合法的に補正された場合は、依然として受理しなければならない。

第十三章 分割及び変更出願

1. 分割出願	2
1.1 分割出願する者	3
1.2 分割出願の法定期間	3
1.3 備えるべき書類及び記載すべき事項	3
1.4 分割出願が受理された後の関連規定	4
2. 変更出願	5
2.1 変更出願する者	5
2.2 変更出願の法定期間	5
2.3 備えるべき書類及び記載すべき事項	6
2.4 反復する変更出願に関する規定	6
2.5 変更受理後の関連規定	7

第十三章 分割及び変更出願

専利出願時、それぞれの創作ごとに出願しなければならない。ただし、「一つの広義的創作概念に属する」二つ以上の創作に符合する場合、出願人は併せて一つの出願として選択することもできる。一つの創作に一つの出願（一発明一出願）の専利に符合しない、又は既に合併して出願した専利は、分割して出願することができる。

専利出願後、出願人がその専利出願の種類に誤りがあると発見した、又はその原出願の専利の種類を変更する必要があると認めた場合、変更出願の手続きにより合法的及び出願人の権益に符合したその他の専利の種類の出願に変更することができ、並びに専利要件の判断への影響を防ぐため、変更前の原出願の出願日を変更後の新しい出願の出願日とすることができる。

分割出願又は変更出願に関する主体、遵守すべき法定期間、備えるべき書類、記載すべき事項及びその他方式審査要点及び処理作業を、本章規範の重点とする。

1. 分割出願

発明、実用新案又は意匠の専利出願が、実質上2つ以上の特許、実用新案又は意匠である時、専利主務官庁の通知を経て、又は出願人の申請に基づいて、分割出願とすることができる。

分割出願は、原出願（親出願）の専利の種類を変更することができない。例えば、親出願が特許である場合、分割出願も特許であるべきである。分割後の出願の専利の種類を変更したい場合は、別途変更出願を提出しなければならない。

分割後の子出願は親出願の出願時の明細書、専利請求の範囲、又は図面に開示された範囲を超えてはならず、専利技術又は技巧の開示内容を超えないという原則の下、その発明者・創作者は親出願の全て又は一部分の発明者・創作者でなければならず、親出願にはない発明者・創作者を追加してはならない。

特許の初審・再審査の登録査定後、実用新案の登録処分後の分割について、親出願の明細書又は図面に開示されている発明で、登録査定の請求項が同一の創作者に属さない場合、出願を分割しなければならない。同一の創作者に属するか否かについては、実体審査時に法に基づき審査する。

1.1 分割出願する者

子出願の出願人は親出願の出願人と同一でなければならず、同一でない場合は、出願人に期限を設けて補正を通知しなければならない。子出願と親出願の出願人が同一となるよう、出願人は親出願について出願権譲渡手続きを行うことができる。親出願の出願人も分割した一部の専利出願権のみを子出願の出願人に譲渡することができ、親出願の出願人が署名した出願権譲渡証明書類を添付することができる。期限が過ぎても補正しなかった場合は、分割出願は不受理としなければならない。

親出願の専利出願権が共有である場合は、分割出願時に共同で連署しなければならない。ただし、代表者の約定がある場合は、その約定に従う。

1.2 分割出願の法定期間

特許出願の分割は、親出願の再審査の査定前、又は親出願の初審、再審査の登録査定書の送達後から3ヵ月以内に申請しなければならない。

実用新案出願の分割は、親出願が処分される前、又は親出願の登録処分書の送達後3ヵ月以内に申請しなければならない。

意匠出願の分割は、親出願の再審査が査定される前に申請しなければならない。

親出願が査定又は処分される前に分割出願する場合、親出願は依然として専利主務官庁に係属していることが必須であり、そうして始めてこれを行なうことができる。親出願が既に取下げ、放棄又は不受理とされた時、分割出願をすることはできない。また、特許、意匠出願の初審で専利を付与しない査定書が既に送達された場合、法により先に再審査を請求する必要がある、並びに再審査費用を納付して親出願を再審査の段階に係属させて始めて分割出願を提出することができる。

1.3 備えるべき書類及び記載すべき事項

特許出願の分割出願をする場合、それぞれの子出願ごとに、以下の申請書類を備えなければならない：

- (1) 分割出願の願書、専利出願の関連する基本データを明記しなければならないほか、親出願の出願番号を記入しなければならない。親出願の優先権を援用する場合及び同一創作について同日にそれぞれ特許及び実用新案を主張する場合は、願書に声明しなければならない。
- (2) 子出願の明細書、専利請求の範囲、要約及び図面。
- (3) 生物材料を寄託する必要がある場合、その寄託証明書類。

実用新案出願の分割出願をする場合、それぞれの子出願ごとに、備えるべ

き申請書類は特許出願の規定を参照すること。

意匠出願の分割出願をする場合、それぞれの子出願ごとに、以下の申請書類を備えなければならない：

- (1) 分割出願の願書(特許分割出願の願書の規定を参照)。
- (2) 子出願の明細書及び図面。

1.4 分割出願が受理された後の関連規定

子出願は依然として親出願の出願日を出願日とする。親出願が既に優先権を主張している場合、子出願はやはり優先権を主張することができる。親出願ですでに生物材料の寄託を主張している場合、分割出願後の子出願は依然として生物材料の寄託証明書書類を添付しなければならない。親出願がグレースピリオドに関する規定に符合する場合、子出願も援用することができる。しかし、親出願が主張した声明事項が処分を経て不受理が確定された場合、子出願は主張することができない。

親出願が同一創作について同日にそれぞれ特許及び実用新案を声明する場合、分割出願後の子出願は援用することができるが、分割出願時に声明が必要であり、事後に援用の声明を補正することはできない。

分割出願後の子出願から再度分割された出願は、依然として親出願の出願日を出願日とし、並びに親出願の声明事項を援用することができ、その法に基づき出願時に声明しなければならない事項は、出願の再分割時にも援用を声明しなければならない。事後に援用の声明を補正することはできない。

特許の子出願において実体審査を請求する必要がある場合、親出願の出願日から3年以内に実体審査を請求しなければならない。分割出願時に既に前述した3年の期間を過ぎている場合は、分割出願日から30日以内に実体審査を請求することができる。

出願人が親出願の再審査時に分割出願した場合、分割出願後の子出願は再審査手続きを継続しなければならないため、分割出願費用及び再審査請求費用を納付しなければならない。

特許出願人が親出願の初審、再審査の登録査定書の到達後から3カ月以内に分割出願する場合、初審の登録査定後に提出する分割出願は初審審査手続きを続行し、再審査登録査定後に提出する分割出願は、再審査審査手続きを続行するものとする。

実用新案出願人が親出願の形式登録処分書の送達から3カ月以内に分割出願する場合、形式審査の手続きを続行する。

国内優先権主張の基礎とされた先願は出願日の後から15ヶ月の取下げと見なされる前までは、依然として専利主務官庁に係属するが、実質上既に後願に取って代わられており、且つ審査手続きを継続しない。しかし、先願の利益の

保護に基づき、優先権を主張する先願の適法性に影響しないことを前提の下、後願の査定前に分割出願の手続きを行うことができる。

親出願の分割後、出願人が分割の出願を取下げたい場合、親出願の対象が既に2つの出願に分割されていることに鑑みて、分割前の状態に回復させることはできず、当該分割出願の取下げは不受理としなければならない。しかし、出願人は分割後の出願を取下げることができる。

2.変更出願

出願人が専利出願後に必要であると認めた場合、法定期間内に変更出願を提出することができる。

以下の状況においては異なる専利の種類へ変更することができる。：

- (1)特許から実用新案への変更。
- (2)特許から意匠への変更。
- (3)実用新案から特許への変更。
- (4)実用新案から意匠への変更。
- (5)意匠から実用新案への変更。

以下の状況においては、同じ専利の種類へ変更することができる。：

- (1)独立意匠から関連意匠への変更。
- (2)関連意匠から独立意匠への変更。
- (3)改正専利法の施行前に出願された聯合意匠（2013年1月1日施行の改正専利法で廃止された）から独立意匠への変更。

2.1 変更出願する者

変更出願の出願人は原出願の出願人と同一でなければならず、同一でない場合は、出願人に期限を設けて補正を通知しなければならない。変更出願と原出願の出願人が同一となるよう、出願人は原出願について出願権譲渡手続きを行うことができる。期限が過ぎても補正しなかった場合は、変更出願は不受理としなければならない。

原出願の専利出願権が共有である場合は、変更出願時に共同で連署しなければならない。ただし、代表者の約定がある場合は、その約定に従う。

2.2 変更出願の法定期間

変更の出願は、以下の事情のうちの一つである場合は、行なうことができない。：

- (1)原出願が登録査定となった査定書、処分書の送達後である場合。
- (2)原出願が特許又は意匠であり、専利を付与しない査定書の送達後から2ヶ

月が過ぎた場合。

- (3) 原出願が実用新案であり、専利を付与しない処分書の送達後から 30 日が過ぎた場合。

原出願が査定又は処分される前に変更出願する場合は、原出願は依然として専利主務官庁に係属していなければならない、そうして始めてこれを行なうことができる。原出願が既に取下げ、放棄又は不受理とされた時、出願変更をすることはできない。

特許、意匠は初審で専利を付与しない査定書が送達された後、再審査請求又は変更出願のどちらかのみを選択することができる。特許又は意匠の再審査で専利を付与しない査定書が送達された後、又は実用新案の専利を付与しない処分書が送達された後に出願変更並びに訴願提起する場合は、出願人の真意を探知しなければならない、出願人が訴願を継続する意思表示をした場合は、すでに元の専利対象については上級機関に救済を提起していることから、専利主務官庁には係属せず、提出された変更出願は、不受理としなければならない。

2.3 備えるべき書類及び記載すべき事項

原出願を特許又は実用新案に変更する場合、変更出願の願書、明細書、専利請求の範囲及び図面を送付しなければならない。意匠に変更する場合、変更出願の願書、明細書及び図面を送付しなければならない。原出願の委任状、優先権証明書、グレースピリオド又は生物材料寄託証明書等の書類が既に原出願にみられる場合は、再度送付する必要はない。

2.4 反復する変更出願に関する規定

原出願が一旦変更出願を経て、当該原出願が実体審査を経て、第 1 回目の審査意見通知書が発行された場合、「重複審査禁止」の法理に基づき、以下の状況を含め、変更出願後の専利出願を再び原出願の種類に変更することはできない。:

- (1) 特許から実用新案へ変更し、再び特許へ変更する場合。
- (2) 意匠から実用新案へ変更し、再び意匠へ変更する場合。
- (3) 独立意匠から関連意匠へ変更した後、再び独立意匠へ変更する場合。
- (4) 関連意匠から独立意匠へ変更した後、再び本意匠の関連意匠へ変更する場合。

特許出願が未だ実体審査を経ておらず、実用新案へ変更された後、再び特許に変更する場合；関連意匠が変更を経て独立意匠となり、再び本意匠以外の独立意匠の関連意匠に変更する場合は、重複審査の事情がないため、その変更は受理することができる。

2.5 変更受理後の関連規定

変更出願は依然として原出願の出願日を出願日とする。原出願が既に優先権を主張している場合、変更出願はなおも優先権を主張することができる。原出願がすでに生物材料を寄託している場合、変更出願も援用することができる。原出願がグレースピリオドに関する規定に符合する場合、変更出願も援用することができる。しかし、原出願が主張する声明事項が処分を経て不受理が確定された場合、変更出願では主張することができない。

特許の変更出願に実体審査請求の必要がある場合は、原出願の出願日の後から3年以内に行わなければならない、特許の変更出願の時期が既に前述した3年の期間を過ぎている場合は、特許の変更出願後から30日以内に実体審査を請求することができる。

出願は一旦変更されると、原出願は既に存在しないことから、出願人は変更出願を取下げた原出願の専利の種類に戻すことはできない。

第十四章 出願手数料

1. 納付項目	2
2. 納付方法	2
2.1 臨時窓口又は郵送による納付	3
2.2 郵便振替	3
2.3 振込、電信送金又は現金振込	3
2.4 特定口座による引落とし	3
2.5 電子出願の支払い	4
3. 手数料の返還	4

第十四章 出願手数料

専利出願及び専利に関連する事項の手続きにおいて、出願時に手数料を納付しなければならない場合、当該手数料は専利手数料徴収弁法に基づいて処理する。

出願時に納付しなかった又は納付すべき手数料に足りなかった場合、出願人に指定期間内に納付するよう通知し、期限が過ぎても納付しなかった場合、その出願事項は受理しないものとする。ただし、指定期間に遅れたが処分される前に納付した場合、出願事項は依然として受理する。

1. 納付項目

専利出願及び専利に関連する事項の各項目の申請について、その納付すべき手数料の項目及び金額は、専利手数料徴収弁法の規定に基づいて処理しなければならない。

専利出願の変更事項の範囲は広範であり、それぞれの項目全てが手数料を納付する必要があるわけではないが、以下の事項を変更する時は、一件につき300台湾元納付しなければならない。同時に2項目以上の変更を申請する場合は、1項目の手数料のみ徴収する。:

- (1)出願人の氏名又は名称の変更(主体の同一性は変更せず、中国語及び英語の氏名又は名称、中国語の訳名を含む)。
- (2)出願人の署名又は印鑑の変更。
- (3)発明者(実用新案の場合は実用新案考案者、意匠の場合は創作者、以下同じ)の氏名(主体の同一性は変更せず、中国語及び英語の氏名又は名称、中国語の訳名を含む)の変更。
- (4)発明者の変更(既に主体の同一性を変更済みで、追加、削除及び訂正の申請を含む)。
- (5)代理人の変更(詳しくは本篇第4章第5節の規定を参照)。
- (6)専利権の許諾、質権又は信託登記のその他事項の変更。

2. 納付方法

納付方法は窓口、郵送、郵便振替、振込、電子送金、無通帳貯金又は特定口座からの引落とし等をこれとすることができる。電子出願はオンライン決済又は別途請求書を印刷して納付することができる。

2.1 臨時窓口又は郵送による納付

出願人は専利主務官庁又はその各地のサービスセンターで現金、一覽払手形等を添付して窓口へ持参、又は手形を専利主務官庁又はその各地のサービスセンターに郵送して手数料を納付することもできる。

いわゆる一覽払手形とは、小切手、郵政為替又は銀行手形のことである。手形受取人の欄には「経済部智慧財産局」と明記しなければならない、並びに裏書譲渡は禁止である。

2.2 郵便振替

出願人は郵便振替を通して専利主務官庁の郵便振替口座に振込むことができる(00128177 ; 口座名 : 経済部智慧財産局)。郵便振替の場合、振込用紙の通信欄に納付事由を明記しなければならない(出願する専利の名称、出願人、出願番号及び納付項目等)。

2.3 振込、電信送金又は現金振込

振込とは出願人が現金自動預け払い機(ATM)、又はインターネット、電話音声方法を通じて手数料を専利主務官庁の専用口座に振込むことである。電信送金とは、出願人が銀行を通して手数料を専利主務官庁の専用口座に振込むことである。現金振込とは、出願人が専利主務官庁の指定する銀行の各支店で「聯行存款憑條 (連合預金証書)」を記入し、手数料を専利主務官庁の専用口座に預ける納付方法である。専用口座は専利主務官庁が指定し、現在は合作金庫(コード 006、口座番号 0877705658811)である。

振込、送金、現金振込により手数料を納付した場合、納付証明書類の正本(又はコピー)を当該専利出願事項の願書に添付して専利主務官庁に送付しなければならない。納付証明が紛失又は正本(コピー)を提供できない場合、振込により納付した者は専利主務官庁の口座番号に振込をした通帳の内ページ及び口座名義人、口座番号が記載されている表紙のコピーを提示しなければならない。電信送金により納付した場合は送金した銀行が再発行した電信送金の領収書のコピーを提示しなければならない。現金振込により納付した場合、照らし合わせるため銀行が再発行した「聯行存款憑條 (連合預金証明)」のコピーを提示しなければならない。

2.4 特定口座による引落とし

出願人は特定口座からの手数料自動引落としを望む場合、金融機関(全国規模の支払(納税)業務に加入している金融機関に限る)にて貯金口座を作り、「全国規模の支払(納税)業務許諾振込申請書」を記入して専利主務官庁へ郵送し、口

座を開いた銀行へ転送して許諾作業の手続きを行なう。許諾作業の口座番号の手続きは各項目の手数料ごとに「手数料代理引落とし委託許諾書」を記入して、特定口座から自動引落としにより支払うことができる。

2.5 電子出願の支払い

電子出願の支払いは、出願人が特定口座引落としの許諾手続きを行った後、専利主務官庁に「支払いパスワード」の発行を申請し、オンラインにて特定口座から自動的に引落とす支払い方法である。出願人は請求書を印刷した後、別途請求書をもって窓口、郵送、郵便振替、振込、電信送金、現金振込又は特定口座からの引落とし等の方法により納付することもできる。

3. 手数料の返還

手数料の返還を申請する際、元の納付した領収書の正本を添付しなければならないが、もしも領収書が紛失、毀損し又はその他事由により添付できない場合、誓約書をこれの代わりとすることができる。返還ができる事由は以下の事項を含む：

1. 手数料の過払い又は誤払いの場合：

例えば：実用新案出願であるが特許出願手数料を納付した、電子出願で手数料を減免できるが減免していない金額を納付した、出願が既に取下げられたにも関わらず出願手数料を納付した等。

2. 専利手数料徴収弁法に明文化されている手数料返還が可能な事項：

(1) 特許出願において第一回目の審査意見通知書が発行される前に、以下の状況のうちの一つを有する場合、初審の段階においては、実体審査請求手数料の返還を申請することができる。再審査の段階においては、再審査請求手数料の返還を申請することができる。ただし、当該出願の連合面接が既に完了している場合は、適用されない。：

A.出願の取下げ。

B.国内優先権主張の基礎とされた先願が取下げと見なされた後。ただし、出願人もまた先願が取下げと見なされる前に、自発的に先願を取下げ、並びに当該先願の実体審査請求手数料又は再審査請求手数料の返還を申請することができる。

C.特許出願を実用新案又は意匠出願に変更出願した場合。

(2)請求項の削除：

特許出願の実体審査請求手数料又は再審査請求手数料について、第一回目の審査意見通知書が発行される前に特許請求の範囲を補正した場合、補正後の請求項をこれとして計算する。元の請求項の数が基本項数(10項目)

を超えた場合も、第一回目の審査意見通知書が送達される前に、一部の請求項を削除し、削除した請求項数により、最大基本項数を超えた部分の実体審査請求手数料又は再審査請求手数料を返還することができる。

例えば：元の請求項が 12 項目であり、3 項目削除し、2 項目の実体審査請求手数料又は再審査請求手数料を返還する。

3. その他法により始めから不受理とすべき申請事項：

(1) 専利法では出願人が一定期間内にある種の特定行為をすべきと規定しており、出願人がその法定期間を過ぎて申請事項を提出した場合、法により不受理としなければならない。もし出願人が出願時に併せて出願手数料を納付した場合、納付した出願手数料を返還しなければならない。

例えば：特許出願日から 3 年が過ぎた後に始めて実体審査を請求した場合、専利権が消滅したあと始めて無効審判を請求した場合、専利権存続期間満了前の 6 ヶ月以内に専利権の期間延長を申請した場合等である。

(2) 専利法では一定の資格を有して始めて申請できる事項を規定しており、当該資格を有しない者が提出した出願は、不受理としなければならない。もし出願時に併せて出願手数料を納付した場合、納付した出願手数料を返還しなければならない。

例えば：非専利権者が訂正申請又は無効審判請求の事由が系争専利の出願人が専利出願権者ではないことを主張している、又は専利出願権が共有であるが共有者全員により申請を提出されておらず、利害関係者の証明書類を添付できない場合。利害関係者が専利権の当然消滅後に無効審判を請求したが、専利権の取消しを回復できる法律上の利益の証明書類等を添付できない場合等である。

上述した返還できる事由に符合しているほかに、既に処理手続きを行っている場合、いずれも返還しない。例えば：譲渡登録申請の取下げ、優先権証明書類発行申請の取下げ、変更事項申請の取下げ、専利出願の取下げ、専利権証書受領申請の取下げ...等である。取下げ事項を申請し取下げが許可されても、既に処理手続きを行っている場合、納付した手数料は返還しないものとする。

第十五章 送達

1. 送達を受けるべき者	2
1.1 出願人への送達	2
1.2 代理人への送達	2
1.3 代理受取人への送達	3
2. 送達を受けるべき住所	4
3. 送達方法	4
4. 送達証明方法	5

第十五章 送達

専利主務官庁が法定手続きにより文書又はその他の特定事項を当事者又は利害関係者に通知し、当事者又は関係者に文書の内容を知らせることを送達という。文書は送達されて、始めて対外的な法的効果が生じる。

送達を受けるべき者、送達を受けるべき住所、送達証明方法及び送達方法を本章の規範の重点とする。

1. 送達を受けるべき者

文書送達の対象は出願人本人でなければならず、出願人が代理人に委任、出願人又は代理人が送達受取人を指定した場合、送達の対象は代理人又は送達代理受取人となる。

1.1 出願人への送達

専利出願又は専利に関連する事項の手続きにおいて、自ら処理し、並びに代理人に委任していない場合、出願人に送達しなければならない。

出願人が2人以上である場合、共同出願人は利害を共にするため、合わせて確定しなければならない、それぞれ送達することにより違いが生じるのを防ぐため(最高行政裁判所2002年度判字第640号の判決を参照)、出願人は共同出願人のうちの1人を送達を受けるべき者として指定しなければならない。既に送達を受けるべき者が指定されている場合は、当該送達を受けるべき者に送達しなければならない、並びに当該送達を受けるべき者に送達したときに送達の効力が発生する。送達を受けるべき者を指定していない場合、出願人に期限内に送達を受けるべき者を指定するよう通知し、期限が過ぎても指定しなかった場合、一番目の出願人を送達を受けるべき者とすると同時に送達事項のコピーをもってその他の者に通知し、並びに当該第一番目の出願人に送達された時に送達の効力が発生するものとする。

権利移動登録事項の申請は、申請を提出した者を送達を受けるべき者とし、並びにコピーで相手方に通知する。

1.2 代理人への送達

代理人に委任して専利出願又は専利に関連する事項の手続きを行い、代理人の送達受領権限が制限を受けていない場合、送達は当該代理人にしなければならない、代理人が送達文書を受取った場合、送達は既に出願人にとって合法的な

効力が生じる(最高行政裁判所 2006 年度裁字第 02766 号の裁定を参照)。

同一の出願人が数人の代理人に委任している場合、全ての代理人に送達しなければならないが、各代理人がいずれも単独で当事者を代理できるため、いずれも本人が文書を受領する権利を有し、そのうちの一人に送達された時、合法的な送達の効力が発生する。もし各代理人の文書受領時間が異なる場合は、単独代理の原則に基づき、一番先に受領した時間を送達の効力が発生する時間とする(最高裁判所民事裁定 1999 年度台抗字第 204 号の裁定を参照)。

代理人変更登録事項手続きの申請は、その変更登録許可の書簡を変更後の代理人に送達し、並びにコピーにて変更前の代理人に通知する。

出願人が委任した代理人が既に死亡し、且つ専利主務官庁に知られている時、当該出願の代理人が 2 人以上である場合、願書に記載されているその他の代理人に送達する。もし送達できるその他の代理人がない場合、以下の方法により処理する：

- (1)出願人が台湾域内において住所又は営業所を有する場合、直接出願人に送達し、並びに本出願の代理人は既に死亡した旨を説明し、法により委任関係が消滅したことから、別途代理人に委任又は自ら処理するよう要請する。その他、出願人の権益に配慮するため、コピーを死亡した代理人の事務所へ送達し、事務所が即時出願人に専門意見を提供できるようにする。
- (2)出願人が台湾域内において住所又は営業所を有しない場合、死亡した代理人の事務所に通知し、指定期間内に別途代理人を委任する旨を出願人に知らせるよう伝える。期限内に回答しなかった場合、直接出願人に送達し、法により代理人を委任するよう伝える。

1.3 代理受取人への送達

出願人又は代理人が第三者を送達代理受取人として指定した場合、指定された送達代理受取人に送達しなければならない。

出願人が台湾域内において住所又は営業所を有しない場合、代理人に委任しなければならないが、第三者を送達代理受取人として指定してはならない。

同一の出願において、出願人があらかじめ送達代理受取人を指定してから代理人に委任した場合、その出願は全権代理人に委任して処理することに基づき、直接代理人に送達する。

同一の出願において、出願人が代理人に委任し、同時に又はその後に送達代理受取人を指定する場合、争議を避けるため、書類が代理人又は代理受取人に送達されるべきかを指定期間内に確認するよう出願人に通知する。期限が過ぎても出願人が確認しなかった場合、代理人に送達することとする。

2. 送達を受けるべき住所

送達は、送達を受けるべき者の住居所、事務所、営業所又は就業所をこれとする。ただし、専利主務官庁の事務所又は他の会談場所が送達を受取るべき者である場合、会談場所をこれとすることができる。機関、法人、非法人団体の代表者又は管理人が送達者である場合については、その機関の所在地、事務所、営業所、会談の場所又は住居所をこれとしなければならない。送達を受けるべき者が就業所を有する場合も、当該場所を送達場所とすることができる。

送達を受けるべき者が出願人である場合、専利願書上の住所欄に記載されている出願人の住所を基準とする。もし、同一の送達を受けるべき者に二つ以上の住所が記載されている場合、出願人に期限を設けてどちらか一つの住所を送達を受取るべき住所として選択するよう通知し、期限内にどちらかを選択しなかった場合、一番目の住所を送達を受けるべき住所とする。

送達を受けるべき者が代理人である場合、代理人が専利主務官庁に登録した住所を基準とし、代理人の住所が移動されている場合、今後の書類送達を確保するため、自発的に代理人の住所変更手続きを行わなければならない。

合法的に送達するため、出願人、代理人又は送達代理受取人の送達を受けるべき住所は私書箱であってはならない。

3. 送達方法

文書は送達を受けるべき者に送達しなければならず、送達すべき場所で送達を受けるべき者に面会できない場合、事理能力のある同居人、被雇用者又は送達すべき場所の郵便受取人に文書を交付することができる。ただし、前述した同居人、被雇用者又は送達すべき場所の郵便受取人と、送達を受けるべき者が当該専利手続き上において利害関係が相反している場合、この限りではない。同居人、被雇用者又は郵便受取人が書類を本人に渡したか否かに関わらず、いずれも同居人、被雇用者又は郵便受取人に交付した時点で送達の効力が発生する。

郵政機関送達訴訟文書実施弁法第7条を準用する行政手続法第68条第5項に：「機関、学校、工場、商業施設、事務所、営業所又はその他の公私団体、機関の従業員又は居住者、又はアパートマンションの居住者が送達の受けるべき者である場合、郵便機関の送達人は訴訟文書を送達場所内の郵便受取人に渡すことができる。前項の郵便受取人は、民事訴訟法第137条に規定の同居人又は被雇用者と見なす。ただし、郵便受取人が相手側の当事者である場合は、この限りではない。」と規定されていることから、書類が既にその送達住所と同じ住所のビルの管理委員会の管理委員に送達され、管理委員が署名して書類を受取った場合、並びに郵便送達証明書の添付があり参考することができれば、

送達の効力が生じる。

もし、送達を受けるべき者、同居人、被雇用者又は送達すべき場所の郵便受取人に送達できない場合、送達を寄託する方法をこれとすることができる。郵便業務機関による寄託送達である場合、書類を送達地の郵便業務機関に寄託することができる。

送達証明書を添付した書留で送達し、並びに郵便配達員が寄託送達者である場合、当事者がいつ寄託機関(例えば：受けるべき送達住所が管轄する郵便局等)で受取ったに関わらず、いずれも既に送達の効果が発生する。もし、送達証明書を添付しなかった場合、たとえ寄託した郵便業務機関で受取り、並びに受領通知書をもって送達を受けるべき者に通知しても、寄託送達の手続きを実行できないため、送達を受けるべき者が受取るまでは自ずと送達の効力は発生しない(法務部 2002 年法律字第 0910032965 号解釈書簡参照)。

出願人が仕事又は出国等の原因により、送達すべき場所におらず、外出期間に寄託送達を受けた場合、当該寄託送達が法に反すると証明できない限り、書類は寄託送達時に合法的な送達の効力が生じる(最高行政裁判所 2008 年度裁字第 4254 号裁定参照)。

前述した送達方法のいずれによっても送達できない場合、専利公報にこれを公告しなければならず、並びに公報を掲載した日から満 30 日後に、既に送達されたと見なされる。公示送達できる状況は：願書に受けるべき送達住所を記入していない、送達を受けるべき者の送達場所が知れない又は当該受取人がいないことにより公文書が送達できない場合等を含む。

4. 送達証明方法

送達事実を証明する証拠や方法は、送達証明書(送達方法、送達時期と時間、送達人の署名及び送達を受けるべき者又は受取人の署名を明記)、配達証明付き郵便物などを含む。しかし、送達の実事があるか否かは、その他の証拠資料によっても証明することができる。例えば、配達証明付書留郵便の配達証明が紛失した場合、受取人、差出人両方の当事者は「国内各書留郵便問合せ申請」をもって郵便局に当該書類の送達時期の問合せを申請することができ、郵便局の調査によって返答された場合、当該返答を証明とすることができる(経済部(86)訴字第 86608567 号訴願決定書参照)。

第十六章 期間

1.期間の計算.....	2
2.期間の延長.....	2
3.期間遅延による法律効果.....	3
4.法定期間の遅延による原状回復.....	4

第十六章 期間

専利出願及び専利の事項に関する手続きの期間には、法定期間及び指定期間が含まれている。

法定期間とは、専利法に明文化して規定されている出願人が一定の行為をすべき期間のことであり、例えば：グレースピリオド又は優先権の主張、国際優先権証明書類の送付、生物材料寄託証明書類の送付、証書料の納付、専利年金の納付、原状回復の申請、優先権主張の回復の申請、専利権回復の申請、実体審査請求、再審査請求、無効審判請求の答弁等の事項の期間のことである。

指定期間とは、専利主務官庁が当行政裁量により定めた期間のことを指し、出願事項の違いにより、違う期間を付与する。例えば：委任状の補正、グレースピリオド証明書類の補正、出願手数料の納付、職権により補正又は答弁を通知する等の期間である。

期間の計算、期間の延長、期間の遅延に関する法律効果及び原状回復申請を、本章規範の重点とする。

1.期間の計算

期日及び期間は、専利法で特別に規定されている以外は、行政手続法の関連規定を適用する。

各期間の計算の遵守については、出願書類が専利主務官庁に送達された又は差出地の消印に記載された日付を基準としなければならない、送達途中の期間が差し引かれるという適用はない。

専利法における期間の計算に関して、その最初の日は算入しない。ただし、専利権の期限に関する計算は、出願日の当日から起算する。

期間の末日が土曜日、日曜日、祝祭日又はその他休業日である場合、当該日の翌日の出勤日を期間の末日とする。期間の末日が土曜日であるが、政府政策の公告に合わせて休業日ではなく出勤日として調整された場合、行政機関は依然として通常通りの出勤であり、休業ではないため、行政手続法第48条第4項の規定は適応されず、翌日の出勤日を期間の末日にしてはならない(法務部2010年法律字第0999004718号の解釈書簡を参照)。

2.期間の延長

専利法は当事者がある種の特定期間を規定し、性質上は法

定期間であり、例えば優先権証明書類の補正期間のように、当事者の申請により延長してはならない。ただし、専利法に別途規定がある場合は、その規定に従う。例えば、専利権者が無効審判請求書のコピーの送達後一ヶ月以内に答弁できなかった場合、理由を説明して延長を申請することができる。

専利出願において補正が必要な事項がある場合、その指定された補正期間及び期間の延長は、以下の原則により処理し、全ての補正期間は6ヶ月を超えないことを原則とする：

- (1)特許、意匠出願又は再審査請求は、4ヶ月以内の期限を設けて補正することを先に出願人に通知しなければならず、出願人が指定期間内に補正できなかった場合、指定期間が満了する前に、理由を記載して延長を申請することができ、原則上2ヶ月の延長期間を許可する。
- (2)実用新案出願は、2ヶ月以内の期限を設けて補正することを先に出願人に通知しなければならず、出願人が指定期間内に補正できなかった場合、指定期間が満了する前に、理由を記載して延長を申請することができ、原則上2ヶ月の延長期間を許可する。期限前に再度理由を説明して延長を申請した場合、原則上再度2ヶ月の延長期間を許可する。

専利出願以外のその他専利に関連する手続きの処理において、例えば専利出願の譲渡、承継、変更事項等の事項の補正が必要な場合、原則上、書類が到着した翌日から起算して1ヶ月以内に補正すること、並びに1ヶ月の延長を申請することができる旨を出願人に通知する。

出願人が指定期間内に補正できず延長が必要である場合、期限が過ぎる前に理由を記載して延長を申請しなければならず、指定期間を過ぎて始めて延長を申請した場合、当該延長の申請は不受理とする。

3. 期間遅延による法律効果

出願人が法定又は指定期間内に専利法ですべきとされる行為を行わなかった場合、生じるうる法律効果は以下のとおりである。：

(1) 不受理処分：

例えば、出願の書類を期限が過ぎても補正しなかった場合、出願は不受理とする。ただし、指定期間に遅れたが処分される前に補正した場合は、依然として受理しなければならない。

(2) 失権効果：

例えば、2年目以降の専利年金を追納期限が満了する前に納付しなかった場合、専利権は当然消滅する。

(3) 擬制効果：

例えば、法定期間内に優先権証明書類を送付しなかった場合、優先権を主

張しないものと見なす。法定期間内に寄託証明書類を送付しなかった場合、寄託しないものと見なす。法定期間内に実体審査を請求しなかった場合、取下げと見なす。

(4) 補正された日を出願日とする：

例えば、外国語版で出願し、指定期間内に中国語版を補正しなかった場合、その出願は不受理とする。ただし、処分される前に補正した場合、補正された日を出願日とする。

(5) 直接審査：

例えば、専利権者が無効審判請求書のコピーの送達後 1 ヶ月以内に答弁せず、且つ理由を記載して延長を申請しなかった場合、直接審査する。

(6) 直接査定：

例えば、審査意見通知書又は最後に通知した指定期間を過ぎて補正を申請した場合、査定書にその事由を記載して直接査定することができる。

4.法定期間の遅延による原状回復

出願人が天災又は自己の責めに帰すことのできない事由により、法定期間に遅延した場合、原因が消滅した日から 30 日以内に原状回復を申請することができる。

原状回復を申請する場合、書面をもって期間に遅延した理由及びその消滅日を記載しなければならない。並びに関連証明書類を添付し、且つ同時に期間内にすべきであった行為を行わなければならない。ただし、法定期間に遅延してすでに 1 年が過ぎている場合、原状回復を申請することはできない。例えば：

(1) 専利年金を納付する法定期間において、天災又は自己の責めに帰すことのできない事由により、期間内に専利年金を納付できない又は専利年金を追納できず、当該天災の原因が 7 月 31 日に消滅する場合、専利権者は 8 月 30 日以前に書面をもって理由を記載し、原状回復を申請しなければならない。原状回復の申請と同時に、専利年金を納付又は専利年金を追納しなければならない。

(2) 優先権証明書類の法定期間内の送付について、天災又は自己の責めに帰すことのできない事由により、優先権証明書類の送付が遅延した場合、原因が消滅した日から 30 日以内に書面をもって理由を記載し、並びに優先権証明書類を添付し、及び自己の責めに帰すことのできない事由の証明書類をもって、原状回復を申請することができる。いわゆる、自己の責めに帰すことのできない事由の証明書類とは、外国の専利主務官庁が発行した証明書類のほか、その他遅延を引き起こした事由の証拠資料

等が含まれ、全て主張の依拠とすることができ、自己の責めに帰すことのできない出願人の事由に属するか否かについては、具体的な個別案件により認定する。

いわゆる天災とは、自然力がもたらした災害、例えば水害、地震、暴風等のことを指す。いわゆる、自己の責めに帰すことのできない事由とは、客観的な標準からみて、通常の注意を払っても予期できない又は避けることのできない事由は皆これに属する。もし主観上の事由のみである場合、それに基づいて原状回復の申請をすることはできない。例えば、病気により入院、代理人又は送達代理受取人の過失により生じた遅延(台北高等行政裁判所 2007 年度訴字第 01838 号の判決参照)、会社を再結成する際の引継ぎミスにより生じた遅延(經濟部 2003 年経訴字第 09206225560 号の決定参照)等は、皆原状回復できる事由に属しない。

専利主務官庁は便民措置(大衆の便宜を図る措置)に基づいて書簡を発送して年金納付を喚起し、専利権者が年金納付期間に遅延した場合、当該通知を合法的に送達しなかったことを理由に、自己の責めに帰すことのできない事由であると主張して原状回復を申請することはできない(最高行政裁判所 2007 年度判字第 02081 号の判決参照)。

出願人又は専利権者が故意によらずに国際優先権を主張しなかった又は主張しないものと見なし、証書費及び 1 年目の専利年金の納付期間に遅延した又は 2 年目以降の専利年金の追納期間に遅延した場合、一定期間内に権利回復を申請する機会をすでに有しているため、出願人又は専利権者が権利回復を申請する際、権利回復申請の期間に遅延したことについて再び原状回復申請をしてはならない。

第十七章 専利権の取得及び維持

1. 専利権の取得	2
1.1 証書料及び一年目の年金の納付.....	2
1.2 専利権付与の公告及び公告の延期.....	3
1.3 専利証書の発行.....	3
2. 専利権の存続期間	4
3. 専利権の維持	4
3.1 専利年金の納付	4
3.2 専利年金の減免	6
3.3 専利年金の追納及び権利回復.....	6
3.4 専利年金の返還	8
4. 専利権取得後の変更事項.....	8

第十七章 専利権の取得及び維持

特許、実用新案又は意匠の専利出願について、査定又は処分を経て専利を許可すべきとなった後、出願人は法定期間内に証書料及び一年目の年金を納付しなければならず、それにより始めて専利権の付与が公告される。専利権の存続期間内において、専利権者もまた規定により専利年金を納付しなければならず、それにより始めてその権利の有効性を維持することができる。

証書料及び一年目の年金の納付、専利権付与の公告及び公告の延期、専利証書の発行、専利年金の納付、減免、追納と返還、及び専利権取得後の変更事項に関してを本章の規範を重点とする。

1. 専利権の取得

専利出願が登録査定又は処分を経た場合、出願人は査定又は処分書が送達された後、3ヶ月以内に証書料及び一年目の専利年金を納付しなければならず、そうして始めて公告され、公告の日から専利権を付与し、並びに証書を発行する。期限が過ぎても納付しなかった場合、公告しないものとする。

1.1 証書料及び一年目の年金の納付

証書受領の申請について、専利出願人は申請書、証書料及び一年目の専利年金を添付して申請しなければならない。専利出願人が2人以上である場合、証書の受領は単独で行なうことができ、代表人を約定している場合、その約定に従う。

出願人が専利出願の登録査定又は処分後の3ヶ月以内に証書料及び一年目の専利年金を納付しなかった場合、公告しないものとする。上述に定めた3ヶ月の期間の性質は、法定不変期間に属し、延長の申請はできず、再び処分又は通知を待つ必要はない。出願人が期限を過ぎてから証書料及び一年目の専利年金を納付した場合、証書受領申請を受理しないものと処分する(納付方法は第14章を参照すること)。しかし、出願人が故意によらずに査定書又は処分書が送達されてから3ヶ月以内に納付しなかった場合、納付期限満了後から6ヶ月以内に、証書料及び1年目の専利年金の2倍額を納付することによって証書受領手続きを行うことができる。

例えば、登録査定書が2012年12月20日に出願人に送達された場合、2012年12月21日から起算し、2013年3月20日までに証書料及び一年目の専利年金を納付しなければならない。出願人が2013年3月21日にはじめて証書受領を申請した場合、当該証書受領申請は不受理となる。出願人が期限内に費用を

納付し、証書を受領できなかったことが故意によらない旨であると主張し、2013年9月20日前に証書料及び一年目の専利年金の2倍額を納付した場合、その証書受領申請は受理される。

1.2 専利権付与の公告及び公告の延期

専利出願人は1.1の規定により証書料及び一年目の専利年金を納付した後、はじめて公告され、並びに公告の日から専利権が付与される。

専利出願人が専利公告を延期する必要がある場合、証書料及び一年目の専利年金を納付する際に、申請書に理由を明記して公告延期の申請をしなければならない。申請する延期の期限は6ヶ月を超えてはならない。専利主務官庁がすでに公告作業を行なった後、公告の延期を申請する場合、その公告延期の申請は不受理としなければならない。

このほか、同一出願人が同一創作について、同日に特許及び実用新案を別々に出願し、二重出願の事情を声明した場合、専利法第32条第2項の権利接続の規範の趣旨により、出願人は特許の「公告以前」に、その実用新案権が有効に存続していることを維持させる義務がある。もし出願人が特許査定後、その実用新案権を当然消滅させ又は取消しを確定させ、実用新案権の保護する創作を公有に属させるなら、自ずとその実用新案権は特許公告の日と同時に消滅することはない。従って、二重出願に対する登録査定は、利益を付与する行政処分には属し、且つ権利接続の規定に符合するため、行政手続法第93条行政処分の付属条項の規定を参照して、専利主務官庁は二重出願に係わる特許登録査定書の中に、もし特許公告の日に、実用新案権がすでに当然消滅又は取消しが確定した場合、特許出願は公告しない旨を記載する。専利主務官庁は特許公告時に、実用新案がすでに当然消滅又は取消しが確定したことを発見した場合、当該特許は公告しないものとしなければならない。

1.3 専利証書の発行

専利証書は専利権の存在を表彰する証明である。それぞれの出願には専利証書が1枚だけ発行される。たとえ専利権が2人以上により共有されている場合も同じである。

専利証書は専利出願の類別の違いによりそれぞれ特許、実用新案及び意匠の3種類に分けられている。その内容には、専利証書番号；特許、実用新案、意匠の名称；専利権者；発明者、実用新案考案者、創作者；専利権の期間；発効日が記載されている。

専利証書番号は一枚ごとに発行された専利証書の番号のことを指す。専利証書番号は現在のところ最初の英文字一文字と、その後ろの6つのアラビア数字

で成り立っている。特許、実用新案及び意匠の英文字 **Invention**、**Model**、**Design** に基づき、その頭字 **I**、**M**、**D** がそれぞれを表しアラビア数字は公告の通し番号である。

連合意匠の専利権については、本意匠の専利証書に追加明記されるのみで、単独で専利証書の発行はされない。専利権者は連合意匠の公告が許可されてから、本意匠の専利証書を添付返還して追加明記事項を処理することができる。

専利証書が紛失、遺失又は破損により使用できなくなった場合、専利権者は書面をもって理由を記載し、再発行又は書換えを申請しなければならない。

2. 専利権の存続期間

専利出願に係る発明は、公告の日から特許権が付与される。特許権の権利存続期間満了日は出願日当日から起算して 20 年で満了し、実用新案権の存続期間は出願日当日から起算して 10 年で満了し、意匠権の存続期間は出願日当日から起算して 15 年で満了する。関連意匠(連合意匠)権の存続期間は本意匠の権利存続期間満了と同時に満了する。つまり、権利の効力発生は公告日から起算する。専利権の存続期間は出願日当日から起算する。例えば、ある特許出願の出願日が 2005 年 9 月 13 日で、証書発行の公告日が 2008 年 7 月 11 日である場合、その特許権の存続期間は 2008 年 7 月 11 日から 2025 年 9 月 12 日までである。

3. 専利権の維持

専利権の取得後、専利権の有効性を維持するため、2 年目以降の専利年金は期限が過ぎる前までに納付しなければならず、期限が過ぎる前に納付せず、また期限満了後 6 ヶ月以内に追納しなかった場合、専利権は本来の納付期限の満了後から消滅する。

「期限が過ぎる前」とは、当年期が開始前のことである。例えば：専利権取得の公告日が 2003 年 1 月 1 日である場合、その専利権の 2 年目は 2004 年 1 月 1 日から始まり、2 年目の年金は 2003 年 12 月 31 日以前に納付しなければならず、残りは類推することとする。

3.1 専利年金の納付

専利主務官庁は翌年の年金を納付すべき期限が過ぎる前に専利権者又は代理人に専利年金を納付すべきであることを通知する。当該年金の納付通知書は行政サービスに属し、専利権者が年金を時間通りに納付する旨を喚起するものであり、法定の通知義務ではない。専利権者は自身の権益を保護するため、納付通知の受取りを待たずに、法に基づき自ら時間通りに納付することが必須であ

る。

専利年金の納付は、専利権者が自ら納付することができ、いかなる者も代理して納付できる。専利年金の納付を処理する場合、専利年金納付申請書及び手数料を添付して処理しなければならない。手数料の納付方法は現金(窓口納付に限る)、振込(ATM、ネットATM、ネット振込)、電信送金、無通帳貯金、手形、郵便振替、特定口座引落とし、専利年金オンライン決済等の方法により支払うことができる(納付方法は本篇第14章を参照すること)。

手数料納付方法について、もし特定の出願番号、納付事由を識別できる場合、専利年金申請書の添付を免除することができる。例えば、特定口座引落としにより専利年金を納付し、すでに特定の出願番号について自動引落としを行なっている；郵便振替により専利年金を納付する場合、振替用紙の通信欄に納付事由、出願番号、何年目の専利年金か等を詳しく追加明記している等である。

振込、送金、無通帳貯金等の方法により手数料を納付し、納付した手数料がどの特定の出願番号、納付事由であるか識別できない場合、納付したあとに納付証明書類(例えばATM取引明細書、ネット振込完了データ、電信送金の領収書、手数料代理引落とし委託許諾書)を専利年金納付申請書と一緒に郵送又は窓口の現場へ赴いて専利主務官庁に届けることにより、専利年金納付手続きが完了する。

専利年金の納付額は、「専利手数料徴収弁法」に基づいて処理しなければならない。専利年金の金額が、納付すべき時に調整された場合、調整後の定められた額に基づいて納付しなければならない。専利権の年金は「年」を計算の単位とし、専利権の存続期間が1年に満たない場合、その納付すべき専利年金は、依然として1年で計算する。

専利年金は一年ごとに納付することができ、一度にまとめて数年分の年金を納付することもでき、後に専利年金が引上げられた場合も、その差額を追納する必要はない。専利年金が引下げられた場合、過納した専利年金は返還される。

出願人が期限を過ぎても年金を納付しなかった場合、すぐ失権の効果が生じ、再び処分又は通知を待つ必要はないため、専利主務官庁は事後に専利権の消滅を通知するが、当該通知は観念上の通知に属し、行政処分ではない。

延長が許可された特許権について、延長期間内は依然として上述した規定に基づいて手数料を納付しなければならない。

関連意匠は単独で専利証書を発行するものであり、単独で権利を主張することができ、専利権の期間内は上述した規定に基づいて専利年金を納付しなければならない。

連合意匠はその本意匠の出願の専利証書に追加明記されるものであり、専利

年金を納付する必要はない。

3.2 専利年金の減免

専利権者が自然人又は台湾の学校である場合、専利年金を直接減収することができる。専利権者が外国の学校又は台湾、外国の中小企業である場合、書面をもって専利年金の減収を申請することができる。専利主務官庁が必要であると認めた場合、専利権者に関連証明書類を添付するよう通知することができる。

専利権が2人以上により共有されている場合、全ての共有者がいずれも減収できる資格を有していなければならず、並びに規定手続きが完了して始めて専利年金を減収することができる。

専利出願が専利年金減収の資格に符合している場合、1年目から6年目までの専利年金を減収ことができ、専利権者は一度に3年又は6年の減収を申請ことができ、或いは1年目から6年目まで毎年減免を行なうことができる。専利年金減収の金額は「専利年金減免弁法」により処理しなければならず、専利年金減収額が納付すべき時に調整される場合、調整後に定められた金額に基づいて納付しなければならない。

専利権者が自然人且つ専利年金を納付する財力がない場合、戸籍所在地の郷〔鎮、市、区(日本の「市町村」に相当)〕の役所又は政府の関連主務官庁が発行した低所得証明書類を添付した書面をもって一年ごとに専利年金の免除を申請することができる。1年目の専利年金の免除申請は、登録査定又は処分書の送達後3ヶ月以内に行なわなければならない。2年目以降の専利年金の免除申請は、専利年金を納付する期間内又は期限満了から6ヶ月以内に行なわなければならない。

専利権者が専利年金を予納した後に、専利年金の減免の規定に符合することとなった場合、翌年から期限が切れていない専利年金について減免を申請することができる。専利権者が専利年金の減収許可を経て、並びにすでに専利年金を予納した後に、専利年金減収の規定に符合しない場合、翌年からその差額を追納しなければならない。

3.3 専利年金の追納及び権利回復

2年目以降の専利年金を納付すべき期間内に納付しなかった場合、期間満了後から6ヶ月以内に追納することができる。ただし、その専利年金の納付は、本来納付すべき専利年金のほか、専利年金を納付すべき期間の超過具合に基づき月ごとに加算され、1ヶ月超過するごとに20%追加納付となり、最高で規定専利年金の倍額まで追加納付となる。その超過期間が1日以上1ヶ月以内であ

る場合、1ヶ月で計算する。

- (1) 期限が過ぎて1日以上1ヶ月以内：20%追加納付。
- (2) 期限が過ぎて1ヶ月から2ヶ月以内：40%追加納付。
- (3) 期限が過ぎて2ヶ月から3ヶ月以内：60%追加納付。
- (4) 期限が過ぎて3ヶ月から4ヶ月以内：80%追加納付。
- (5) 期限が過ぎて4ヶ月から6ヶ月以内：100%追加納付。

専利年金減収の資格に符合し、超過期間に比例して専利年金を追加納付する時、追加納付すべき金額はその減収後の専利年金の金額に基づいて月ごとに追加納付する。

もし追納期限の満了後、依然として納付しなかった場合、専利権は本来の納付期限満了後に消滅する。ただし専利権者が故意によらずに、専利年金の納付期限満了後6ヶ月以内に追納できなかった場合、追納期限満了後1年以内に専利権回復を申請でき、並びに専利年金の3倍額を納付すれば、専利主務官庁はこれを公告する。

専利年金減収の資格に符合している場合、専利権の回復を申請し、並びに専利年金の3倍額を納付する時に納付すべき金額はその減収後の専利年金の3倍額に基づいて納付する。

例えば：特許の3年目の専利年金が法により2,500台湾元とされており、本来の納付期限が2012年7月10日以前で、専利権者が6ヶ月の追納期限満了前(即ち2013年1月10日以前)に3年目の専利年金を納付しなかった場合、専利権は本来の納付期限満了後に消滅する。専利権者は追納期限満了後1年以内(即ち2014年1月10日以前)に専利権の回復を申請することができる。専利権者が2013年9月10日に専利権の回復を申請する時、その納付すべき金額は本来3年目に納付すべき専利年金の3倍額、即ち7,500台湾元($2,500 \times 3$)となる。もし減収の資格に符合している場合、納付すべき金額はその減収後の専利年金の3倍額、即ち5,100台湾元【 $(2500-800) \times 3$ 】となる。専利権者は3年目の専利年金の3倍額を納付するほか、4年目の専利年金の納付すべき金額はその実際の納付日に基づいて計算すべきであることに注意しなければならない。本例において、4年目の専利年金が法により5,000台湾元とされており、本来の納付期限は2013年7月10日以前で、専利権者が2013年9月10日当日に併せて納付する場合、すでに2ヶ月が過ぎているため、本来の4年目の専利年金額を納付するほかに、4年目の専利年金の40%を追加納付しなければならない。即ち7,000台湾元【 $5000 + (5000 \times 40\%)$ 】を納付しなければならない。もし減収の資格に符合している場合、納付すべき金額はその減収後の専利年金の金額に基づき月ごとに追加納付し、即ち5,320台湾元【 $(5000 - 1200) + [(5000 - 1200) \times 40\%]$ 】を納付しなければならない。

3.4 専利年金の返還

専利年金の手数料を過納又は誤納した事情がある場合、本来納付した領収書の正本を添付して返還を申請することができる。もし、領収書が遺失、破損又はその他事由により添付できない場合、誓約書を代わりとすることができる。

専利権を放棄、取消された又は専利権が公告される前に受領申請を取下げた事情がある場合、すでに予納した専利年金は過納の態様に属し、同様に返還を申請できるが、すでに享有している専利権の期間が1年に満たない場合は、依然として1年間の年金で計算する。

専利権取得後の変更事項

専利権取得後、専利権に関連する登録事項の正確性を維持するため、例えば専利権者の名称の変更、専利権者の署名捺印の変更、専利権者の住所の変更、法人の代表者の変更、発明者の氏名の変更、発明者の変更及び国籍の変更等、権利主体以外の事項に変更がある場合、本篇第3章第4節の規定を参照して変更を申請しなければならない。

第十八章 専利権存続期間の延長

1.専利権存続期間の延長登録出願の出願人.....	2
2.専利権存続期間の延長登録出願の法定期間	2
3.専利権存続期間延長登録出願の必要書類.....	2
4.専利権存続期間の延長登録出願事項の公告	4

第十八章 専利権存続期間の延長

医薬品、農薬品或いはその製造方法に係る特許権の実施について、その他の法律の規定により許可証を取得しなければならず、専利出願が公告された後に許可証を取得する場合、専利権者は最初の許可証をもって専利権存続期間の延長登録を出願することができ、並びに1回を限度とし、且つ当該許可証に基づく専利権存続期間の延長出願は1回に限る。

専利権を延長出願する期間は、中央目的事業主務官庁から許可証を取得するために発明を実施できなかった期間を超えてはならない。許可証の取得期間が5年を超えた場合、その延長期間は依然として5年を限度とする。

専利権存続期間の延長登録出願に関する出願人、遵守すべき法定期間、必要書類及び申請事項の公告について、を本章の規範の重点とする。

1. 専利権存続期間の延長登録出願の出願人

専利権存続期間の延長登録出願の出願人は、専利権者でなければならない。特許権者が他人に専用実施権を許諾する時、専用実施権者も延長登録出願の出願人となることができる。

専利権が共有である場合、延長登録出願について、契約で代表者を約定した場合を除き、各共有者がいずれも単独でこれを行なうことができる。

2. 専利権存続期間の延長登録出願の法定期間

専利権存続期間の延長登録出願は、最初の許可証を取得してから3ヶ月以内に提出しなければならない。ただし、専利権存続期間満了前の6ヶ月以内は、出願してはならない。上述した期限を過ぎてから出願を提出した場合、不受理としなければならない。

3. 専利権存続期間延長登録出願の必要書類

専利権存続期間の延長登録出願における必要書類は以下の通りである。:

- (1) 専利権存続期間の延長登録出願の願書について、以下の事項を明記し、専利権者或いはその代理人が署名捺印しなければならない。:
 - A. 専利証番号。
 - B. 発明の名称。
 - C. 専利権者の氏名もしくは名称、国籍、住居所もしくは営業所；代表者を有する場合、代表者の氏名を記載しなければならない。

D.延長登録出願の理由及び期間。

E.最初の許可証を取得した日付。

(2)最初の許可証のコピーとは、関連する法律規定に基づき、同一成分及び同一用途で取得した最初の許可を指し、かつ、許可証の所有者は専利権者、専用又は非専用実施権者とすることができる。許可証の所有者と専利権者が形式上一致しない時は、延長登録を出願する出願人が説明並びに関連する証明書類を提出しなければならない。：

A.両者が同一法人格を有する場合。

B.両者に専用又は非専用実施権の許諾関係が存在し、延長登録出願時にすでに許諾の事実の証明書類を送付済みである場合。

C.許可証の所有者が、非専用実施権者から再許諾された者である場合、非専用実施権者が他人による実施を再許諾する権利を有し、延長登録出願時にすでに非専用実施権、再許諾権の事実が完成していたことの証明書類を添付しなければならない。

同日に同一の有効成分及び同一の用途で複数の許可証を取得した場合、特許権者は最初の許可証をもって1回に限り延長登録を出願することができ、また、当該許可証に基づき延長登録出願できるのは1回に限られることから、延長登録の出願人は、延長登録の出願にはそのうちの1つの許可証しか選択することができない（審査の際に注意すべき事項の詳細は、第二篇特許の実体審査第11章特許権存続期間延長の4.5節を参照）。

(3)延長登録の出願をする専利権が医薬品又はその製造方法である場合、薬品許可証のコピーのほかに、以下の関連証明書類を添付しなければならない。：

A.国内(台湾)の臨床試験期間(ブリッジング試験期間を含む)、国外(外国)の臨床試験期間と開始日・終了日の期日の証明書類及びリスト。上述したリストには各臨床試験計画の名称、計画番号及びその開始日・終了日等を列記しなければならない。(医薬品臨床試験リストの見本は第二篇発明専利実体審査第十一章専利権存続期間の延長の付録を参照すること)

B.国内(台湾)で申請した薬品検査登録の審査期間及びその開始日・終了日の期日の証明書類。

(4)延長登録の出願をする専利権が農薬品又はその製造方法である場合、農薬許可証のコピーのほかに、以下の関連証明書類を添付しなければならない。：

A.国内外(台湾及び外国)における圃場試験期間の開始日・終了日の期日の証明書類及びリスト。上述したリストには各圃場試験計画の名称、計画番号及びその開始日・終了日等を列記しなければならない。(農薬品の圃場試験リストの見本は第二篇発明専利実体審査第十一章専利権存続期間の延長の付録を参照すること)

B.国内(台湾)で申請した農薬登録の審査期間及びその開始日・終了日の期日の
証明書類。

専利権存続期間の延長登録出願が、方式審査を経て出願書類を補正しなければ
ならない場合、指定期間内に補正しなければならず、期限がすぎても補正し
なかった場合、当該出願は受理しないものとする。

4. 専利権存続期間の延長登録出願事項の公告

専利主務官庁は専利権存続期間の延長登録出願を受理した時、願書の内容を
専利公報に掲載しなければならない。

第十九章 専利権の移転

1. 譲渡登録	2
1.1 譲渡登録の出願人	2
1.2 備えるべき出願書類	2
2. 承継登録	3
2.1 承継登録の申請人	3
2.2 備えるべき申請書類	3
3. 信託登録	4
3.1 信託登録の申請人	4
3.2 備えるべき申請書類	4
4. 許諾登録	5
4.1 許諾登録の申請人	5
4.2 備えるべき申請書類	5
5. 再許諾登録	6
5.1 再許諾登録の申請人	6
5.2 備えるべき申請書類	6
6. 質権設定登録	7
6.1 質権設定登録の申請人	7
6.2 備えるべき申請書類	7
7. 移転登録審査の注意事項	8
7.1 双方の代表	8
7.2 特許、実用新案の追加、関連意匠及び連合意匠の専利権	8

第十九章 専利権の移転

専利権は一種の無体財産権であり、譲渡、承継、信託、他人に実施を許諾又は質権の設定の対象とすることができる。専利権の移転は、双方の当事者の意思表示が一致したときに効力が発生する。ただし、第三者に対抗する効力を生じさせるためには、専利主務官庁で登録を完了されなければならない、当該登録は登録が許可された日を基準とする(経済部智慧財産局(90)智法字第09086000310号の解釈書簡を参照)。

専利権が裁判所又は行政執行分署により差押えられ、登録を経て記録がある場合、その後続する譲渡、信託、他人への実施許諾又は質権登録の設定は不受理としなければならない、差押えをした元の裁判所又は行政執行分署が当該差押登録を取消し又は取り下げして始めて受理することができる。

専利権の譲渡、承継、信託、実施許諾又は質権設定登録の申請人、備えるべき書類及び方式審査の要点について、を本章の規範の重点とする。

1. 譲渡登録

専利権者が法律行為によりその専利権を譲受人に移転する場合、権利の主体において変更が生じる。専利権の譲渡は双方の当事者の意思表示が一致した日に効力が発生するが、譲渡登録手続きを行うべきであり、それにより始めて第三者に対抗する効力が生じる。

会社が合併、分割等の原因で、法律に基づき消滅した会社又は分割された会社の専利権を受け継ぐ場合、権利の主体はすでに変更されていることから、同様に譲渡登録手続きを行わなければならない。

専利権の帰属に争いがあり、調停、仲裁又は判決手続きにより専利権者を確認する場合、権利の主体に変更があれば、確認を経て専利権者は調停、仲裁又は判決書類を備えて、譲渡登録により権利者の名義変更を申請することができる。

1.1 譲渡登録の出願人

専利権の譲渡登録を申請する場合、原専利権者又は譲受人の一方が申請しなければならない。

1.2 備えるべき出願書類

専利権の譲渡登録手続きには、以下の申請書類を備えなければならない：

- (1) 専利権譲渡登録申請書。
- (2) 譲渡契約又は証明書類：

- A.譲渡契約：原則上双方の当事者が署名捺印するが、譲渡人のみによる署名捺印である場合、譲受人は譲渡契約上に署名捺印していないが、譲渡申請書上に署名捺印して譲渡手続きを行っているため、いわゆる双方の意思表示が一致しているとして、補正を通知する必要はない。
- B.買収合併の証明書類：主務官庁が発行した書類又は買収合併に関連する契約でなければならない。
- C.その他の譲渡証明書類：
権利帰属の争議により協議を達成した場合、専利権帰属の協議書、その他の法令により取得した調停、仲裁又は判決書類等を添付することができる。
- (3)専利権の共有者が専利権の全て又はそのあるべき一部を他人に譲渡し、それぞれ異なる書類に署名捺印した場合、共有者全員の同意書を添付しなければならない。同一の書類に共同で署名捺印した場合、すでに同意の意思有りと認めるべきであり、別途同意書を送付する必要はない。
- (4)贈与税に関連する証明書類：
譲渡の原因が贈与であり、且つ譲渡人が自然人である場合、徴税機関が発行した完納証明書、免税証明書、贈与総額不算入証明書又は移転同意証明書のコピーを添付しなければならない。それを添付できない場合、譲渡登録は不受理としなければならない。

2. 承継登録

専利権者が専利権存続期間内に死亡し、権利が法により承継人により承継された場合、権利の主体がすでに変更されているため、承継登録手続きを行うことができる。

2.1 承継登録の申請人

専利権の承継登録は、承継人が申請を提出しなければならない。

承継人が数名である場合、承継人全員で共同して、又は承継人のうちの一人が承継人全員の名義で承継登録を申請することができ、承継人全員が共同で連署した場合、そのうちの1人を送達受取人として指定しなければならない。

2.2 備えるべき申請書類

専利権承継登録の手続きには、以下の申請書類を備えなければならない：

- (1)専利権承継登録申請書。
- (2)死亡証明書類。
- (3)承継の系譜。
- (4)証明書類は、以下のうちのひとつとすることができる：

A.全世帯の戸籍謄本。

B.承継証明書類。

(5)遺産税に関連する証明書類：

徴税機関が発行した完納証明書、免税証明書、遺産総額不算入証明書又は移転同意証明書のコピーを添付しなければならない。添付できない場合、承継登録は不受理としなければならない。

承継人が数人であり、そのうちの1人のみ又は数人により承継する場合、上述した申請書類のほかに、以下の書類のうちの一つを別途添付しなければならない。：

(1)裁判所が発行した承継放棄の証明書類。

(2)公証済みの遺言状。

(3)承継人全員が共同で署名した遺産分割協議書。

3. 信託登録

信託とは委託者が財産権を移転又はその他の処分をし、受託者が信託の本意により、受益者の利益又は特定の目的のため、信託財産の関係を管理又は処分することを指す。専利権者が専利権を信託財産とし、他人にその専利権の管理処分を委託した場合、登録手続きを行わなければならない。

3.1 信託登録の申請人

専利権信託登録の申請は、原専利権者又は受託者が申請を提出しなければならない。

3.2 備えるべき申請書類

専利権信託関連登録の手続きには、以下の書類を備えなければならない。：

(1)専利権信託登録申請書。

(2)信託契約又は証明書類：

A.信託登録の申請：信託契約又は証明書類。

B.信託抹消登録の申請(信託関係が消滅し、専利権は委託者が取得)：信託契約又は信託関係消滅の証明書類。

C.信託帰属登録の申請(信託関係が消滅し、専利権は第三者に帰属)：信託契約又は信託帰属証明書類。

D.信託登録におけるその他の変更事項の申請：変更に関する証明書類。

専利権が共有である場合、信託登録手続きにおける同意書を添付すべき処理原則については、本章 1.2 の専利権共有に関する譲渡に備えるべき書類の規定を参照すること。

4. 許諾登録

専利権の他人への実施許諾は、専利の実施権、即ち製造、販売のための申出、販売、使用又は上述した目的のために輸入する等の権限を他人に付与して実施することを指す。許諾者(専利権者)はその権利地位を他人に譲渡移転するのではなく、自己の権利における実施権を他人に行使させるだけであり、自分は依然として専利権者の地位を保有する。

専利権について実施権を他人へ許諾する場合、専用実施権又は通常実施権とすることができる。「専用実施権」の場合、被許諾者は許諾された範囲内において、専利権者及び第三者が当該発明を実施することを排除することを指し、「通常実施権」とは、許諾後も専利権者が同一の許諾範囲内について第三者に当該発明の実施を許諾できることを指す。

また、専利権が共有である場合、専利法の規定により、共有者全員の同意の下、専利権を全て譲渡、信託、他人への実施の許諾、質権の設定又は放棄することができる。また、その他共有者の同意の下、そのあるべき一部を他人へ譲渡、信託又は質権の設定をすることができる。言い換えれば、専利権が共有である場合、共有者全員の同意を経た時のみ、専利権の全てを他人に実施許諾することができ、そのあるべき一部のみを他人に実施許諾することはできない。

4.1 許諾登録の申請人

専利権の許諾登録を申請する場合、専利権者又は被許諾者が申請を提出しなければならない。

4.2 備えるべき申請書類

専利権許諾登録の手続きには、以下の書類を備えなければならない。:

(1)専利権許諾登録申請書。

(2)許諾契約又は証明書類:

A.許諾登録の申請:許諾契約又は証明書類。

B.許諾抹消登録の申請:被許諾者が発行した登録抹消同意書、裁判所による判決書及び判決の確定証明書、又は法に基づき裁判所による確定判決と同等の効力を有する証明書類。ただし、許諾期間満了により消滅した場合、添付は免除される。

C.許諾変更登録申請:変更に関する証明書類。

前述した許諾契約又は証明書類には、以下の事項を記載しなければならない。:

(1)特許、実用新案又は意匠の名称又はその専利証書番号。

(2)許諾の種類、内容、地域及び期間：

- A.許諾の種類：専用実施権又は通常実施権かを明記しなければならない。許諾の種類を審査する際、書面契約に記載された専利法が定める専用実施権の規定に符合しているか否かについて審査を行なうことにより、その許諾の種類を確定し、契約書の内容と申請書に記載されている内容が一致しているか否かを形式上照し合わせる。
- B.許諾の内容：実施権を付与した内容、例えば：製造、販売のための申出、販売、使用、上記目的のための輸入等を明記しなければならない。一部の請求項について他人へ実施を許諾する場合、許諾内容の中にその請求項の番号を明記しなければならない。
- C.許諾地域：台湾全土又は一部の区域とすることができ、一部の区域である場合、その区域を詳しく記載しなければならない。
- D.許諾期間：専利権存続期間に限る。

専利権が共有である場合、専利権許諾登録手続きに添付すべき同意書の処理原則は、本章 1.2 の専利権共有に関する譲渡に備えるべき書類の規定を参照すること。

5. 再許諾登録

再許諾も許諾に属し、依然として当事者間の約定に属し、合意した時に効力が発生する。専利権の他人への実施許諾について、専用実施権である場合、専用実施権者はその許諾された権利を第三者の実施に再許諾（サブライセンス）することができる。ただし、契約に別途約定がある場合、その約定に従う。通常実施権であり、通常実施権者が専利権者又は専用実施権者の同意を得ていない場合、その許諾された権利を第三者の実施に再許諾することはできない。

5.1 再許諾登録の申請人

専利権の再許諾登録は原実施権者又は再実施権者が申請を提出しなければならない。

5.2 備えるべき申請書類

専利権の再許諾登録手続きには、以下の書類を備えなければならない。：

- (1)専利権の再許諾登録申請書。
- (2)再許諾契約又は証明書類。
 - A.再許諾登録の申請：再許諾契約又は証明書類。
 - B.再許諾抹消登録の申請：再実施権者が提出した登録抹消同意書、裁判所の判決書及び判決の確定証明書、又は法に基づき裁判所による確定判決と同等

の効力を有する証明書類。ただし、原許諾又は再許諾の期間満了により消滅した場合、添付は免除される。

C.再許諾変更登録の申請：変更に関する証明書類。

前述した再許諾契約又は証明書類に記載すべき事項は、本章 4.2 の許諾契約又は証明書類に記載すべき事項に関する規定を参照すること。ただし、再許諾の内容、地域及び期間は、原許諾の範囲内に限る。

通常実施権者が再許諾する際、専利権者又は専用実施権者の同意を得なければ再許諾することができない。このため、登録申請は登録申請に関連する申請書、契約又は証明書類を添付すべきであるほか、専利権者又は専用実施権者が登録申請書内にその同意の旨又はその他その同意の旨を表彰する証明書類を添付しなければならない。

6. 質権設定登録

台湾の民法には動産の質権と権利の質権の規定があり、専利権は一種の無体財産権で、専利権を対象として質権を設定することは、自然と権利の質権に属し、同時に本質上もまた担保物権に属する。

同一の専利権は重複して質権の設定を登録することができ、専利権者は複数の債権を担保するため、同一の専利権について複数の質権を設定した場合、その順番は登録の前後によりこれを定める。専利権を質権の設定の対象とする場合、契約に別途約定がある時を除き、質権者は当該専利権を実施することはできない。

6.1 質権設定登録の申請人

専利権の質権設定登録を申請する場合、専利権者又は質権者が申請を提出しなければならない。

6.2 備えるべき申請書類

専利権の質権登録手続きには、以下の書類を備えなければならない。：

(1)専利権の質権登録申請書及び専利証書。

(2)質権設定の契約又は証明書類：

A.質権設定登録の申請：質権設定の契約又は証明書類。

B.質権抹消登録の申請：債権弁済証明書類、質権者が提出した登録抹消同意書、裁判所の判決書及び判決の確定証明書又は法に基づき裁判所による確定判決と同等の効力を有する証明書類。

C.質権の変更登録の申請：変更に関する証明書類。

前述した質権設定の契約又は証明書類には以下の事項を記載しなければならない

ない。:

(1)特許、実用新案又は意匠の名称又はその専利証書番号。

(2)債権金額及び質権設定期間、質権設定期間は、専利権存続期間に限る。

専利権が共有である場合、質権の設定登録手続きに添付すべき同意書の処理原則は、本章 1.2 の専利権共有に関する譲渡に備えるべき書類の規定を参照すること。

7. 移転登録審査の注意事項

7.1 双方の代表

専利権の譲渡、信託、他人への実施の許諾と質権登録の手続きを行う際、双方の代表に関する規定については、本篇第 11 章第 3.1 を参照すること。

7.2 特許、実用新案の追加、関連意匠及び連合意匠の専利権

特許、実用新案の追加（実用新案の追加：2001 年の法改正により現在では廃止されている制度）における専利権は、その元の専利権と併せて専利権の譲渡、信託、承継又は質権設定などの移転登録手続きを行わなければならない。並びにそれぞれ移転登録の申請書、証明書類及び納付費用を備えなければならない。許諾登録の手続きを行う際、特許権、実用新案権の追加の専利権は単独で処理することができる。

連合意匠の専利権は、その本意匠の専利権と併せて専利権の譲渡、信託、承継、許諾又は質権設定などの移転登録手続きを行わなければならない。連合意匠権は本意匠権に従属するため、単独で主張することはできない。このため、専利権の移転登録をする際にはそれぞれ移転登録の申請書、証明書類を備えなければならないが、一件の専利権移転手数料のみ納付すればよい。

関連意匠の専利権は、その本意匠の専利権と併せて専利権の譲渡、信託、承継、許諾又は質権設定などの移転登録手続きを行わなければならない。関連意匠権は単独で主張でき、且つ単独の専利権証書を有するため、それぞれ移転登録の申請書、証明書類及び個別に納付費用を備えなければならない。本意匠権が当然消滅又は取消しが確定したが、その関連意匠が依然として二つ以上存続する場合、それらの関連意匠権の譲渡、信託、承継、許諾又は質権設定も、併せて行わなければならない。且つそれぞれ移転登録の申請書、証明書類及び個別に納付費用を備えなければならない。

第二十章 訂正

1.訂正の申請人	2
2.訂正の時期	2
3.訂正申請書類及び記載すべき事項	3
3.1 特許及び実用新案	3
3.2 意匠	4
4.誤訳の訂正の書類要求	5
5.訂正の公告	5
6.訂正案件と無効審判請求案件の合併審査	6

第二十章 訂正

特許及び実用新案の専利権者がその専利明細書、専利請求の範囲又は図面について、請求項を削除、専利請求の範囲を縮減、誤記又は内容の誤訳の訂正又は不明瞭な記載の釈明等の事項がある場合、訂正を申請することができる。意匠権者はその明細書又は図面について、誤記又は内容の誤訳の訂正又は不明瞭な記載の釈明等の事項がある場合、訂正を申請することができる。

訂正の申請人、訂正の時期、訂正の申請書類、訂正の記載すべき事項、訂正案と無効審判案の合併審査等に関する手続きの審査要点及び処理作業を、本章規範の重点とする。

1.訂正の申請人

専利明細書、専利請求の範囲又は図面を訂正する申請人は専利権者でなければならない。

特許又は実用新案の専利権が共有であり、「請求項の削除」及び「専利請求の範囲の縮減」について訂正を申請する場合、共有者全員の同意なしに行うことはできない。ただし、共有者のうちの一人を全員の代表として訂正の申請を提出することができる。

2.訂正の時期

特許及び実用新案の専利権者は公告を経て専利権を取得した後、専利権者は明細書、専利請求の範囲又は図面の訂正を申請することができる。ただし、出願人が専利出願の登録料を納付して証書を受領してから公告される前までに訂正を申請した場合、当該出願はまだ公告されていないが、専利権者が反覆して訂正申請の手続きを提出することを避けるため、暫く処理を見合わせ、公告後に訂正手続きを続行することとする。

実用新案権者は公告を経て実用新案権を取得した後、実用新案技術評価請求案件の受理中、又は訴訟案件の係属中のみ訂正を申請することができ、前述した期間ではない時に訂正を申請した場合、不受理としなければならない。

専利出願が登録査定又は処分を経て、出願人が登録料を納付して証書を受領する前に訂正を申請した場合、未だ専利権を取得していないため、訂正の申請は不受理としなければならない。また、専利権者が専利権の当然消滅後に訂正を申請した場合、すでに訂正の対象がないため、当該訂正の申請は不受理としなければならない。

専利権者は、無効審判請求案件の審理期間において、答弁、補充答弁又は応

答の通知期間においてのみ訂正を申請することができる。ただし、専利権が民事又は行政訴訟案件に係属中で、訂正の必要がある場合、無効審判請求案件の審理期間において訂正を申請することができ、前述した3つの期間の制限を受けない。

専利権者は専利権が当然消滅した後、利害関係者が専利権の取消しにより、回復できる法律上の利益を有している場合、専利権の当然消滅後に無効審判を請求することができ、このとき、専利権者は依然として無効審判請求案件の審理期間において訂正を申請することができる。

専利権が審決を経て取消しされ、たとえ専利権者がこれを不服として提起した行政救済が未だ確定されていなくとも、専利主務官庁の取消し処分には実質的な拘束力(実質的存続力)がすでに生じていることから、行政訴訟手続きにより原処分が取消しとなる前までは、提出された訂正の申請は不受理としなければならない。

特許又は実用新案の専利権の一部の請求項が審決を経て取消しされた場合、無効審判請求案件は行政救済の期間内において、原処分の審決結果が無効審決の請求項に対し専利権取消しの拘束力を有するため、専利権者が提出した訂正は、原処分における維持審決の請求項についてのみ申請することができる。訂正内容に無効審判請求成立とされた請求項が含まれている場合、訂正は専利請求の範囲全体としなければならないため、専利権者に期限を設けて当該一部の訂正内容を削除するよう通知し、並びに削除した後の専利請求の範囲全てを添付しなければならない。期限内に補正しなかった場合、その訂正申請は全案不受理とし、一部を受理して訂正することはできない。意匠においては、全案審決であるため、原処分の審決が無効審決となった場合、その訂正申請は不受理とする。

3.訂正申請書類及び記載すべき事項

3.1 特許及び実用新案

訂正の申請で送付すべき書類は以下の通りである。:

(1) 訂正申請書一式2部:

明細書を訂正する場合、訂正するページ数、段落番号と行数、訂正内容及び理由を明記しなければならない。専利請求の範囲を訂正する場合、訂正する請求項、訂正内容及び理由を明記しなければならない。図面を訂正する場合、訂正する図番号及び訂正理由を明記しなければならない。

A.訂正内容は、訂正前及び訂正後の内容を明記しなければならない。それが元の内容を削除するものである場合、削除する文字の上に取消線を引

かなければならない。それが新たに内容を追加するものである場合、新たに追加する文字に下線を引かなければならない。

B.訂正理由は、特許については、適用する専利法第 67 条第 1 項の号数を明記しなければならず、実用新案については、適用する専利法第 120 条で準用する第 67 条第 1 項の号数を明記しなければならない。

C.専利請求の範囲の訂正について、一部の請求項を削除する場合、その他の請求項の項番号を変更してはならない。

D.図面の訂正について、一部の図面を削除する場合、その他の図面の図番号を変更してはならない。

E. 専利権者が無効審判請求の審理期間中に訂正請求する場合、訂正請求書に無効審判案件番号を明記しなければならない。

(2)訂正後の線なし明細書、図面の差換えページ一式 2 部。専利請求の範囲を訂正する場合、そのフルセットの専利請求の範囲一式 2 部。訂正案が無効審判請求案件との合併審査である場合、係る無効審判案件番号ごとに、一式 2 部追加して送付しなければならない。

(3)請求項の削除及び専利請求の範囲の縮減を申請する場合、専利権がすでに他人の実施を許諾又は質権を設定したとき、被許諾者又は質権者の同意書を送付しなければならない。専利権が共有であり、且つ訂正の申請が共有者全員による提出ではない場合、共有者全員の同意書を送付しなければならない。

(4)専利権の無効審判請求案件審理中、及び実用新案権が訴訟案件に係属している期間に訂正を申請する場合、当該専利権に関する民事又は行政訴訟案件の証明書類を送付しなければならない。

訂正申請書に訂正事項を記載しなかった又はその他の申請書類が完備していない場合、指定期間内に補正しなければならず、期限が過ぎても補正しなかった場合、訂正申請は不受理としなければならない。

3.2 意匠

訂正申請で送付すべき書類は以下の通りである。:

(1) 専利訂正申請書一式 1 部 :

明細書を訂正する場合、申請書に訂正するページ数と行数、訂正内容及び理由を明記しなければならない。図面を訂正する場合、申請書に訂正する図面の名称及び訂正理由を明記しなければならない。

A.訂正内容は、訂正前及び訂正後の内容を明記しなければならない。その元の内容を削除するものである場合、削除する文字の上に取消線を引かなければならない。それが新たに内容を追加するものである場合、新しく追加する文字に下線を引かなければならない。

B.訂正理由は、適用する専利法第 139 条第 1 項の号数を明記しなければならない。

C.専利権者が無効審判請求の審理期間中に訂正請求する場合、訂正請求書に無効審判案件番号を明記しなければならない。

(2)訂正後の線のないフルセットの明細書又は図面一式 2 部。訂正の申請を無効審判案件と合併した場合、係る無効審判案件番号ごとに、一式 2 部追加して送付しなければならない。

訂正申請書に訂正事項を記載しなかった又はその他の申請書類が完備していない場合、特許の処理原則を参考にすること。

4.誤訳の訂正の書類要求

専利権者が先に外国語版で出願を提出してから中国語版の補正で出願日を取得した場合、中国語版の明細書、専利請求の範囲又は図面のみについて訂正の申請を提出することができ、外国語版は訂正することができない。専利権付与の公告後、中国語版に翻訳ミスがあるとの事情を発見した場合、誤訳の訂正を申請することができ、当該誤訳の訂正は出願日を取得した外国語版が比較の対象となる。

専利権の公告後、誤訳により明細書、専利請求の範囲又は図面の訂正を申請する場合、添付すべき書類は本篇第 10 章第 2 節の誤訳の訂正の書類要求を参照すること。ただし、訂正後の線なし専利明細書、図面の差換えページ一式 2 部を送付しなければならない。専利請求の範囲を訂正する場合、そのフルセットの専利請求の範囲一式 2 部；誤訳の訂正が無効審判請求案件と合併して審理される場合、係る無効審判案件ごとに、一式 2 部追加して送付しなければならない。

誤訳の訂正以外の事由による訂正の申請は訂正申請書を備えるべきであり、誤訳の訂正の申請は誤訳の訂正の申請書を備えなければならない。両方を同時に申請する場合、それぞれ二種類の申請書を提出することができ、また、誤訳の訂正の申請書にそれぞれ誤訳の訂正及び訂正事項を明記することもでき、且ついずれも一件の手数料のみ納付すればよい。

5.訂正の公告

専利権者が専利明細書、専利請求の範囲又は図面の訂正を申請し、訂正が許可された後、その事由を公告しなければならない。専利明細書、専利請求の範囲及び図面が訂正を経て公告された後は、出願日に遡って効力が生じる。

6.訂正案件と無効審判請求案件の合併審査

専利権者が訂正案件を提出する場合、無効審判請求前又は無効審判請求後に提出したかに関わらず、また当該訂正案が単独提出又は無効審判請求の答弁時に合併して提出したかに関わらず、無効審判請求人と専利権者の攻撃防御方法の行使を均衡にし、紛争が一回で解決することに寄与するよう、いずれも訂正案件と無効審判請求案件とを合併審理及び合併審決することとする。

無効審判請求前に提出された訂正案件は、最も早く提出された無効審判請求案件と併せて審理し、並びに専利権者及び無効審判請求人に通知する。無効審判請求後に提出された訂正案件について、多数の無効審判請求案件に係ることとなる場合、その訂正申請書に係る各無効審判請求案件番号を明記しなければならない。且つ係る無効審判請求案件番号ごとに、訂正申請書類一式2部を追加して送付しなければならない。ただし、一件の手数料のみ納付すればよい。これらの無効審判請求案件はいずれも訂正案件の審理を待ってから、訂正結果に基づき無効審判請求案件の審理を続行すべきである。

第二十一章 無効審判

1. 無効審判請求人.....	2
2. 代理人.....	3
3. 無効審判を請求できる期間	3
4. 無効審判の必要書類及び記載すべき事項.....	4
5. 専利権者答弁の交付	5
6. 無効審判の取下げ	6

第二十一章 無効審判

何人も公告を経て証書を交付した専利権について、法定の専利権付与の事由に符合しないと認められた、又は利害関係者が専利権者は専利出願権者ではないと認めた、又は共有する専利出願権が共有者全員により出願されたものでない場合、理由及び証拠を備えて無効審判を請求し、当該専利権の取消しを請求することができる。専利権の取消しが確定された場合、専利権の効力は初めから存在しなかったものと見なす。

何人も特許権存続期間延長の登録査定において、法定の専利権存続期間延長の許可事由に符合しないと認められた場合、理由及び証拠を備えて無効審判を請求し、専利権存続期間の延長許可の取消しを請求することができる。専利権存続期間延長の取消しが確定された場合、本来許可された延長期間は、初めから存在しなかったものと見なす。ただし、延長を許可された期間が実施できなかった期間を超えており、無効審判請求で無効審決が確定した場合、その超過した期間については、延長しないものと見なす。

無効審判請求人の適格性、無効審判の期間、備えるべき書類及び記載すべき事項、専利権者の答弁の交付及び無効審判の取下げなどに関する手続き審査要点及び処理作業を、本章規範の重点とする。

1. 無効審判請求人

無効審判は公衆審査制度であるため、無効審判の請求は、特定の事由が利害関係者により請求されるべき場合を除き、何人もこれを行なうことができる。しかし、専利権者が自ら無効審判を請求した場合、専利法において無効審判手続きの進行はいずれも双方の当事者の共同参加を前提とすると規定され、専利権者に対して答弁手続きを実行するよう通知するべきであり、且つ無効審判案件が無効審判声明、理由、添付された証拠の斟酌を原則とし、無効審判が成立しないと維持審決された際に、第三者に対して一事不再理の阻止効果を生じることから、上述した「何人も」には、公衆審査の制度に合致しないことを回避するため、専利権者自身は含まない。従って、専利権者が自ら無効審判を請求した場合は、不受理としなければならない。

非法人団体であり、代表者又は管理人を有している場合、権利能力なき社団に属するが、行政手続きの当事者能力及び行為能力を有するため、無効審判請求人となることができる。しかし、単独投資による商号が、訴願法上の訴願能力及び訴願法上の当事者能力を有していない場合、依然として当該自然人を無効審判請求人としなければならない。

無効審判案件を主張する事由が、専利権者が専利出願権者ではない、又は専利出願権が共有であるが共有者全員により出願されたものではない旨の争いである場合、利害関係者に限り無効審判を請求することができる。専利権が専利出願権者又は専利出願権共有者により当該専利出願を公告してから2年以内に、専利権者が専利出願権者ではない、又は専利権者が共有であるが共有者全員により提出された出願でないことを無効審判の事由とし、並びに無効審判の取消しが確定した後2ヶ月以内に同じ創作について専利出願した場合、当該取消しが確定された専利権の出願日をその出願日とする。この出願について、注意しなければならないのは、非法人団体は無効審判請求人となることができるが、専利出願人となるには、依然として権利主体の資格を有して初めて可能となる。

専利権存続期間が満了又は当然消滅後に、無効審判を請求できるのは、専利権の取消しに対して回復可能な法律上の利益を有する利害関係者のみに限る。利害関係者であるか否か、回復可能な法律上の利益を有するか否かについては、実体審査時に法により審理する。

2. 代理人

無効審判の請求は、自ら処理又は代理人に委任して処理することができる。ただし、台湾域内に住所又は営業所を有しない場合、代理人に委任して処理しなければならない。

無効審判案件の代理人は一件につき3人を超えてはならない。しかし、無効審判請求人と専利権者はそれぞれ双方の当事者に属し、無効審判請求人の代理人の人数は当然ながら専利権者の代理人の人数と別々に計算するため、無効審判請求人及び専利権者は各自3名の代理人を委任することができる。

専利権者が無効審判の段階において委任した代理人は、無効審判案件を特別委任とする場合を除き、元の代理人数と合併して計算し、合計で3人を超えてはならない。

3. 無効審判を請求できる期間

専利出願が登録査定を経た後、公告の日から専利権が付与されるため、公告の日から専利権が有効に存続する期間内においていつでも無効審判を請求することができる。

利害関係者が専利権の取消しについて、回復可能な法律上の利益を有する場合、専利権の当然消滅後に無効審判を請求することができる。しかし、専利権の取消しが確定された場合、専利権は初めから存在せず、無効審判の請求は不受理としなければならない。

専利権が2年目以降の専利年金の追納期間内にある場合、専利権者が追納手続きを行っているか否かは未定であるため、無効審判を請求する時、専利権者が確実に専利年金を追納した旨を待ってから無効審判の審理を継続する必要がある。専利権者が期限を過ぎても専利年金を納付しなかったことにより専利権が本来の納付期限満了後に遡って当然消滅した時、期限を設けて無効審判請求人に専利権の取消しについて回復可能な法律上の利益を有する証明書類の提出を通知し、期限が過ぎても提出しなかった場合、無効審判は不受理とし、並びに請求手数料を返還することとする。

無効審判を請求する時、専利出願がまだ公開されていない場合、その無効審判の請求は不受理としなければならない。しかし、専利出願がすでに登録査定又は処分され、並びに手数料を納付して証書を受領したが、まだ公告されていない場合、まだ専利権を有していないが、請求人が反覆して無効審判手続きを実行するのを回避するため、暫く処理を見合わせ、公告後まで待ってから無効審判手続きを再継続する。

4. 無効審判の必要書類及び記載すべき事項

無効審判請求には、請求書一式3部を備えなければならない。無効審判請求された案件番号、専利証書番号、無効審判請求された案件の名称、無効審判請求人、無効審判の被請求人、代理人等の資料を明記し、且つ下記の事項を明記し、並びに証拠一式3部を添付しなければならない。:

(1) 無効審判の声明:

特許又は実用新案出願について無効審判を請求する場合、全て又は一部の請求項の取消しを請求する主旨を記載しなければならない。一部の請求項について無効審判を請求する場合、取消しを請求する専利権の請求項数を具体的に記載しなければならない。特許権存続期間の延長について無効審判を請求する場合、取消しを請求する専利権存続期間延長の開始・終了の年、月、日を記載しなければならない。無効審判の声明は、請求後に変更又は追加してはならないが、縮減することはできる。無効審判請求人が事後に無効審判の声明の変更又は追加を請求する場合、当該変更又は追加の声明は不受理としなければならない。

(2) 無効審判請求理由:

無効審判において主張する法律条文及び具体的な事実を記載し、並びに各具体的な事実と証拠との関係を記載しなければならない。

証拠には、書証又は物証が含まれる。書証は原本又は正本を添付しなければならない。もしコピーである場合、原本又は正本と同一であると証明しなければならないが、方式審査の段階において無効審判の書証のコピーが原本又は正本

と同一であるとの証明を提出したか否かについては審査せず、無効審判の実体審査の段階まで待ってから審査する。物証は、原則上1部とする。

無効審判の書証が外国語である場合、無効審判の実体審査段階において無効審判請求人に対して中国語訳又は抄訳の添付を通知する必要性の有無を判断する。しかし、方式審査の段階において、無効審判の被請求人が中国語訳又は抄訳を要求した場合、先に無効審判請求人に中国語訳又は抄訳を補正するよう通知する。補正を通知したが期限内に補正しなかった場合、依然として後続の手続きを継続することとする。

無効審判の事由が係争専利の出願権者が真の専利出願権者でない、又は専利出願権が共有であるが、共有者全員により申請を提出されたものでない旨を主張する場合、利害関係者の証明書類を添付しなければならない。利害関係者が専利権の当然消滅後に無効審判を請求する場合、その専利権の取消しに対して回復可能な法律上の利益を有することを示す証明書類を添付しなければならない。例えば：裁判所の判決書である。

無効審判請求には、利害関係者の証明書類又は回復可能な法律上の利益を有する証明書類を送付しなければならないが、送付しなかった場合、無効審判請求人に指定期間内に補正するよう通知し、期限が過ぎても補正しなかった場合、無効審判は不受理とし、並びに請求手数料を返還する。

無効審判請求書に無効審判の声明、無効審判理由を明記しなかった、証拠を添付しなかった又は無効審判が基づく条文番号を明記しなかった場合、無効審判請求人に無効審判請求の翌日から起算して1ヶ月以内に補正するよう通知し、期限が過ぎても無効審判理由、無効審判請求の証拠を補正しなかった、又は無効審判が基づく条文番号を明記しなかった場合、依然として手続きを継続することとする。しかし、無効審判請求時に無効審判の声明を明記しなかった又は無効審判理由を明記せず且つ証拠を添付せず、補正通知を経ても補正しなかった場合、無効審判は不受理としなければならない。

5. 専利権者答弁の交付

無効審判を受理した後、無効審判請求人が添付した声明、理由、証拠の書式が完備している場合、無効審判請求書のコピー及び添付された証拠を専利権者に送付しなければならない。専利権者は、コピーが送達された日の翌日から起算して1ヶ月以内に答弁しなければならない。専利権者が予め理由を説明し、延期を許可された場合を除き、期限が過ぎても答弁しなかったものについては直接審理を行なう。もし無効審判請求人が無効審判請求から3ヶ月以内に、また理由、証拠を補足するのであれば、専利権者に指定期間内に答弁を補充するよう併せて送付しなければならない。専利権者が期限を過ぎても答弁を補充しな

かった場合、直接審理を行なう。ただし、無効審判請求人が、無効審判請求から3ヵ月を過ぎて補充理由、証拠を提出した場合、法により参酌せず、専利権者に答弁するよう通知もしない(詳しくは第五篇「無効審判審査」第一章「専利権の無効審判」を参照すること)。

6. 無効審判の取下げ

無効審判案件の取下げは、原則上、無効審判請求人の自由に属し、無効審判請求人は審決前に無効審判の請求を取下げることができるが、専利権者がすでに答弁を提出した場合、専利権者の同意を得なければならず、専利主務官庁は無効審判取下げの事実を専利権者に通知しなければならない。通知が送達されてから10日以内に、専利権者の反対表示がない場合、無効審判案件の取下げに同意したものと見なす。しかし、無効審判案件の審決後は、取下げの問題はない。

第二十二章 専利権の消滅、取消し及び回復

1. 専利権の消滅	2
2. 専利権の取消し.....	3
3. 専利権の回復	3

第二十二章 専利権の消滅、取消し及び回復

専利権の消滅とは、専利権が法定事由のために成就し、いかなる者の主張又は専利主務官庁の処分を待たずに、権利消滅の効果が発生することを指す。専利権消滅の効力は事後に発生し、消滅前の専利権の効力には影響しない。

専利権の取消しとは、専利権が無効審決により取り消されたことを指す。専利権の取消しが確定した場合、当該専利権の効力は、始めから存在しなかったものと見なす。

専利権の回復とは、専利権者が故意によらずに、期限内に専利年金を納付しなかったため専利権が当然消滅したとき、法により専利権の回復を申請できることを指す。

1. 専利権の消滅

専利権の当然消滅の法定事由は以下の通りである：

(1) 専利権の期限が満了した場合、期限満了後から消滅する：

専利権の期限について、特許の場合は出願日から起算して 20 年で満了し、実用新案の場合は出願日から起算して 15 年で満了し、意匠の場合は出願日から起算して 12 年で満了する。専利権の期限が満了した場合、満了後から当然消滅する。

例えば：ある特許の出願日が 1986 年 5 月 2 日であり、公告日が 1987 年 9 月 16 日である場合、当該専利権の開始日は 1987 年 9 月 16 日からであり、専利権は 2006 年 5 月 1 日で期限満了し、専利権期限満了による消滅日は 2006 年 5 月 2 日である。

(2) 専利権者が死亡し、承継人がいない場合：

専利権者が死亡し、だれもその承継人として主張しない場合、専利権は公共財に帰属し、誰でも利用できることとなる。

(3) 2 年目以降の専利年金を追納期限満了前に納付しなかった場合、本来の納付期限の満了後から消滅する：

1 年目の専利年金の納付は専利権を取得するための条件であり、納付しなかった場合、専利権を取得することができず、専利権消滅の状況は発生しない。2 年目以降の専利年金は、期限が過ぎる前に納付しなければならず、期限が過ぎても納付せず、また、期限満了後 6 ヶ月以内に追納しなかった場合、その専利権は当然消滅する。

例えば：ある特許の出願日が 2000 年 1 月 3 日であり、公告日が 2001 年 9

月 11 日である場合、当該専利権の開始日は 2001 年 9 月 11 日であり、専利権は 2020 年 1 月 2 日に期限満了となる。専利権者が 5 年目の専利年金を期限が過ぎても納付しなかった場合、専利権の当然消滅日は 2005 年 9 月 11 日となる。

(4) 専利権者が権利を放棄するとき、書面にその旨が表示された日から消滅する：

専利権者が専利権を放棄したい場合、専利主務官庁に書面でその旨を表示した日から消滅する。

この他、同一出願人が同一創作について、同日にそれぞれ特許及び実用新案に出願し、二重出願を声明した場合、専利主務官庁は審査において専利出願が二重出願の要件に符合しているか否かを確認し、且つ専利法第 32 条第 3 項の状況がない時、特許出願の登録査定前に、出願人に期限を設けていずれかに択一するよう通知し、出願人が特許を選択した場合、特許出願の登録査定書を交付し、出願人は特許出願について 1 年目の年金及び証書料を納付した後、実用新案権は特許が公告された日から消滅する。

2. 専利権の取消し

専利権が無効審判の審理を経て無効審決となった場合、その専利権は取消しされなければならない。特許又は実用新案の取消しは、各請求項についてそれぞれ行なうことができる。

専利権が取消された後、以下の事情のうちの一つを有する場合、取消しが確定したものとする：

(1) 法により行政救済を提起しなかった場合。

(2) 行政救済を提起し、却下が確定した場合。

専利権の取消しが確定した場合、当該専利権の効力は、始めから存在しなかったものと見なす。

3. 専利権の回復

2 年目以降の専利年金について、専利年金を納付すべき期間内に納付しなかった場合、期間満了後 6 ヶ月以内に追納することができ、追納しなかった場合、専利権は本来の納付期限が満了した後に消滅する。ただし、専利権者が故意によらずに、上述した追納期限内に追納しなかった場合、追納期限満了後 1 年以内に、専利権の回復を申請し、並びに 3 倍の専利年金を追納することができる。